

発刊に寄せて

社会福祉基礎構造改革のもと、平成15年4月からは障がい者分野における契約による利用制度である支援費制度も始まり、利用者の自己選択、自己決定に基づくサービス提供が求められています。これに伴い障害者福祉施策の方向性は、従来の施設入所による利用から在宅、地域生活移行へと転換してきました。また、福祉サービスを利用される方の権利擁護が重要な命題になるなど事業者としての課題も非常に大きくなってきております。

山形県社会福祉事業団は設立以来約40年を経て、いわゆる「46通知」の見直しや公立施設の指定管理者制度の発足など、その経営環境もまた大きく変わりつつあります。

こうした状況の中で、求められている個々のニーズは多様化し、より専門的な支援やサービスの創出が必要となっております。このような時代と地域の要請に対応していくことこそ、社会福祉事業団の使命と考えているところであります。

この実践報告の目的は

- ① 積極的な情報公開を通して事業の透明性を図るとともに、サービス向上、改善に自ら主体的に取り組む力を高め、県民の信頼に応える意識を構築すること。
- ② 自らの事業実践を広く検証に付すことにより、人権尊重の価値と理念に基づく利用者主体のサービス提供を確立すること。
- ③ 先駆的専門的取り組みの検証をすることにより、常に現状に満足することなく専門性、洞察力、創造性を高めていくとともに、後に続く実践の開拓に寄与すること。

報告につきましては、未だ不十分な実践や検討すべき課題も多くあろうかと存じますが、職員の意思と気概をお酌み取りいただき、ご高覧の上、ご指導やご叱声をいただきますとともに、今後の皆様の実践になにがしかのお役に立てただければ幸甚に存じます。

平成16年3月

社会福祉法人 山形県社会福祉事業団

理事長 小野 勝



目 次



I 発刊に寄せて

山形県社会福祉事業団 理事長 小野 勝

II 実践報告

高齢者の肥満解消に向けての取り組み
～永遠に美しく～

松濤荘 齋藤 松子 高橋 千春 …… 1
菅原 明美 後藤 里史

利用者とのふれあい
～コミュニケーションについて～

寿泉荘 榎 美代子 …………… 6

身体拘束解消に向けての取り組み
～拘束のない自由なせいかつをめざして～

福寿荘 三嶋 喜和子 …………… 9

経費節減の取り組みについて

福寿荘 五十嵐 敏之 …………… 14

個別支援の充実に向けて
～もう一つのユニットケア～

大寿荘 個別支援プロジェクト 齋藤 久雄 坂野 晴美 …… 18
各棟チーフ・サブ

リハビリテーションの実践と課題

大寿荘 小出 由美子 …………… 23
各棟サブ(ケアマネージャー・看護師)

内部ウィークリーメニューの展開と問題点について
～内部メニューに参加しない人への支援について～

みやま荘 浄 沼 利 男 佐藤 文子 …… 28
後藤 千恵子 植松 智恵美

今泉福祉村ボランティア講座に学ぶ
～地域の福祉力を高める取り組み～

泉 荘 重 吉 正 文 …………… 33

地域生活移行支援のとりくみ ～社会生活力プログラムの展開～	梓園	緒形千佳子 梅津真理子	安房宏佳 菅原直弘	……	37
クラブ活動の一考察 ～将棋の実践を通して～	鶴峰園	後藤茂		……	43
利用者の自立生活支援における課題 ～生活満足度調査からの考察～	ワークショップ明星園		サービス推進委員会	……	46
地域生活の推進をめざして ～吹浦荘施設外作業場「ちょこっと」の実践報告から～	吹浦荘	佐藤文子	伊澤さおり	……	51
慈丘園における地域生活移行について	慈丘園	齋藤敏彦 土門紀子	後藤登喜子	……	56
地域生活移行プログラムの充実への取り組み ～モービルクルーの活動から～	希望が丘あさひ寮	阿部修二 鈴木暢子 村岡恵美	斉藤眞一 二関郁子	……	62
健康運動の実践報告	希望が丘こだま寮	色摩幸子		……	67
行動障害を持つ方の支援を通して ～第一期強度行動障害特別支援事業報告～	希望が丘しらさぎ寮	紺野淳一		……	72
趣味活動の充実	希望が丘ひめゆり寮	鈴木幹雄 小形典子	大沼廣男 佐藤由美	……	77
まつのみ寮パソコン奮闘記 ～当寮のパソコンシステム導入の経過について～	希望が丘まつのみ寮	皆川孝 黒澤優子	猪口真里 深瀬善信	……	80

希望が丘における施設・設備の保全管理の現状と課題 希望が丘管理センター	田中 勉	85
まつかぜ荘デイサービスセンターの取り組み ～開所から半年経過して～		
希望が丘まつかぜ荘デイサービスセンター	船山 美佳 金田 裕樹 鈴木 敬子	90
希望が丘利用者の生活習慣病について ～歯周病予防の取り組みから～		
希望が丘診療所	川崎 千鶴子	95
「仕事」と「生活」を支える ～サポートセンターおきたまの取り組みから～		
置賜障害者就業・生活支援センター	本間 仁子	100
「ボランティア養成講座」開講 ～地域の社会資源開発を目指して・・・～		
西村山精神障害者生活支援センター	石川 喜美子	105
誘客活動 について ～利用率向上のための利用形態の多様化ニーズを探る～		
寿海荘	本間 みはる 後藤 哲哉 滝本 真貴子	110

實 踐 報 告

高齢者の肥満解消に向けての取り組み

～永遠に美しく～

特別養護老人ホーム松濤荘 斎藤 松子 高橋 千春
菅原 明美 後藤 里史

I. はじめに

2003年3月、「21世紀における国民健康づくり（健康日本21）について」が提案された。10年後までの健康づくりに関する国民全体の達成目標を示した指針であるが、どのように展開するかは、それぞれの地域にまかされたものであり、地域独自に展開することで国としての目標が達成できるというものである。その中で肥満者増加は大きな問題であり、ある機関の調査によると「肥満は短命である」という結果が出ている。また、生活習慣病の発症率も高い。我が施設でも利用者が肥満傾向である事は問題に挙げていたが、食事制限以外の対処法には取り組んでいなかった。そこで、このプロジェクトにて専門的知識を取り入れ、利用者が健康に生活出来るよう肥満解消に取り組むこととなった。

日常見られる単純性肥満は「食べ過ぎ」と「運動不足」の生活習慣から生じるものである。毎日食事から得られるエネルギーは生命維持や運動のために消費されるが、生活で消費されるエネルギーよりも身体に入ってくるエネルギーが多くなると、その余った分が脂肪として蓄積される。これが体重増加の原因となる。「食べすぎ」と「運動不足」は大きな問題であるため、これらの改善が肥満解消につながると考えた。また、サブタイトルである「永遠に美しく」とは、外見の美しさだけでなく内面的な美しさも増進していこうという考えからである。

II. 目的

利用者自身の希望である肥満解消という問題に、専門的知識を取り入れた援助を行い、健康な生活を続けながら、外出機会を増やし、外部交流や環境の変化から内面的な美しさの維持・増進を図る。そして、肥満解消による外見の美、気持ちの変化による内面的な美、これらの増進で、今後も利用者自身「美しさ」に対し、より積極的に取り組むのではないかと考えた。

III. 対象・方法

対象は松濤荘の入所利用者3名である（表1）。対象者3名は、以前より体重増加による問題を抱え、自ら肥満解消を希望していた。また、入所利用者の体重測定は年2回の実施であるが、対象者3名は毎月測定しており、プロジェクト開始前後の比較が行なえる（表2）。よって、今回の研究の妥当性をより正確に見当することができると考え対象とした。

表1 対象者のプロフィール

氏名	年齢	性別	介護度	痴呆	現病歴	備考
Mさん	89	女性	I	中等度	変形性膝関節症、 左白内障	歩行時膝痛み有り
Kさん	80	女性	II	軽度	躁うつ病、両膝人工 関節置換術施行	杖歩行時膝痛み有り
Tさん	78	女性	II	なし	脊柱管狭窄症（対 麻痺）	車椅子を使用

表2 対象者の7月時点での状態

氏名	身長 (cm)	標準体重 (kg) BMI22で設定	体重 (kg)	肥満度 (%)
Mさん	144	45.6	75.0	64
Kさん	149	48.8	69.0	41
Tさん	140	43.1	48.8	13

※ 肥満度 10~20%は「やや太り気味」。20%以上「太りすぎ」

※ 車椅子を使用である T さんの目標とする BMI は、低く設定するとの考えもあったが、運動量が激しいため 22 とした。

方法

①体重測定

月1回

②食事制限 (1日 1200kcal) 70才以上の女性：1300kcal (生活活動強度 I)

主食：M・Kさん；ご飯 110g

Tさん；かゆ 200g

③運動

i、体操

7月30日～8月14日→花笠音頭 (15分程度)

8月15日～8月31日→ミュージックケアの中から選曲し、「亜麻色の髪の乙女 (5分程度)」を行なう。

9月1日～ →NHKにて放送される「みんなの体操」を行なう。

ii、個人リハビリ

Tさんに対して：頸部、下肢の温熱療法 (15分)。平行棒にて起立練習 (10回)。体幹、下肢筋力増強運動を行う (週4回)。

Mさんに対して：本人の希望する日のみ歩行練習を行う。

Kさんに対して：下肢循環改善を目的とし、温熱療法。また、歩行練習を行う。

iii、ミュージックケア・健康運動

それぞれ月2回実施 (1時間程度)。

④外出

- ・ 月1回「あぼん」への足湯 足湯 15~20分
- ・ 外出喫茶 9月「ゆらり」7階にて喫茶
- ・ 外出喫茶の後にドライブ
- ・ 買い物

⑤血液検査

総蛋白、アルブミン、総コレステロール、HDL-C、中性脂肪検査により、研究開始前後の健康状態把握。



ミュージックケア



花笠音頭



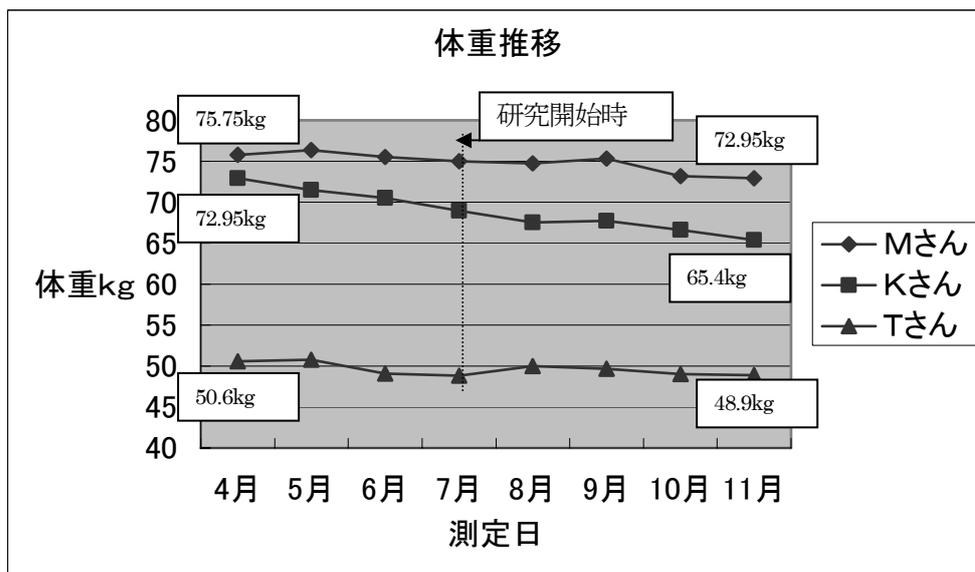
あぼん足湯



三川ジャスコに外出

IV. 結果

体重の変化を表したグラフ



※ 11月時点での肥満度 Mさん：64→60% Kさん：41→34% Tさん：13→12%

①体重測定

当初、月1回の測定に限って実施したが、ダイエットに取り組む方々は、毎日測定することにより肥満への意識付けをしている。よって、11月から3週間、毎日体操後に測定した。数値的に大きな変化は得られなかったが、Tさんにとっては、毎日一喜一憂であり良い刺激となったと考えられた。

②食事制限

研究期間中、食事制限は行なうことができたが、「おやつ」等の把握ができなかった。特に痴呆の影響の強いMさんは、家族の差し入れに対して自分で調整することができなかった。

③運動

8月に行なわれた「花笠音頭」は、利用者自身知っている踊りであったため、楽しく毎日行なうことができた。その後の「亜麻色の髪の乙女」では担当職員が踊りを把握できず、時間も短かったために十分な運動を行なうことができなかった。この反省も踏まえ、9月より「みんなの体操」に加え、ストレッチ体操も行ない時間の設定を20分とした。実際に映像を見ながらの体操であったため、利用者もやり易く積極的に取り組めたようであった。これより体重の減少が顕著となった。

個人リハビリではTさんは毎日取り組んでいたが、Kさんは週に1、2回。Mさんは月に1、2回と取り組む回数に差が出てしまった。ミュージックケア・健康運動に関しては3人とも積極的に取り組むことができた。

④外出

外出は、どの機会にもみなさん生き生きとして、足湯では地域の方々との交流、ドライブでは自然の美しさを堪能した。買い物では商品を手で選ぶ楽しさを味わい、映画鑑賞では30年ぶりの体験と感動が得られた。それらより、表情も明るく、日ごろのストレスも発散でき、内面的な美しさの増進につながった。外面的な美しさについては、外出のたび化粧を施して出かけたが、日ごろの生活での化粧は継続できなかった。

⑤血液検査

検査品名	総蛋白		アルブミン		総コレステロール		HDL-C		中性脂肪	
	9月	11月	9月	11月	9月	11月	9月	11月	9月	11月
正常値	6.5～8.2		3.8以上		150～219mg/dl		40 mg/dl 以上		149 mg/dl 以下	
Mさん	7.4	7.0	3.7	3.5	196	186	27	30	162	130
Kさん	6.8	6.9	3.9	4.0	166	167	33	38	113	65
Tさん	7.8	7.4	3.9	3.6	271	233	69	68	200	142

ほとんどの検査結果が正常値に近づいた。特に中性脂肪の顕著な減少が見られた。

V. 考察

肥満解消に向けての取り組みとしては、専門的知識を取り入れ実施した結果、相対的には体重減少につながったが、個人個人の効果には違いがみられた。よって、個々の考察とする。

① Mさんについて

自身で間食の調整をできないなど痴呆の影響もあったが、体重減少に成功した。本研究内容を継続することで肥満解消に向かうと考えられるが、本研究は反省点もあるため、今後はより効果的な方法を選択する必要がある。食事制限に関しては、本人が他の利用者の食事内容と比較するため、これ以上の制限は困難である。しかし、体重減少が顕著に見られた時期は9月であり、20分間の体

操を始めてからである。つまり、この体操が最も体重減少につながったと考えられる。

② Kさんについて

自発的な取り組みは少なかったが、本研究にて体重減少に成功した。しかし、Kさんは常に声掛けが必要であった。Mさんと同様に体操を継続することで、これからも体重減少につながると考えられるので、本人の自発性を促す取り組みが必要である。自己決定の場を多く設定し、本人の意見を尊重することで自発性を促すことができると考える。この本人の意識が改善されることで、毎日の体操の継続につながり、肥満解消に向かうと考えられる。

③ Tさんについて

積極的な取り組みだったが、体重の変化は少なかった。これは、両下肢麻痺による基礎代謝率の低下が原因と考えられる。基礎代謝とは安静時の代謝率のことであるが、筋の絶対量に比例している。よって、下肢筋群の活動量が低いことで、その分代謝率も低下する。食事で、Mさん、Kさんと同等のエネルギーを摂取しても、消費するために2人以上の努力が必要である。このためには、上肢、体幹などの残存機能の筋力増強にて基礎代謝率を高めることと、毎日体操を継続することで体重減少と肥満解消につながっていくと考えられる。

④ 内面的な美しさについて

外出するごとに表情は生き生きとしていき、いかに社会と接触を持つことが大切であるかが感じられた。より多く外出を望めれば良いが、これが困難な場合は慰問やボランティアの方々の協力を得て、多くの社会交流の場を持つ必要があると考える。外出のたびに化粧は、生活習慣にならなかったが、これまでの習慣から考えると無理強いであるとも考えられる。これまでの生活を尊重することも必要なことであると考え、本当の美しさとは、その人らしく生きることであり、それが内面的な美しさにつながっていくと考えられる。

VI. 結論

今回の対象であった3人は体重減少に成功し、肥満解消に向かうきっかけとなった。今回の結果を基に、今後も継続した援助を行なっていく必要性を痛感している。また、肥満は今回の3人のみが抱える問題ではなく、現在二十名位の利用者が該当しており、寝たきりの人やより困難な課題を持つ方もいる。そのため、今回の研究が肥満の方だけではなく、全利用者に提供できるように施設全体としての取り組みが必要と思われる。そのためには、職員の数の問題等課題も多いが、利用者1人ひとりの生活や健康についてより深く関わり合い、その人らしさを発見する手助けが出来るように努めていくことが大切である。その発見こそが「永遠に美しく」生きるための最初の第1歩ではないかと考えている。

利用者とのふれあい コミュニケーションについて

寿泉荘 槇美代子

はじめに

サービス評価を行った結果、法人の理念の目的を把握・理解されていないことが問題として取り上げられた。漠然と理念のみを覚えればよいのではなく、自分の中で内容を消化理解した上で業務の中に取り入れ、その結果として理念が浸透するようにしたいと思い、全ての係わりの中でコミュニケーションが大きな役割を果たしている為、今回のテーマとしました。

目的 コミュニケーションのとり方

(サービス評価から利用者とのふれ合いが欠けていた事がチェックされた。)

対象 職員

方法

I. サービス評価の結果

- ・ 利用者とのコミュニケーションに配慮している 70%
- ・ 言葉使いは適切ですか 60%
- ・ 会話は利用者のペースに合わせていますか 50%

との結果を受け、研修・専門知識の習得等を実施する。

1. 研修の充実

(1) 職場内研修 コミュニケーションについて 10月16日
講師 山口 泰主任援助員 参加者15名

研修内容

①、運営の基本理念 ～スタッフにブレイクダウンされ実践されているか

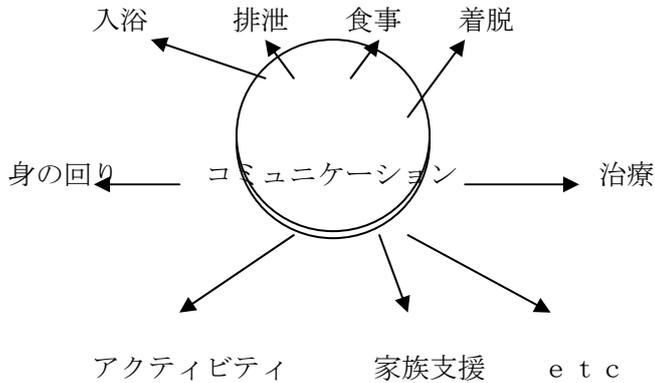
理念はケアの羅針盤

- | |
|-------------------|
| ① 説明と同意の上で介護いたします |
| ② 自立支援を基本に援助いたします |
| ③ 利用者本位の原則を守ります |
| ④ 自己決定を最優先します |
| ⑤ プライバシーの保護をいたします |

②、介護とは～ケア（cara）の日本語訳（係わる・働きかける）

- ・ 考える・気付く
- ・ 世話・介助・看護

③、対人援助サービス（human cara service pro-）の基～コミュニケーション



- ・ コミュニケーションとはメッセージを共有すること
- ・ コミュニケーションの3要素
言語的コミュニケーション（言語内容）7%
準言語的コミュニケーション
（声の大きさ・リズム・テンポ・抑揚）38%
非言語的コミュニケーション（表情・態度・容姿）55%

意識的に係わる うまくいかない原因を考える

～援助者としての構えを強化する

(2) 伝達研修 福祉サービスの理念 11月27日
講師 庄司 智一 援助員 参加者17名

1. 社会福祉法
第1条：目的
第2条：定義
第3条：福祉サービスの基本的理念
第4条：地域福祉の推進
第5条：福祉サービスの提供の原則
2. “福祉サービスの理念”を理解するための演習
3. 職業倫理

- (3) 臨時職員への研修 痴呆性高齢者への医学的理解 11月27日
講師 藤川 睦 援助員 参加者17名(正職員含む)

1. 高齢者に見られる精神障害
2. 老年期痴呆
3. 精神症状に関する理解
4. 高齢者とうつ病

自立に向けた介護技術のポイント
資料配布

1. 人間の発達と衰退
2. 障害の考え方
3. 麻痺の理解
4. 自立とは
5. 自立を引き出す具体的援助方法
6. 私達の仕事とは

2. 利用者とのコミュニケーション促進

- ① 各担当者が居室サービスを通しコミュニケーションを図るよう徹底する
居室の私物整理を兼ねながら話をする機会を設ける。10月20日～
- ② 会議で意識付けの確認を図る
サービス評価の結果を受け会議の席で話し合う。10月30日

結果 コミュニケーションがサービスの核であり、介護を行う上でコミュニケーションがあるのではなく、コミュニケーションがあってはじめて介護が成り立つことを再認識する機会となったが、処遇が時間いっぱい行われており、なかなか居室には入れる時間がとれずゆっくりと一人一人の話を聞く時間がない。

考察 研修を通し、コミュニケーションの重要性を熟知し、全体的に声かけが多くなったが、まだまだ意識付けが浸透していない、今後とも継続して研鑽していく。

身体拘束解消に向けた取り組み

拘束のない自由な生活をめざして

福寿荘 三嶋 喜和子

平成15年度、処遇委員会では、身体拘束解消に向けた取り組みとして、利用者の束縛のない自由な生活をめざして年間活動として推進することになった。

はじめに、介護保険施設では、身体拘束が禁止されているが、当施設を利用するにあたって、拘束されている利用者に対して、身体拘束のない自由な生活をめざしてケアを展開する。

I. 目的

身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、利用者のQOLを損ない、心身機能は低下し、寝たきりにつながる危険性がある。

身体拘束の問題は、私達職員にとって、ケアの本質を問われるものであり、利用者個人の尊厳や自由な生活を束縛してはならないという職員倫理に関わるものである。身体拘束のないケアを推進することこそが、私達職員に求められているのではないかと認識のもと、身体拘束のない自由な生活を送っていただけるように、施設全体として取り組み推進する。

尚、身体拘束については、平成13年度よりプロジェクトチームを立ち上げ、身体拘束ゼロ運動を推進し、カンファレンス、ケアプラン作成、実施、評価を経て効果を検証。職員の意識向上、環境整備や衣類のリフォーム、対応の工夫などで結果的には拘束解消に向けることができた。

II. 対象・方法

1. 平成15年度、4月現在の身体拘束対象者の実態を調査。対象者をピックアップする。
2. 拘束対象者については、各ケアマネと拘束解消に向け検討する。
3. ケアプランに反映させ、カンファレンス開催する。(処遇委員会も参画する。)
4. 課題抽出、実施、評価を経て効果を検証。
5. 職員へのアンケート調査を実施する。

III. 身体拘束解消の試み

平成15年度4月に身体拘束対象者をリストアップした結果、対象者については、8名中7名の方の拘束を解消することができた。

事例 1 S. Iさん 昭和20年3月23日生まれ 58歳 男性 要介護度 3

ADL 食事 自力摂取 排泄 トイレ誘導 入浴 独浴 歩行 自力歩行可能

平成14年12月から平成15年2月まで精神病院へ入院する。

既往歴 アルコール性痴呆症 糖尿病 多発性脳梗塞 高血圧

課題 盗食行為が頻繁に見られ、他利用者の床頭台、援助員室、配膳台車、宿直室など、あらゆる所に入り込み、食べ物を物色し、盗食する。本人に注意しても改められる事は無く、物色された利用者から暴言や暴力を振るわれる。また、見つからないうちに急いで食べようとして誤飲する事がある。

討議内容

1. 糖尿病の病歴があり、食事、間食共に制限されている。満腹感が無く、盗食行為が頻繁に見られ摂取カロリーがオーバーしないように満腹感を得る事ができないか。
2. 他に興味を持ち活動できる事を探し、本人の意識を食べ物以外に向けるようにできないか。
3. 盗食時、誤飲やのどに詰まらせ、チアノーゼになるなど危険な状態である。

4. 業務中はマンツーマン対応ができず、職員にも限界がある。
5. 盗食行為がある為、他利用者から暴言や暴力を受けることがあり、他利用者との関係を考えると、施設生活は困難ではないか。

取り組み状況

1. やむを得ず拘束しているが、身体拘束の方法、時間帯男、解消の時間を援助員室に掲示。その他の時間帯は職員がなるべくマンツーマンでの対応をする。
2. 拘束解消中は援助員がマンツーマンで付き添い、散歩や余暇活動に参加し、ストレス解消に向ける。
3. 排泄を訴えた時にはトイレに誘導する。
4. 糖尿病のため、1800kcalの食事制限を行っているが、満腹感がないため、1食分の食事を2食に分けて、時間を空けて提供する。誤飲防止の為、主食、副食はミキサー食にして小さいスプーンを使用させる。

現在の状況

1. 拘束解消時間を設定していたが、職員がナースコールで呼ばれたりするなどして、少しでも目を離すと、他の居室へ入るなどする為、拘束の時間が増えてしまっている。夜間（ハルシオン1錠服用）も、目を覚まして、盗食行為を行い、他の利用者トラブルになることがあり、食べ物をのどに詰まらせ、チアノーゼになるなど危険な状態を繰り返し、救急車要請もある。
2. 2食にわけて提供しているが、かき込むように食べ、むせている。ゆっくりと食べるように声掛けしても、全く聞き入れる様子がない。
3. 行事などに、積極的に参加しているが、感激し涙する場面はあるものの、参加後は無表情である。
4. 日常生活記録表に昼夜記録し、精神科医（月1回）往診時に報告。評価、効果、対応を検討。
5. 拘束をしているが、抑制することで歩行不安定となっていることや本人のストレス、生活の場であることを考慮し、拘束解消へ向けての生活時間を再度検討。昼食後に歩行付き添う、排泄時はトイレ誘導、日課等へ参加促がすなどマンツーマン対応し、細部にわたり個別ケアの見直しを図った。昼夜所在確認と行動の見守り、夜間は職員と業務を共にし、援助員室で過ごす。傾眠時に自室へ誘導し、ベッドで休ませる。

結果

1. 身体拘束は継続されている。糖尿病のため食事制限もあり、満腹感がなく、食事後でも盗食行為が頻繁に見られる。常に他の利用者から監視されていて、時にはトラブル発生。無断で入室するたびナースコールで知らせるなど他利用者も敏感になり、ストレスとなっていると思われる。
2. 職員や、他利用者の目を盗んでの盗食行為は続いており、食物をのどに詰まらせてチアノーゼになるが、それでも食べ続けるため危険な状態が繰り返されている。
誤飲により救急車を要請。
2. 他利用者との関係や職員の見守りの限界、危険な状態を繰り返すことにより、精神科入院待ちとなっている。家族へは経過説明と承諾を得ている。

事例 2 Y. T さん 昭和11年2月10日生まれ 67歳 男性 要介護4
ADLは全介助。意思疎通不可能。車椅子移乗介助にて移動。寝食分離、離床実施。

既往歴 脳梗塞後遺症

治療状況 県立病院皮膚科往診 6週に一回 軟膏処方

課題 臀部、陰部に掻痒感があり、おむつの中に手を入れ掻き傷ができる。また、おむつの中に手を入れ不潔行為があるので、ズボンに腹巻を縫いつけた衣類を着用。
リフォーム着は、腹部を圧迫し、着脱時が困難との職員の声がある。

討議内容

1. おむつの中に手を入れるなどの不潔行為があるのは、掻痒感があるためで、掻痒感を取り除き、掻

き傷を治癒することを第1と考えるべきではないか。また、おむつの中に手を入れないように、ズボンに腹巻を縫いつけた物を着用しているが、窮屈でくつろげる衣類ではなく、本人の負担を考えた場合、適した衣服とは言えない。

2. 掻痒感や掻き傷に対しては、皮膚の保清や軟膏塗布の処置は継続する必要がある。
3. 紙おむつは、肌に刺激があり多尿なので、濡れや汚れで掻痒感が伴うとも考えられる。
4. アクリル系の衣類ではなく、刺激のない衣類を着用してはどうか。また、手を入れないようなひも付きのズボンを購入してはどうか。
5. おむつ交換時に、臀部を掻く行為があるので改善、再発を繰り返している。

取り組み状況

1. 皮膚に刺激のない綿素材衣類と手を入れられないための、ひも付きズボンを購入。
2. 紙おむつから布おむつに替える。布おむつは、ぬれやすいので、おむつ交換を7回に追加交換。さらに、尿量が多いので尿取りパットを併用する。
3. 臀部や陰部の掻き傷は、治癒したものの、オムツ交換時に掻き、掻き傷となる。そのため、おむつ交換時は、状況に応じて2人で介助する。

現在の状況

1. 臀部や陰部の掻き傷は治癒したものの掻く行為はあるので、おむつの中に手を入れないように、ひも付きのズボンを着用。結果、不潔行為が減少。
2. 後頭部にも湿疹があるので軟膏塗布しているが、髪が長いと治癒できないので、丸刈りにすることを家族へ説明し、承諾を得て対応している。現在、治療中である。
3. 入浴時は、臀部や陰部を掻こうとするので、掻き傷ができないように、石鹸をつけたミトン手袋をはめ、自由に洗身している。
4. おむつ交換時には、手に手を添えて、掻かないように介助。現在、掻き傷は治癒。

事例 3 T.Sさん T11.11.23生まれ。女性 要介護度5 ADL 全介助

既往歴 抑うつ症 不眠症 白内障 動脈硬化症視力は光を確認できる程度で、職員の声で名前を呼んでいたが、最近の一部の職員の名前しかわからなくなってきた。会話は可能。妄想、幻想の症状の時は、独語、暴言がある。

課題

平成12年頃よりベッド上の体動が激しく、ベッド柵に頭部や下肢を挟んだり、体位逆転などが見られ、興奮状態にある時は、幻想、幻聴があり、ベッドサイドのフレームを外したり身をのりだし、転落の危険がある。

経過の状況

興奮状態にある時は職員の呼びかけに応じず、暴言を発し、昼夜同状態。薬の増量となり、一時的に畳の居室に移動し、落ち着いた後自室に誘導していた。その後、平成13年7月に畳の部屋（個室）を自室にする。居室内の環境安全の為改装工事を行う（壁のクッション張り）。その後も自室で興奮時は頭部打撲、擦過傷があり、不安定な精神状態が見られた。

取り組み状況

職員の統一した処置、ケアカンファレンスが繰り返し開催され、身体拘束廃止の取り組みへの理解、アンケート調査が行われた。メンタルケアの重視、時間帯を決め、リクライニング車椅子に移乗、他の利用者との行事等への参加を行い、コミュニケーションを図った。また、音楽が好きなのでCDを購入し、精神面の安定を図った。

現在の状況

精神的な安定を重視した取り組みにより、暴言もなくなり、CDから流れている音楽をロズさむなど安定している。職員とのコミュニケーションを図り、安心感が見受けられる。精神科薬減量となる。

結果

職員間の身体拘束への確認の差があり、個別ケアの見守り、観察により業務量の増加があったが、ケアカンファレンスを繰り返し開催し、理解と協力を得る事が出来た。個別ケア、見守りの強化、情緒的な安定を図ることの大切さを感じた。

アンケート結果

Q1 身体拘束についてどう思いますか。

必要 17 不必要 7 どちらともいえない 17

必要であるという意見、どちらでもないという意見が、不必要という意見を大きく上回った。必要とする人は安全確保、危険防止のためや、他の利用者の権利を守るために必要という意見が多かった。不必要という人は、しないのが当然という意見が、どちらとも言えないという人の多くは、拘束をしないのが理想であるが、様々な事情（医療的、職員の不足、居住空間の問題など）で止むを得ない場合がある、という意見が多かった。

Q2 身体拘束が行われる理由は何だと思えますか。いくつでも選択してください。

1	37	29.6%	利用者を転倒などの危険から守るため、安全確保のため
2	6	4.8%	事故が起こると家族から苦情が来て、責任を問われるため。
3	16	12.8%	職員数が足りない。
4	0	0.0%	施設、管理者の方針。
5	6	4.8%	職員、管理者に拘束を廃止しようという意識が足りないため。
6	3	2.4%	本人、家族の希望。
7	25	20.0%	医療的な処置として必要だから。
8	6	4.8%	ハード面での対応の遅れ。
9	26	20.8%	他の利用者に迷惑、危険が及ぶ為。
計	125	100.0%	

職員が考えている理由として、安全確保、他の利用者への迷惑、医療的な処置として、職員数の不足の順に多かった。

Q3 身体拘束廃止の為に、重要だと思う事は何ですか。以下から3つ選択してください。

1	3	2.5%	管理者、責任者が身体拘束をしないと、決意する事。
2	10	8.4%	職員が身体拘束をしないと、決意する事。
3	12	10.1%	本人、家族に対して、十分に説明し理解と協力を得る事。
4	12	10.1%	十分な職員の確保。
5	25	21.0%	問題行動の原因を探り、取り除く事。
6	17	14.3%	事故の起きにくい環境作り。
7	5	4.2%	基本的ケアの徹底。
8	3	2.5%	各施設間の情報交換や研修。
9	17	14.3%	身体拘束しないためのアセスメント、及び計画の作成。
10	5	4.2%	事故対策のための、マニュアル作り。
11	1	0.8%	機能訓練の充実。
12	9	7.6%	身体拘束廃止に効果のある、設備や道具の導入。
計	119	100.0%	

様々な意見が上げられた。問題行動の要因を探り、取り除く事。身体拘束しないためのアセスメント及び計画の作成。事故の起きにくい環境作り。などの意見が多く、過去の事例研究での実践に基づいた意見が多く上がった。

Q4 身体拘束しないケアについて、どう思いますか。

拘束しないという意識統一、拘束をしない為の検討、対外的に説明できるケアの方法論、リスク管理上の検討を行う。利用者自身にとって、拘束される事は不快である為、少しづつでも問題を取り除く必要があると思う。拘束しない事は重要だと思うが、事故防止、安全確保などを考えると、止むを得ない場面もある。代替ケアや、環境整備で、安全、安心な生活が出来る様に努力して行く。十分な目配りができる介護であれば、拘束しなくてもすむと思う。そのためには、介護する側の時間的ゆとりや、業務の改善が必要である。問題行動のある利用者の場合は事故の可能性もある。利用者の権利を守るために、とても良いことだと思う。本人や家族にとっては、当たり前的事だと思う。やむを得ず拘束されている場合は、解消に向けた対策、方法を論じるべきだと思う。代替ケアを行わず、すぐ拘束を行う考え方を改めるべき。フリースペースや、障害物の無いフロアを設置すればできるのではないかな。ほとんどの職員が拘束の無い介護ができれば理想的だと考えているが、Q1、Q4の回答から、様々な事情によりやむを得ず行う事があると答えている。拘束が必要な状況になったからといって、安易に拘束を行わず、取りうる代替ケアや、解消の方法などを考慮して行く必要がある。

Q5 精神的拘束(命令的、言語的、援助拒否など)を行っていますか？

また、その事についてどう考えていますか。

行っている 11 行っていない 13 どちらともいえない 17

職員は利用者との関係を意識し、謙虚さが必要である

不安を感じないように気配りをしている。

無意識のうちに命令的、禁止的表現を使ってしまう事がある為、注意しなければいけない。

仕事の忙しさ等で行ってしまう時がある。

精神的拘束は目で見えるものではないので、判断が難しいが、相手にとってはとても苦痛であると思う。

『～はだめ』という禁止後を多用してしまう。慣れから、お客様であるという意識が欠けている。

自分ではそういう意識が無くても、利用者にとっては精神的拘束と思われる事があるのでは。

V. 考察・結論

1. 現在のところ、福寿荘には身体拘束対象者が3名いる。事例1のS. I氏と、Mチューブ自己抜去、皮膚の掻き傷の悪化でミトン手袋を使用している方である。この3名については、医師の指示と家族の許可を得て拘束を行っている。だからといって現状に満足するのではなく、より人間らしく、快適に、安全で安心できる施設生活を送っていただけるように、施設全体で努力していく姿勢が求められているのではないだろうか。
2. 拘束については、物での拘束や言葉による拘束もあるので併行してケアを展開する。(職員倫理)
3. 拘束対象者については、身体拘束をしない質の高い生活支援を基本に、医療的なものを含め、ケアカンファレンスを開催し、リスク管理を含めながら拘束解消できる時間帯を検討するなど、細部にわたり個別ケアを検討する。
4. 2年経過して、職員の身体拘束に対する認識はあるものの、意識の低下があり、施設に定着してはいなかったのではないかと考えられる。
以上のことから、職員に求められること、利用者や家族が求めていることへの認識を新たにして取り組み推進する。

経費節減の取り組みについて

福寿荘 五十嵐敏之

当施設は介護保険適用施設で、収入は介護保険収入と利用者負担金収入で構成され、サービス料単価（介護報酬単価）は国の定める公定価格ですから、収入確保は入所利用率に依存します。サービス創造による付加価値生産が増収に結びつく場面が少なく、介護報酬改定がなければ収入に大きな増減は少ないと考えられます。

こうした状況下で施設経営をする場合、いかに支出の抑制を図り収支差益を生み出すかが経営努力の大切な要素となります。経費節減はどの施設でも取り組まれている身近なテーマですが、当施設経営改革検討会での取り組みの現状を報告します。

1 電気料の節減

平成13年度末、電力使用状況を評価するため電気工事会社に調査を依頼、実地調査結果の報告を受けて以下の改善を行いました。

- (1) 大型誘導灯4台、中型誘導灯16台の小型化と省エネ化への転換
- (2) 居室換気扇の室内状況に応じた使用と換気扇フィルターの定期清掃の実施
- (3) 複写機主電源の夜間停止
- (4) 痴呆性処遇室の大型エアコン及び換気扇の室内状況に応じた使用
- (5) 電気料の基本料金圧縮のため、7～8月のピーク月電力使用量の節電
- (6) 平成14年4月に業務用電力から業務用季節別時間帯別電力に契約を変更

以上の取り組みから年度別・月別の電気料金の比較で、平成14年7月の電力量料金値下げの大きな要因も含め以下のような節減となっています。特に夜間電力量料金は1kw5円89銭と通常料金の13円31銭に比べ大幅に割安で、電力会社から夜間率採算メリットライン36%が示される中で当施設のように夜間率44%の場合、電力契約変更は節減に大きな貢献があります。

電気料

13年度	購入量(kw)	金額	14年度	購入量(kw)	金額	増減(kw)	増減(金額)	15年度	購入量(kw)	金額	増減(kw)	増減(金額)
4月	21,869	418,367	4月	20,515	389,901	-1,354	-28,466	4月	19,598	317,399	-917	-72,502
5月	18,659	372,494	5月	16,827	337,624	-1,832	-34,870	5月	18,943	295,855	2,116	-41,769
6月	17,810	360,362	6月	15,972	325,493	-1,838	-34,869	6月	18,018	314,155	2,046	-11,338
7月	17,151	355,489	7月	15,716	319,992	-1,435	-35,497	7月	17,342	309,569	1,626	-10,423
8月	28,205	540,075	8月	26,191	442,909	-2,014	-97,166	8月	19,552	351,598	-6,639	-91,311
9月	24,518	482,431	9月	25,369	432,267	851	-50,164	9月	21,143	361,550	-4,226	-70,717
10月	18,835	389,780	10月	16,471	295,558	-2,364	-94,222	10月	19,454	326,943	2,983	31,385
11月	19,734	382,367	11月	19,218	316,113	-516	-66,254	11月				
12月	20,971	400,123	12月	21,652	346,921	681	-53,202	12月				
1月	24,227	446,857	1月	23,244	331,968	-983	-114,889	1月				
2月	22,589	423,347	2月	23,564	366,527	975	-56,820	2月				
3月	19,942	385,353	3月	19,861	323,301	-81	-62,052	3月				
計	254,510	4,957,045	計	244,600	4,228,574	-9,910	-728,471	計	134,050	2,277,069	-3,011	-266,675

2 水道料の節減

水道料は各自治体により超過使用量料金の単価設定が大きく異なるため、高い料金設定を決めている市町村にある施設では相当な負担を強いられる事になります。事業団4つの特養では、当施設が一番高い水を購入しており節減の取り組みが是非とも必要になります。現在までの節水対策は次のようなものとなっています。

- (1) 平成13年度と14年度に特殊浴槽2台を循環式で更新
- (2) 家庭用洗濯機3台を全自動式で更新
- (3) 平成15年7月に水道量使用状況調査のため水道工事会社に調査依頼、9月に受水槽減圧弁取付け工事施工
- (4) 夜間浴使用を想定した一般浴槽の仕切り工事の検討

水道料

13年度	購入量(m ³)	金額	14年度	購入量(m ³)	金額	増減(m ³)	増減(金額)	15年度	購入量(m ³)	金額	増減(m ³)	増減(金額)
4月	1,237	409,150	4月	1,331	440,170	94	31,020	4月	974	322,360	-357	-117,810
5月	1,551	512,770	5月	1,387	458,650	-164	-54,120	5月	958	317,080	-429	-141,570
6月	1,562	258,200	6月	1,505	497,590	-57	239,390	6月	1,010	334,240	-495	-163,350
7月	1,486	491,320	7月	1,371	453,370	-115	-37,950	7月	1,539	508,810	168	55,440
8月	1,650	545,440	8月	1,463	483,730	-187	-61,710	8月	1,020	337,540	-443	-146,190
9月	1,736	573,820	9月	1,453	480,430	-283	-93,390	9月	1,080	357,340	-373	-123,090
10月	1,408	465,580	10月	1,407	465,250	-1	-330	10月	1,032	341,500	-375	-123,750
11月	1,498	495,280	11月	1,289	426,310	-209	-68,970	11月				
12月	1,598	528,280	12月	1,352	447,100	-246	-81,180	12月				
1月	1,446	478,120	1月	1,136	375,820	-310	-102,300	1月				
2月	1,518	501,880	2月	1,335	441,490	-183	-60,390	2月				
3月	1,257	415,750	3月	1,276	422,020	19	6,270	3月				
計	17,947	5,675,590	計	16,305	5,391,930	-1,642	-283,660	計	7,613	2,518,870	-2,304	-760,320

(注)平成15年4～5月の使用量は、3月以降の厨房改修工事による節水が大きい

(参考)特養4施設の水道料比較

施設名	口径	基本料		超過使用量料金	
福寿荘	50mm	メーター料	940円	10m ³ 3,300円	1m ³ 330円
松濤荘	50mm	基本料	12,600円		1m ³ 280円
大寿荘	75mm	メーター料	2,150円	10m ³ 2,300円	1m ³ 240円
寿泉荘	75mm	基本料	28,000円		1～30m ³ 150円 31～50m ³ 180円 5m ³ 以上 195円

3 重油の節減

重油は入札を実施してきた。油は国際情勢を反映した価格変動による高騰などの節減努力の困難な要素もあるが、施設は毎年11月～3月まで定時居室温度チェックによるボイラーの適正温

度管理を実施し消費量の抑制に努めています。平成15年度から法人の一括入札となっています。

燃料費（重油）

13年度	購入量(ℓ)	金額	14年度	購入量(ℓ)	金額	増減(ℓ)	増減(金額)	15年度	購入量(ℓ)	金額	増減(ℓ)	増減(金額)
4月	12,000	441,000	4月	6,000	182,700	-6,000	-258,300	4月	6,000	194,670	0	11,970
5月	12,000	441,000	5月	12,000	365,400	0	-75,600	5月	0	0	-12,000	-365,400
6月	0	0	6月	0	0	0	0	6月	0	0	0	0
7月	6,000	220,500	7月	6,000	182,700	0	-37,800	7月	6,000	194,670	0	11,970
8月	6,000	220,500	8月	0	0	-6,000	-220,500	8月			0	
9月	0	0	9月	6,000	182,700	6,000	182,700	9月	6,000	194,670	0	11,970
10月	12,000	441,000	10月	12,000	365,400	0	-75,600	10月				
11月	18,000	661,000	11月	18,000	582,120	0	-78,880	11月				
12月	24,000	882,000	12月	22,000	711,480	-2,000	-170,520	12月				
1月	22,000	808,500	1月	18,000	582,120	-4,000	-226,380	1月				
2月	18,000	661,500	2月	18,000	582,120	0	-79,380	2月				
3月	24,000	882,000	3月	30,000	970,200	6,000	88,200	3月				
計	154,000	5,659,000	計	148,000	4,706,940	-6,000	-952,060	計	18,000	584,010	-12,000	-329,490

(注)14年度の契約単価は、前年度より1ℓ 4～5円下がっている。

4 通信費の節減

遅ればせながらですが、平成15年8月から職員提案で書類等の送付を郵政公社から民間事業者に切り替え、毎日の集配をお願いしている。まだ節減効果を具体的な数字で示すことはできないが、ほとんどの書類が80円で済んでおり節減効果が期待できます。

(参考)

種 類	重 量	郵政公社	民間事業者
定型郵便物	～ 25 g	80円	80円
定型郵便物	～ 50 g	90円	80円
定型外郵便物	～ 50 g	120円	80円
定型外郵便物	～ 75 g	140円	110円
定型外郵便物	～ 100 g	160円	110円
定型外郵便物	～ 150 g	200円	160円

5 日用品の節減

利用者生活に必要な日用品の確保は、あらかじめ前年度実績をふまえた配当予算枠のなかで介護職員が在庫調整をしながら購入を担当しています。ただ、これまでは適正な在庫管理をおこなうことに重点がおかれ、納入物品の単価契約の見直しまで踏み込んで予算管理をすることがあまりありませんでした。こうした実情を改め、特に消費量の多い日用品を中心に製品の価格や効能等の情報収集を行う中で納入業者と協議し節減の工夫を行ってもらうよう指示し、平成15年度は以下のように見直しを行いました。

(参考)

品目	改定前		改定後	
トイレトペーパー	1 ロール(ダブル30m)	46円	1 ロール(シングル60m)	65円
ペーパータオル	1箱(200枚)	112円	1箱(200枚)	110円
ティッシュペーパー	5箱	348円	5箱	330円
ボディソープ	1ℓ	500円	1ℓ	236円
ボディシャンプー	1ℓ	500円	1ℓ	236円
ドメスト	0.5ℓ	248円	0.5ℓ	238円
清拭剤	1.8ℓ	3,950円	1.8ℓ	2,475円

上記以外にも使用頻度の高い品目の節減余地がまだ残されているが、使用上の利便、洗浄・漂白効果の良否、浄化槽等環境への配慮、取引上の業者配慮などの要素もあり、見直しは今後の検討課題として持ち越しています。

6 塵芥処理費用の節減

通常、塵芥処理は衛生業者に収集を依頼しているが、施設が抱える大量の不用文書や不燃粗大塵の処理は、産業廃棄物処理業者に依頼をせず施設が処理施設に直接搬入処理をしている。このため処理費用は、運搬諸経費を見込んでも相当低く抑えることが可能になっています。

(参考)

産業廃棄物処理業者 1 t 7～8万円 → 直接搬入単価 1 t 1万1千円

7 食材料費の節減

米の入札と味噌・醤油・牛乳等の単価契約を除く食材料購入は、市場価格調査を行い必要に応じて納入業者と話し合いを行っている。提供する食材料は価格を低く抑えれば良しとするものではなく、風味や食感に配慮し、露地物とハウス物あるいは養殖物と天然物の使い分け、また鮮度や品質の等級等の考慮も必要で、通常は近傍の大型量販店販売価格ををらんで節減の取り組みを行っています。

以上、当施設の主な取り組みを列記してみました。管理費・事業費のうち経常的に支出額の大きな科目については、やはり事務部門が支出入のトータルの把握を行う立場にあるところから、使用状況の実態を把握し、現場の意見や工夫を上手に引き出していけるよう連携して節減を組織的に行っていくことが大切に思われます。

「個別支援の充実に向けて」

もう一つのユニットケア

大寿荘個別支援プロジェクト

主務 斎藤久雄

委員 坂野晴美

各棟チーフ、サブ

はじめに

大寿荘は、昭和51年に県内4番目の特別養護老人ホームとして開所して28年目になります。その間、県内には次々と施設が整備され、先輩施設として痴呆介護研修や実習生の受入れなど、地域での福祉の進展に貢献してきたところでもあります。

しかし、同種施設も県内では74箇所を数えるに至り、各市町村に整備されてきています。また、平成12年からの介護保険の導入とともに、在宅福祉サービスの多様化と併せ、老人保健施設やグループホームの設置などの進展も著しく、入所施設サービスでも質の向上に向けて、ユニットケアや個室化が推奨されてきています。

このような中で、大寿荘のように旧来の施設基準で設置された多くの施設では、ユニットケアや個室化の対応に苦慮しているところでもあります。大寿荘でも色々検討してきましたが、早急な施設の改築や大規模な改修が期待できないなかで、現施設を活用したユニットケアや個室化に対応できる施設サービスの提供を検討することにしました。

そもそもユニットケアや個室化の導入理念は、施設利用者の人権、個人、個性を尊重する取り組みの一つとして考えられています。大寿荘では、この『個人を尊重』する個別支援に着眼し、旧来の施設でもできる「もう一つのユニットケア」として個別支援の充実に向けた取り組みをすることにしました。

目的

今年度、大寿荘の基本理念に「個別支援体制」を強化しながら『笑顔のある暮らし』を進めることを掲げています。これを実践するために、援助計画では、親身な個別支援計画（個別支援プロジェクト）として「利用者一人ひとりの個性を尊重しながら『笑顔のある暮らし』を営んで頂けるようにきめ細かなサービスの提供ができるようにしていく」ことを目的としています。

対象・方法

この度の取り組みは、従来の介護サービスから個別支援を重視した取り組みとなるため、サービス全体を見直し、棟毎のサービス提供を基本に対応することとしました。

また、実践方法としては、通常の業務のなかで「個別支援プロジェクト」を設置し、素案検討し職員会議等を経て試行しながら実施していくことにしています。

対象・方法についての内容は、別紙のとおりです。

結 果

個別の項目については、課題を含め別紙結果比較表にまとめたとおりです。

全体的には、限られた職員と旧来の施設基準による古い建物では、いわゆる「ユニットケア」は出来ない訳で、大寿荘にとっては縁のないことと思込んでいた職員が多かった。

しかし、視点を変えて「ユニットケア」の理念は何か。考えてみれば「一人ひとりの利用者への関わりをどうすれば良いか」、いわゆる「個別支援のあり方」が問われているのではないだろうか。今年度「個別支援プロジェクト」で棟体制を取り組んだことで、個別支援の必要性、利用者と担当の関わり、家族と職員の関わりなどケースワークの重要性を想像以上に実感するものでありました。

考 察

- ① 食事面（離床者）でのユニット体制が出来なかったのは、ハード面での整備ができなかったためであるが、更に発想を変えて個別支援につながる対応を考えていかなければなりません。
- ② ショート専用5床を中央棟に加えたことにより、各棟のバランスが更に不均衡となり、棟別対応を越えた協力体制がもとめられました。この全棟体制を少なくして行かないと棟別体制の充実には繋がって行かないと考察できます。
- ③ 本来のユニットケアに、より近づけていくためには、職員体制の充実が欠かせません。現在の職員体制は、対利用者3：1であるが、ユニットケアでは2：1位になると言われます。棟ケア体制であっても少しでも近づけて行きたいものです。

結 論

サブテーマにしました「もう一つのユニットケア」は、いわゆるユニットケアとは程遠いものでありますが、旧来の施設は設備基準、配置基準の違うところで生活のサービス向上を進めて行かなければならない旧型施設の共通テーマであると思います。

大寿荘では、「個別支援のあり方」をメインテーマとしてあらゆる視点からサービスのあり方を実践してみました。この取り組みは、私たちにとって大きな自信になりました。各棟にチーフマネージャー、サブとしてケアマネージャーと看護師を配置したことにより、チーフを中心とした各棟のまとまりと利用者一人ひとりに対する関わりが深くなりました。併せて懸案の介護と看護職の融合が出来たことが大きな成果と言えます。

しかし、まだ8カ月と日も浅く色々な問題や課題が山積みされております。併せてショート5床設置に伴い業務量の多さに悲鳴を上げている毎日です。

これを契機に、長年培ってきた大寿荘の良さをさらに改善して「一人ひとりの笑顔のある暮らし」を追及して行きたいと思えます。

結果比較表

項目	今まで	今年度	変化	課題
支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 援助職の棟毎配置をしていたが、業務が従前と同じ流れ作業であり機能しなかった。 ・ 援助職と看護職の業務がはっきりと分れており、連携できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 棟毎に援助・看護職を配置し、棟毎に介護・看護業務の完結化を図った。 ・ チーフ及びサブのどちらかが日中勤務となるようにした。 ・ 援助職と看護職の業務を見直し、検温、食事介助、経管栄養等一緒に出来るものを整理した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別及び棟に対する意識が強化された。 ・ 職員の動きが短くなり身体的に楽になった ・ 新任職員は棟のことしか分らない。 ・ 棟にチーフ、サブのどちらもない時もある。 ・ 西棟を中心に援助、看護職の連携が円滑になった。 ・ ぎりぎりの人数のため時間に追われ、ゆとりのある対応ができない。一部指示待ちの行動が多い。 ・ 中央棟にショートが多いため、中央棟担当の負担が大きくなった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各棟のチーフ、サブでの調整を密にして全体調整を図る。 ・ 新任職員の各棟交流を図る。 ・ 指示待ち職員の業務整理と意識改革をしていく。 ・ ショート担当の配置
夜勤体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6つの班体制により班長を中心に夜勤業務の業務調整をしてきた。 ・ 各班の調整として班長会議を行い統一化を図ってきた。 ・ 各棟1名+1名の4人体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各棟から1～2名の職員で5人体制とした。 ・ 夜勤の業務調整を棟チーフが調整して指示した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 棟中心にすることにより観察が増した。 ・ チーフの夜勤を減らしたため、他職員の回数が増えた。 ・ パターンがつかみ難くなった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央棟の夜勤はショートがいるため、負担が大きくなるので協力体制をとる必要がある。
医療体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護職正職3名+臨時1名で、臨時職員が見つからず欠員が生じた。 ・ 看護業務完結としており援助との連携に溝が生じた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正職3名+臨時1名と同じ。 ・ 看護担当を廃止し、各棟に1～2名配置とした。 ・ 健康管理を援助業務の見直しをして共同業務を整理して行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 棟付け看護職により、健康面の相談・検討がし易くなり対処も早くなった。 ・ 棟のサブとして位置付けは芽生えたが、業務の整理は不十分である。 ・ 通院に時間がかかり体制が取り難かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ できるだけ棟での業務ができるように、棟での業務と医務業務の整理をしていく。
リハビリ体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ P T月2回委託、臨時看護師1名であるが、臨時看護師が見つからず機能できない状態が続いた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専任P T+臨時看護師1名によるが、臨時看護師が兼務のため、実質1名で対応した。 ・ 医療リハと生活リハの体系化を行い援助職と共同で行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後半に個別リハと集団リハの整理を行い、援助職と共同で週2回のリハができるようになった。 ・ 個別リハビリの内容が見えない。 ・ 集団リハが職員不足で限られた人数になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置基準のリハ担当2名の確保 ・ 個別リハビリの訓練内容を随時表示していく。生活の中での援助職が協力できるようにしていく。 ・ 集団リハでの援助職への指示指導を充実していく。

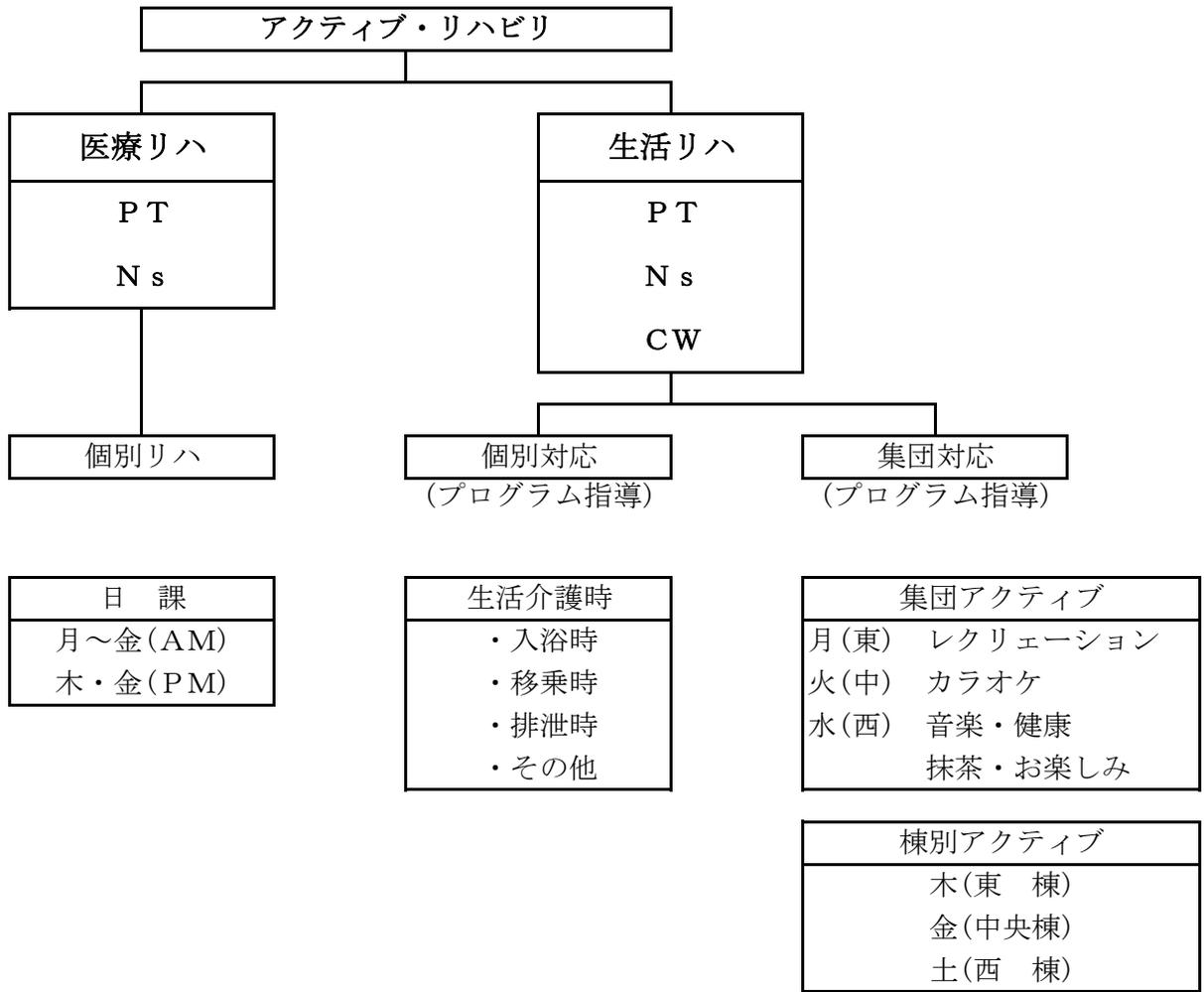
ケース担当	<ul style="list-style-type: none"> ・正職、臨職とも部屋毎に担当する。 ・金銭管理は、正職員が担当するも、主に金銭等明細書の管理とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・正担当は正職とし、臨職は副担当とする。 ・居室前に担当者の顔写真を配置した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者が家族面談まで行ったところケースワークの意識が高まった。 ・正職一人二部屋（8名）となる職員がでて関わりが薄くなっている。 ・臨職の居室担当意識が低下した。 ・顔写真は、家族との関係が深まった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・正担当の負担を減らす。 ・臨時職員の担当意識を高める。 ・担当としての自発的、積極的な取り組みをしていく。
個別面談	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・棟毎の業務の中で面談 ・個別の面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の面談が急増した。 ・要望が多くなり個別対応が増えた。 ・要望の多い利用者とな少ない利用者での関わりに差が出てきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要望の少ない利用者との面談を多くしていく。
家族面談	<ul style="list-style-type: none"> ・家族との面談は殆どできない。 ・ケアプランは郵送で知らせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・面会時の面談が増えた。 ・ケアプランの説明会を実施。 年2回、15分～20分 	<ul style="list-style-type: none"> ・面会時の面談が急増した。 ・担当者の顔と名前を覚えて貰えた。 ・家族との連携が深まった。 ・担当を指名する家族が増えた。 ・家族と棟職員の会話が多くなった。 ・面会時スタッフルームに声を掛けてくれる家族が多くなった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回の三者面談の他に担当者が必要に応じて設定して多くしていく。 ・来れない家族には訪問も考えていく。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・月火と水木の週2回 ・援助員全体に関わり流れ作業。 	<ul style="list-style-type: none"> ・月火水と木金土の週2回 ・棟毎に関わり着脱から一環対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・一環対応により観察、会話をしながらゆったり介助できた。 ・ペアが同じで安全に対応できる。 ・入浴の回転率が悪い。特に午後は時間的にギリギリである。 ・ショートに対応がいつでもできた。 ・入浴振替ができ完全週2回が実施できた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・湯につかる時間を長くしていく。 ・また、ゆったり介助できるようにしていく。 ・夜間独浴の実施。
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・オムツ交換定時6回+随時 	<ul style="list-style-type: none"> ・オムツチェック定時4回 ・オムツ交換随時 	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄間隔が状態が分かるようになった。 ・いつも棟に職員がおり、即応できた。 ・ながら作業で即応できないことがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オムツいじり、尿漏れ等の対応 ・余裕のある介護対応を検討する。
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂、ディールーム、居室を全体で対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂は東棟担当 ・ディールームは中央棟担当 ・居室は各棟で関わる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に介助の必要な方に対して、共通理解が図りやすくなった。 ・食堂、ディールームでの食事状況が把握できるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の棟での状況等を情報交換する。 ・食堂、ディールームでの棟担当を交替で行う。

アクティブ	<ul style="list-style-type: none"> ・水曜日午後のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・各棟毎に週2回 ・全体で水曜日の午後 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日どこかの棟で活動があるため活動的な利用者が増え参加もできた。 ・利用者との関わりが多くなった ・様々な活動ができるようになった。 ・リハビリとの整理ができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動内容の充実をしていく。 ・活動内容の計画的な設定。 ・棟毎のメニューを作成する。
記 録	<ul style="list-style-type: none"> ・介護日誌 ・医務日誌 ・ケース記録 ・連絡ノート 	<ul style="list-style-type: none"> ・棟毎の日誌（医務を含む） ・ケース記録の一元化 ・全体ノートと棟毎ノート 	<ul style="list-style-type: none"> ・棟毎の動きが見えやすくなった。 ・他の棟での動きが見え難くなった。 ・棟での処遇の統一がし易くなった。 ・他の棟での対応が記録から漏れることがあった。 ・医務の特記記録が従来どおり継続されており一体化できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の棟との引継ぎをしていく。
パソコン活用		<ul style="list-style-type: none"> ・医務の入力 ・リハビリ入力 ・臨時職員の入力（1月から） 	<ul style="list-style-type: none"> ・特記事項、リハビリの入力が確実にケースに記載できた。 ・問題があったとき振返って確認できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医務関係の入力をすすめる。（看護日誌と温度版システムの活用） ・介護明細と日々記録の一体化をすすめていく。

〈 図1 〉

H15・9・26現在

大寿荘リハビリ・アクティブ体系図



〈 図2 〉
日課・週課表

H15・10・15現在

時間	基本日課		月	火	水	木	金	土	日
1:00		巡視							
2:00		巡視							
4:00		巡視							
5:00		おむつ・体位交換							
7:00		洗面介助							
7:30	朝食	食事介助							
8:30		(8:50) 朝会							
9:00	リズム体操								
9:15		入浴介助	特浴 西・東	特浴 東・中	特浴 中	特浴 西・東	特浴 東・中	特浴 中	
10:15		水分補給	独浴 中	独浴 西	独浴 東	独浴 中	独浴 西	独浴 東	
11:00		おむつ・体位交換	個別リハビリ	個別リハビリ	個別リハビリ	個別リハビリ	個別リハビリ		
12:00	昼食	食事介助							
13:00		バイタルチェック・体位交換							
14:00		入浴介助	特浴 中・西	特浴 西・東	行事	特浴 中・西	特浴 西・東		
15:00		水分補給	レクリエーションカラオケ		音楽・健康	アクティブ東	アクティブ中	移動売店	
16:00		カンファレンス・申し送り	(アクティブ東)	(アクティブ中)	抹茶等	個別リハビリ	個別リハビリ		
17:00		おむつ・体位交換							
18:00	夕食	夕食介助							
18:45		独浴補助	独浴	独浴	独浴	独浴	独浴	独浴	独浴
20:00		おむつ・体位交換							
23:00		巡視							

27

個人内容	ADL	()
		()
	健康	()
	リハビリ	()

日課・週課表

時間	基本日課		月	火	水	木	金	土	日
1:00		巡視							
2:00		巡視							
4:00		巡視							
5:00		おむつ・体位交換							
7:00		洗面介助							
7:30	朝食	食事介助							
8:30		(8:50) 朝会							
9:00	リズム体操								
9:15		入浴介助	特浴 西・東	特浴 東・中	特浴 中	特浴 西・東	特浴 東・中	特浴 中	
10:15		水分補給	独浴 中	独浴 西	独浴 東	独浴 中	独浴 西	独浴 東	
11:00		おむつ・体位交換	個別リハビリ	個別リハビリ	個別リハビリ	個別リハビリ	個別リハビリ	個別リハビリ	アクティブ西
12:00	昼食	食事介助							
13:00		バイタルチェック・体位交換							
14:00		入浴介助	特浴 中・西	特浴 西・東	行事	特浴 中・西	特浴 西・東		
15:00		水分補給	レクリエーション	カラオケ	音楽・健康	アクティブ 東	アクティブ 中	移動売店	
16:00		カンファレンス・申し送り	(アクティブ 東)	(アクティブ 中)	抹茶等	個別リハビリ	個別リハビリ		
17:00		おむつ・体位交換							
18:00	夕食	夕食介助							
18:45		独浴補助	独浴	独浴	独浴	独浴	独浴	独浴	独浴
20:00		おむつ・体位交換							
23:00		巡視							

27

ADL (

個人内容

(

健康 (

リハビリ (

内部ウィークリーメニューの展開と問題点について

内部メニューに参加しない人への支援について

救護施設みやま荘 浄沼利男
佐藤文子
後藤千恵子
植松智恵美

はじめに

みやまは、精神障害者の総合的生活支援施設として、利用者の権利を擁護し、自己実現を図るための援助を基本にしながら、様々な援助活動を展開している。

社会復帰・社会参加がこれまで以上に図れるよう、地域援助を充実、外勤作業に加え、地域作業所「だんだん」を拠点に、地域で働きたい利用者や退荘者の受け入れを行い四年が経過し地域に根を下ろしはじめています。

また、長期滞在化、高齢化、身体疾病との重複化により複雑化、多様化するニーズに対応するため、幅の広い援助活動と施設機能を提供出来るよう、内部援助も作業ばかりでなく、様々なメニューを用意し、利用者が自ら選択出来るよう日課の充実を図ってきた。

目的

複雑化、多様化する援助に対応して、内部援助も様々な試みがなされ、平成13年度からは、ウィークリーメニュー（週課表）を導入し、作業と平行し、10種類のカルチャータブルメニューを用意し、利用者一人一人が自らの希望に合わせ、メニューをチョイス出来るよう充実を図った。

しかし、高齢化や身体疾病、精神疾患の症状の悪化や名残に引きずられ作業の参加率も予想とは裏腹になかなか上がらず、今年度には朝会の参加者も、内部在籍者82人の半分にも満たない状態となり、参加しない人はどのように考えているのだろうか、私たちは的はずれの支援をしていないのだろうか。参加しない人はどのような支援を求めているのだろうか、何か対策を講じなければと考えた。

対象・方法

上記の目的から、まず、出席率が50パーセントに満たない利用者をピックアップ

・アンケートを実施

考えていること、日頃の行動、私たち援助員に求めていることは何なのかを調査

・分析

希望に添えるものはないのかを探る

調査段階で方法に加えたもの

1, 内部グループ朝会への参加声かけ

1) 内部職員による声掛けの実施	10月
2) ケース担当者による声掛けの協力依頼	10月、11月
3) 内部職員の時間差攻撃による声掛けの実施	11月

結果

声掛けの効果から

別紙資料表1の、朝会参加者数の変化が示すように、声掛けを行わなかった。9月の平均参加者

数は、35.16人/日なのに対し、声掛けを行った10月は51.3人、さらにケース担当と、内部グループ職員の波状攻撃による声掛けを実施した11月は56.18人と増加した。そして、11月には60人以上参加の日が3回あり、最高66人の参加が見られた日もあった。

また、相乗効果として、出席率50%に満たない人の中で、朝会への誘いかけが刺激となり50人中15人の人が、作業参加率アップへとつながり、中には平均参加率35.7の人が77.9、33.0が、91.6へ3.7だった人が57.6へと、それぞれ42.2、58.6、53.9へと、目にみえてメニュー参加が増え、居室で無為に過ごすことが減少した。

アンケートの結果から（資料参照）

精神疾患の名残に左右されている人が意外に多く、全ての質問に対し・具合が悪い・やる気がない・出るのがおっくう・また、不調・眠い・考えていたい等の回答が多い。

また、職員の声掛けがない、声掛けして欲しい、の回答も意外に多かったため、オーソドックス地道な事ではあるが、基本は大切と再確認、声掛け＝コミュニケーションを望んでいる人がいると方法に加えた。

また、本音と思える、年齢的に作業がづらい、年齢的に出られるメニューがない、自由な時間過ごしたいなどの回答も多く見られた。

考察

上記の結果から、朝会時の声掛けだけでその人の1日の過ごし方ががらりと変わり、病気の名残を引きずり、無為に過ごす1日を、メニュー中心の、能動的で健康的な1日に変化可能であると考えられ、その際、声掛けの工夫で、より多くの参加が得られると思われる事。

また、アンケートの回答から見える、やる気がない、わからない、とくに無い、の回答の人も、職員とのコミュニケーションを求めているのではないか思われ、声掛けだけで作業参加が改善された人が何人もいた。

また、年齢的なもので参加できないと回答した人の年齢を調査したところ（表3の1、3の2）荘の平均年齢が55.4歳なのに対し男性は、平均年齢以上の人が3分の2、68%を占め 女性も同様でしかも60歳以上の人が半分近くに達している事がわかった。

結論

内部メニューに参加しない人への支援については、上記、結果や考察等から、日々の声掛けだけは、今後も継続することが大切、ケース担当にも引き続き協力を依頼する。

高齢化している人へのメニューも考慮し、今後の老人ホームへの移行も考え合わせると、一般社会で生活を送ってきた人と共にスムーズに生活が送れるよう老人ホームへの見学を行い、年だから出来ない、居室でだらだらではなく、目的意識を持ってもらいステップアップを図る。そのためにも、新たなメニュー「身辺処理の時間」を設ける。これは、みやま荘ではあえて、メニューとして取り組んでこなかったのだが、今後は、この時間を午前9時から設け個別支援なども行う時間とし、精神疾患の特徴といえる、“生活のしづらさ”の一つである、身体清潔の保持や、居室の整理整頓を行う時間に当てる。

また、フリープログラムの「買い物」の時間を独立したメニューとして加える。そして自ら買物に出かけられる人については土曜、日曜で対応してもらう、

また、内部プログラムを個別支援と連動した形で考え、各人の、一日、一週間のプログラムを担当とともに組み立ててもらふ為の、“個人プログラム表”を作成、利用者と担当で話し合い記入し、メニューに参加しない人への支援を、より充実したものとする。

表 1

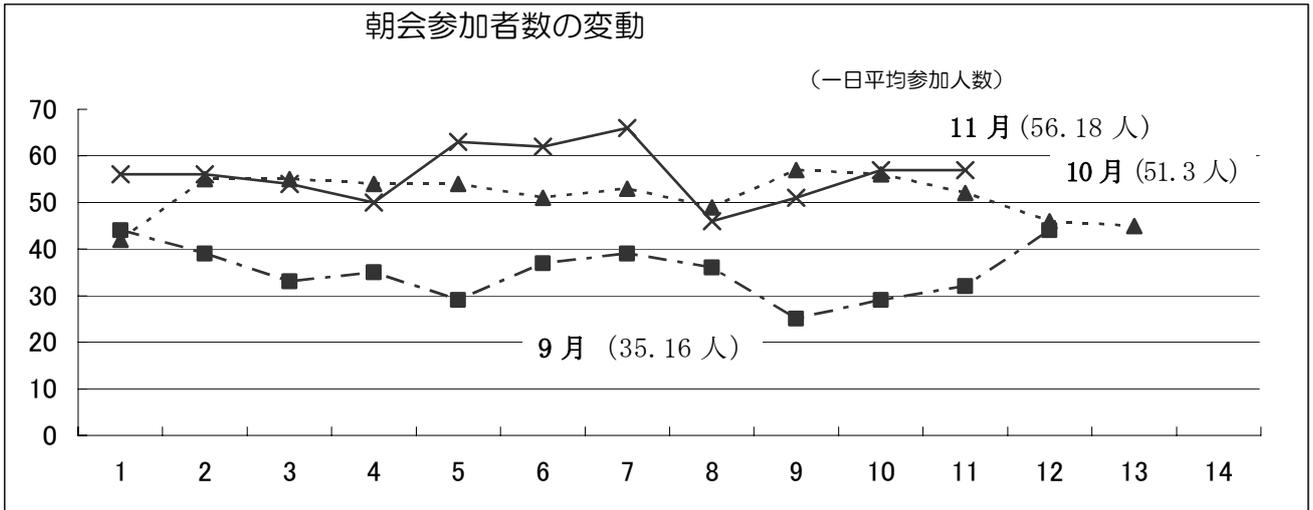
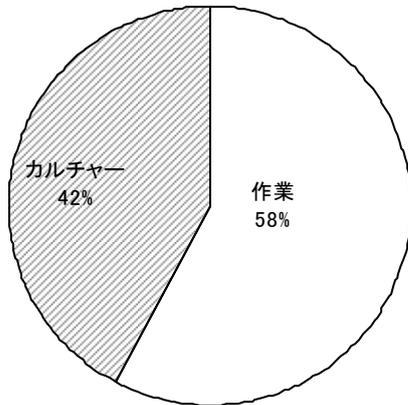


表 2

男子50%以下の作業とカルチャーの割合



女子50%以下の作業とカルチャーの割合

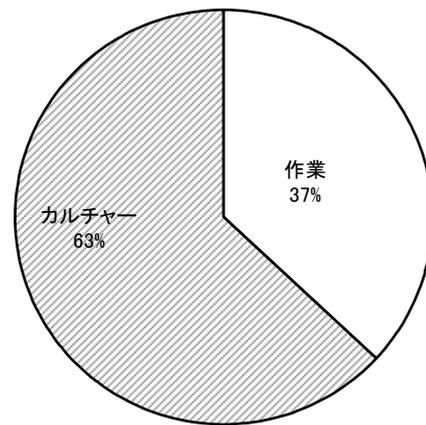


表 3 の 1

全体平均年齢 55.4歳

参加 50%以下の男性の年齢構成

(歳)	(人)
30~34	0
35~39	1
40~44	1
45~49	3
50~54	6
55~59	10
60~64	10
65~69	3
70以上	0
合計	34

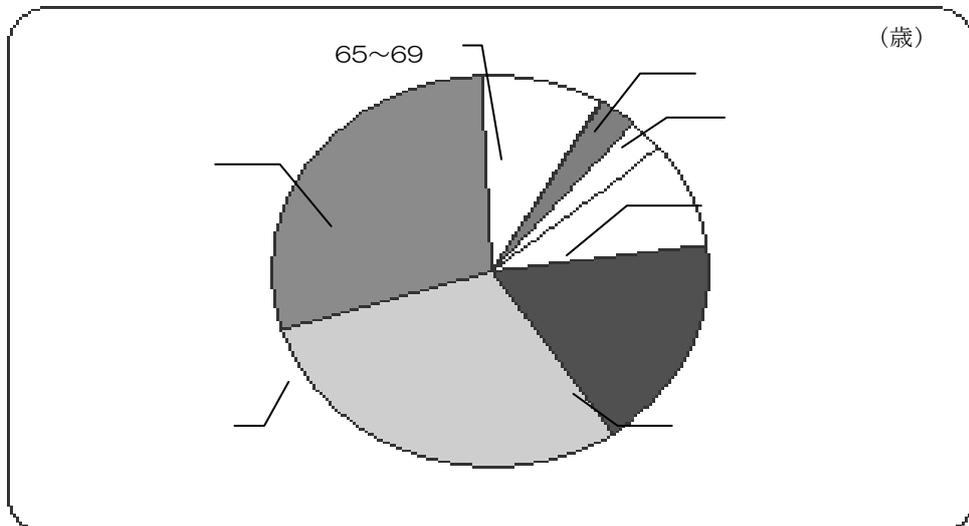
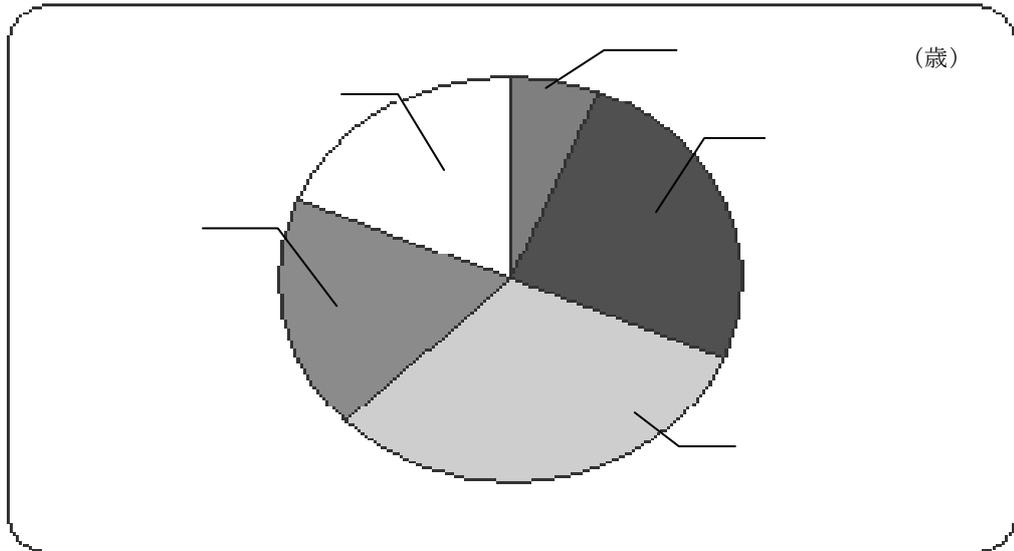


表3の2

参加 50%以下の女性の年齢構成

(歳)	(人)
30～34	0
35～39	1
40～44	0
45～49	0
50～54	4
55～59	5
60～64	3
65～69	3
70以上	0
合計	16



資料1 ウィークリーメニューについての意識調査結果 メニュー参加50%以下の50人に調査

Q 1、朝会に出ないのはなぜですか。

回答 4 4 名分について分析

- | | | | |
|-------------------------|-------|------------------|-------|
| A 1, 具合が悪い、疲れる、やる気が出ない。 | 1 1 名 | A 6, 身の回りのことで忙しい | 2 名 |
| A 2, おっくう、忘れる、間に合わない | 4 名 | A 7, 朝会の話理解できない | 2 名 |
| A 3, 出たくない、バカにされる。 | 4 名 | A 8, ある程度出ている | 1 3 名 |
| A 4, わからない、特にない | 4 名 | その他 | 2 名 |
| A 5, 眠くて出られない | 2 名 | 計 | 4 4 名 |

Q 2、プログラムの作業に参加しないのはなぜですか。

- | | | | |
|----------------------|-------|--------------------|-------|
| A 1, ついて行けない | 1 2 名 | A 6, 落ち着かない、手につかない | 3 名 |
| A 2, 年齢体力的に仕事つらい | 8 名 | A 7, 私的なことで忙しい | 2 名 |
| A 3, 作業の内容良くない、つまらない | 4 名 | その他 | 2 名 |
| A 4, 声掛けがない、やる気ない。 | 5 名 | 無回答 | 3 名 |
| A 5, 精神的に具合が悪い。 | 5 名 | 計 | 4 4 名 |

Q 3、プログラムのメニューに参加しないのはなぜですか。

- | | | | |
|------------------------|-------|-----------------------|-------|
| A 1, 興味がない、わからない | 1 0 名 | A 6, 年齢的に参加できるメニューがない | 2 名 |
| A 2, 体動かない、無理な運動は避けたい。 | 5 名 | その他 | 2 名 |
| A 3, 一部のメニューには参加している | 1 4 名 | 無回答 | 5 名 |
| A 4, 忙しい、時間がない | 3 名 | 計 | 4 4 名 |
| A 5, 気持ちはあるが出るのがおっくう | 3 名 | | |

Q 4、どんなことをすればプログラムに参加しますか。

- | | | | |
|---|-------|-------------------|-------|
| A 1, 他のメニューを考えて
(テレビ鑑賞, 買い物, 新聞, ドライブ, 温泉, カラオケ, リハビリ) | 1 3 名 | A 6, 自分の考えあり出たくない | 2 名 |
| A 2, 職員から声掛けしてほしい。 | 4 名 | その他、無回答 | 5 名 |
| A 3, 不調、わからない | 9 名 | 計 | 4 4 名 |
| A 4, どんなことをしても出たくない | 6 名 | | |
| A 5, 可能なものはできるようにしたい | 5 名 | | |

Q 5, 参加しないときは何をしているか

- | | | | |
|------------------------------------|-----|--------------|-------|
| A 1, 自由な時間過ごす
(お茶、コーヒー、居室、食堂など) | 11名 | A 4, その他、無回答 | 12名 |
| A 2, リビングで、テレビ見たり、新聞読んだりする。 | 6名 | | 合計44名 |
| A 3, 居室で寝たり横になったりラジオ聞く。 | 15名 | | |

Q 6, なぜそうしているのか

- | | | | |
|--------------------------|----|---------|--------|
| A 1, 退屈、何もしたくない、するのがおっくう | 6名 | その他、無回答 | 17名 |
| A 2 体や手が動かない | 6名 | | |
| A 3 自由な時間がほしい | 5名 | | |
| A 4 考えていたい | 5名 | | |
| A 5 寝ていたい | 5名 | | 合計 44名 |



内部メニュー 調理実習風景



音楽鑑賞風景



朝会風景

今泉福祉村ボランティア講座に学ぶ

～地域の福祉力を高める取り組み～

山形県立泉荘 重吉正文

はじめに

地域福祉の推進は、その地域の福祉力（地域の課題を自ら発見し、地域住民の相互の信頼感をベースとして互いの助け合いや役割分担などにより、地域自らその解決していく力・・・共生のまちづくり懇話会平成14年3月総務省）が高まることが前提となる。今後ますます、施設の地域貢献と、地域住民の福祉ニーズへの対応など、地域において施設の担うべき役割は重要である。施設は地域の福祉力を高めるために何ができるか、泉荘の取り組みを通して明らかにする。

目 的

近年、ボランティア活動や、福祉に関心のある方が増加し、様々な場面で活躍されている。また、さらに福祉について学びたいとか、お年寄りや子供たち、障害がある人もない人も、共に心豊かに暮らすための地域づくりについて学びたいという声や、福祉活動に関心のある方や地域の要望に、施設として応えるべくひとつの手段として今泉福祉村ボランティア講座を開催することとした。

対象・方法

平成15年度今泉福祉村ボランティア講座の趣旨や日時、講義内容、対象者、募集方法等を開催要項として定めた。

1 趣 旨

お年寄りや子供たち、障害がある人もない人も、共に心豊かに暮らすための地域づくりや、お年寄りや障害者についての正しい理解と認識を深めると共に、ボランティア活動・地域福祉活動についての基礎的知識を学ぶ機会として、今泉福祉村ボランティア講座を開催します。

2 主 催 今泉福祉村ボランティア講座事務局 救護施設 山形県立「泉荘」

3 日 時 平成15年5月から10月までの第4日曜日
午後1時30分から午後3時30分

4 会 場 救護施設 山形県立「泉荘」

5 対象者 ボランティア活動、老人・障害者福祉、地域福祉に関心のある人

6 定 員 20名程度

7 講座内容 別 紙

8 費 用 無 料

9 募集方法

- (1) 市広報に掲載
- (2) 今泉地区住民への回覧周知
- (3) 市福祉事務所・市社会福祉協議会等周知依頼
- (4) 一般募集

10 申し込み・問い合わせ

電話・FAX による申し込み

申し込み締め切り 平成 15 年 5 月 23 日(金)定員になり次第締め切ります

問い合わせ先 今泉福祉村ボランティア講座事務局

救護施設 山形県立「泉荘」担当 ボランティア講座係

電話 0238-88-9211

FAX 0238-83-3068

11 修了者 全日程出席者には講座終了者として、終了証を交付します

講義内容

回数	月日	内容	講師	参加者数
1回目	5月25日 (日) 1:30 ~3:30	開校式・オリエンテーション 自己紹介 ボランティア活動について学ぶ	精神保健福祉士・社会福祉士 泉荘荘長 小沢 嬰子 氏 ボランティアコーディネーター 社会福祉士 重吉 正文 氏	18名
2回目	6月22日 (日) 1:30 ~3:30	(精神)障害の理解と生活支援 心を病むってどういうこと?	精神保健福祉士 佐藤 保政 氏	15名
3回目	7月27日 (日) 1:30 ~3:30	地域福祉を理解する 素敵な町づくりのために (今泉福祉村施設見学)	ボランティアコーディネーター 社会福祉士 重吉 正文 氏	18名
4回目	8月24日 (日) 1:30 ~3:30	お年寄りを理解する 痴呆の理解とその対応 介護・福祉サービスの利用	山形県痴呆介護実務者研修指導者 介護福祉士・ケアマネージャー 山口 泰 氏	16名
5回目	9月21日 (日) 1:30 ~3:30	地域生活支援を理解する 地域で暮らすこと・働くこと	山形県精神保健福祉士会事務局長 精神保健福祉士 佐藤 隆 氏	14名
6回目	10月26(日) 1:30 ~3:30	(精神保健福祉) ボランティアに期待するもの 閉校式	精神保健福祉士・社会福祉士 泉荘荘長 小沢 嬰子 氏 ボランティアコーディネーター 社会福祉士 重吉 正文 氏	13名

結 果

受講者について

- 第1回講座から第6回講座まで延べ94名の受講者があった。
- 受講者の職業・所属については、「民生児童委員」「施設職員」「作業所職員」「会社員」「社協職員」「主婦」「行政関係者」「児童施設関係者」などであった。
- 開催途中からの参加や、講義内容に合わせての単発の参加があった。
- 全6回講座受講者が5名あった。

講義内容について

- 講義内容と講師については受講者より好評であった。
- 講義とビデオ学習、さらに「語らい」とおして、受講者一人一人の意見・考えを発表する機会をもち、参加者全員で創りあげていく講座とした。
- 講座の終了後、感想を記入してもらい講座の評価とした。
- 講座の内容と受講者の感想をまとめ、参加者だけでなく出席できなかった受講者へ配布した。
- 受講者の希望が多かった施設見学を実施し、「社会福祉施設見学レポート」としてまとめた。
- 第6回講座にて、それまでの全5回の講座の内容のまとめと課題や受講者の意見などを整理し今後の活動の参考とした。

その他

- 毎月1回開催することで受講者と泉荘の利用者の方との交流が広がった。
- 毎月1回開催することで受講者に泉荘と泉荘の利用者の理解が図られた。
- 毎月1回開催することで「施設」についての理解が図られた。
- 毎月1回開催することで泉荘の職員の意識の改善が図られた。

考 察

今泉福祉村ボランティア講座は、泉荘として、今年度初めての取り組みであった。しかも、5月から10月までの6ヶ月間に亘る長期の取り組みであった。受講者は、それぞれ自分なりに、この講座への受講目的と期待を持って参加されていた。主催者としては、その目的達成や期待に応えられるかどうか心配であったが、この講座は、受講される皆さんで創りあげていく講座と位置づけ、皆さんが日ごろ思っていることや、やってみたいこと



などについて議論できればと思って実施した。具体的には、各講座の講義ばかりではなく、ビデオ学習をとおして、現実的な課題を感じてもらったり、受講者同士の「語らい」を実施する中で、受講者一人一人の生の声を直接聞くことができた。「語らい」は受講者一人一人の自由な意見の発表の場であり、自分自身で自分の考えを語ることで、そして、相手の考えや意見を率直に聞くことで、そこから新たな関係が生まれてくるという効果があった。

受講者は全6回講座延べ94名であったが、6講座全課程を受講された方が5名いたことについては評価できる。6ヶ月という長期に亘って、しかも日曜日の午後開催という条件からみても相当

の努力をされたことと感謝したい。また、各講座内容によって単発で講座を受講されるケースがあったり、夏休みに帰省している福祉系の大学生の受講もあつたりと、講座のたびに新しい受講者が増えたりして楽しい講座でもあつた。

また、この講座を毎月1回6ヶ月間継続して開催することによって、受講者の皆さんに泉荘についてや、泉荘の利用者の方々についての理解が深まったり、社会福祉施設そのものについて理解してもらったり、さらに、泉荘の職員にとっては、講座を開催する意義やボランティア活動・地域交流・施設の地域貢献の重要性を理解する良い機会であつた。

結 論

泉荘として、今泉福祉村ボランティア講座は、初めての事業であつたが、福祉に関心のある方や、もっと学びたいという強い意志のある方など、地域で活動している皆さんに多数参加していただいた。この講座は学ぶだけの講座だけでなく、共にこの地域で活躍されている、多くの「実践者」の方々との新しい出会いにもなつたのではないだろうか。講座を通して、出会いがあり、語らいがあり、疑問があり、そして、現実を知ること、自分の知らないことを確認できたり、知りたいとい



う意欲が出てきたりしていただけたのではないだろうか。地域には福祉やボランティア活動について学びたい、もっと詳しく、最新情報が知りたいと思っている人はたくさんいると思う。そうした地域の方々に、楽しく有意義に学ぶ機会が絶対必要であり、地域に存在する社会福祉施設としての本来の機能、「地域貢献」として事業展開すべきである。地域に施設が存在することで、その地域が安全で、安心できる地域となることが求められている。

今後ますます、施設の地域貢献と、地域住民の福祉ニーズへの対応など、地域において施設の担うべき役割は重要になってくる。今泉福祉村ボランティア講座は福祉領域における施設の小さな講座の取り組みであるが、こうした取り組みを地道に継続することが、地域の福祉力を高めるためのひとつの手段であると信じている。

受講者感想・アンケートより

- 基本が学べる事で参加の意味があつた。ビデオも盛り込み流れとして良かつた。各参加者の方が知る事で視野も広がりそう。職員の方の話も聞けて有意義です。来月まで楽しみにしています。
- 自分が日頃していることが、その方にとって本当に役立っているのか、おしつけでないだろうか、考えるいい機会になりました。
- ボランティアの基本、奥の深さ等学ばせていただきました。ボランティアをすることの、良いことをしているという、思い込みが 怖い と思いました。主役は誰か 常に心にとめておきたいです。
- はじめて知ることばかり。まだまだ頭での理解でしかないと思いますが、こういう心を病む人がたくさんいらっしゃる事が、私自身わかっただけでも大変良かつたです。でも、やはりはじめてなので理解できない言葉がたくさんありました。家に帰って読んでみたいと思います。

正直、玄関に入った時に、やはり、今まで私の接した人達の雰囲気とは違った人達を見て、一瞬異様さ、とまどいを感じました。そういう今の自分を見つめることができたことだけでも。これからの勉強になると思います。いろんなことを学んで私の変容を期待したいと思います。

- 痴呆の人にしかる、おしつける（自分で嫌なこと）はやらないようにしたいと思います。（他の人にも）誰にでも笑顔でつきあいたいと思います。まだまだ勉強したいと思います。

教科書や資料などで痴呆性高齢者について学んだことはたくさんあるが、やはり現場にたってみないと確実に理解できたとは言えないと思う。これから福祉の仕事に就く上で、利用者本人に合った援助ができるよう努力したいと思う。

- 精神障害の方には、「誇れる過去がない」ということばに強いショックを受けました。

- 障害者の中でも特に、精神障害者に対する世間の偏見が特別なように感じられます。「支援者は風」ということばが印象に残った。

- 「支援は風」♪・♪・♪ 誰が風を見たでしょう。

ぼくも、あなたも見やしない

だけど木の葉をふるわせて

風は通り過ぎていく。♪・♪・♪

佐藤さんのお話から上の歌が流れてきました。内容は、豊富な経験から奥深く、難しい面もありましたが、何ととっても、自分自身の日々のありようを問い、自らをいつも引き上げていけるよう務めるしかないのだと思われました。結局は人間と人間の結びつきをどう築き合うかという本質的な部分に行き当たるものと思います。たった、2時間のお話でしたが、巻き戻して反芻してみますと、重い重いことばを投げつけてくださっているなあと感じた次第です。どうもありがとうございました。



- ボランティア講座を泉荘で受講したことで入所されてる方や職員の方々と接することができ、施設が身近なものになりました。6回のうち都合で2回欠席しましたが、そのつど、資料や報告書をいただき読ませていただきました。スタッフの方々の熱意が伝わる講座であったと思います。有難うございました。

- 施設でお世話になられている方は、家にいるより幸せとばかり思っていました。

したが、私達の見えない所のお話を聞き、大変ショックでした。ぜひ改善してほしいです。

- 今日の講座の中では特に「洗練された福祉感覚」という言葉が強く印象付けられた。感受性をみがく。感性を育てる。これからの命題にしていきたい。毎回まとめていただけることによって、欠席していた時の分、あるいは見落としていた部分への気づきをさせていただいたことは大変良かった。

地域生活移行支援のとりくみ

—— 社会生活力プログラムの展開 ——

梓園 緒形千佳子 安房宏佳
梅津真理子 菅原直弘

I. はじめに

梓園は開所以来30年経過しようとしているが、その間地域生活に移行した方は72名で、その内訳は家庭復帰が64名、それ以外の形態で生活した方はわずか8名である。単身で生活する方は平成7年よりしばらくいなかったが、平成13、14、15年と続けて各1名の方が諸制度を利用しながら地域生活に移行している状況である。(別表1)これは、園としても地域生活移行支援に取り組みはじめたためと思われる。

今年度支援費制度になり、梓園は重度身体障害者更生援護施設から身体障害者更生施設になった。また、梓園として今まで以上に通過施設としての目的を明確にし、それに伴い利用者は個別支援計画に将来の生活像を盛り込まなければならない状況になった。しかしながら施設生活が長くなり(別表2)年齢も高くなると(別表3)、入所の目的のみならず将来の自分の生活もイメージすることがむずかしい方も多く見られた。これは本人のみの問題ばかりでなく、施設側の情報提供やサービス提供不足にも大いに起因していると思われる。

そこで今年度はサービス内容を見直すと共に(別表4、5)地域生活移行に向けてグループでの社会生活力プログラムの取り組みのほか、全体として「アップルセミナー(教養講座)」で外部講師を招き情報提供をしたり(別表6)、個別にも他施設を見学に行く等活動を展開している。

II. 社会生活力プログラムの取り組み

1. プログラムの導入期

「社会生活力」とは「障害のある人が自分の障害を理解し自分に自信を持ち必要なサービスを活用して自らの人生を主体的に生き積極的に社会参加していく力」ということで、この社会生活力を高めるためのプログラムが地域生活移行には必要と考え導入にいたる。

・ 平成14年度の取り組み

初めての導入のためマニュアルを基本に、利用者のモチベーションの高いテーマを職員側が設定し行った。

テーマ「外出」

- | | |
|---------|--|
| 1) 目的 | 現在よりも前向きに外出について考え、生活を楽しむ |
| 2) 対象者 | 3名
個別支援計画の中で地域生活を希望している方をピックアップしたところ10名であったが入浴日、送迎の関係から3名に絞り、ケース担当者も交えプログラムの説明を行い参加の合意を得る |
| 3) 実施場所 | 「梓園障害者生活支援センター」 |
| 4) 実施時間 | 毎週木曜日 14:00～15:30 |
| 5) 職員体制 | センター担当職員 1名 項目によっては1～2名職員協力 |
| 6) 実施状況 | H14. 12～H15. 3 12回実施
・ 目標設定 「新幹線に乗って山形市に映画を見に行く」
・ 目標達成に向け必要なことの話し合い
・ 運賃割引制度等諸制度、時刻表の見方の学習 ・ 米沢駅での状況調査
・ 電話のかけ方(タクシー、駅、映画館)、切符購入のロールプレイ |

- ・外出に必要な準備や介助についての話し合い
- ・外出計画の立て方
- ・実践

「外出」という1つのテーマでも関連する様々な項目の学習が必要になり、しかも繰り返しの学習が必要であった。プログラムを実施する中で利用者自身が何が出来て何が出来ないかが明らかになった面もある。参加者は毎回意欲的に取り組み、センターではいつもより言葉も多く自分から話をするなど積極的で、自分たちで計画を立て山形市に出かけたということが1つの自信になったようである。

・今年度前半の取り組み

前年度の状況を踏まえ、プログラムを継続展開する。

テーマ・目的・場所・時間・実施方法は前年度同様とし、対象者は前年度希望したが諸事情で実施できなかった方2名に、今年度同じ時間帯にセンタースタッフとしてセンターを利用する方1名を加えて3名とする。

1) 実施状況について 平成15年5月～9月まで17回実施

目標設定「電車に乗って山形市で映画を見る」

前年度参加者から山形までの新幹線利用ではあつという間で景色も見られず、場所も狭いとアドバイスがあり普通列車ということに決定する。内容については前年度とほぼ同様であった。

「外出」というテーマで17回行ったが通院や帰省等が入り思うように進まない状況であった。参加者は意欲的でたとえば関連する資料を持参したり、次回まで出した課題についてはそれなりに各自取り組んでやっていた。また、ケース担当職員が生活場面でプログラムの状況を話題に取り上げ確認するという作業もあったことで学習した事柄が確実にようになってきた面もあった。3人共違うにしても各々実践によって自信を得たと思われる。

昨年からの「外出」という同じテーマで、場所は主に「梓園障害者生活支援センター」で行ってきたために、社会生活力プログラムは「外出」についてであり、「センターでするもの」という片寄った見方が利用者のみならず職員にまでも広がりつつある状況になった。

社会生活力プログラムは特別なものではなく、センターだけで行うものでもないということで日常生活の中で園内を中心にプログラムを展開する必要があると思われた。

2 プログラムの展開期

1) 先進施設での実地研修 職員1名参加

社会生活力プログラムについて早くから取り組まれている横浜市総合リハビリテーションセンター更生施設にて2日間研修を受ける中で、社会生活力プログラムの展開には基本はあるもののその施設その施設のやり方でよいということ、梓園の場合は利用者の在所期間や今までの活動状況をみれば、社会生活力プログラムの基本型であるグループでの「テーマ学習」を基本としてグループワークを活用しながら、またマニュアルを参考にしながら利用者のニーズに応じた梓園バージョンで、まずは自主性を高めることや今後の生活設計を考える機会を提供することが必要であるという考えを強くする。

2) 今年度後半の取り組み

前半の状況を踏まえるとともに、プログラムの拡大、充実の意味を含め園内で午前の他のサービスメニューと同じ位置づけで展開する。

ア. 目的 地域生活移行に向けての動機付け及び生活の再構築をはかる

イ. 対象者 14名

個別支援計画より地域生活移行を何らかの形で希望している方をピックアップし本人、ケース担当、係を交えプログラムの説明を行い参加の合意を得る。

表7 グループ編成表

氏名	性別	年齢	障害名	希望生活	入所前	在所期間
M.G	男	30	脳性麻痺	地域生活	養護学校	12
K.K	男	54	脳性麻痺	地域生活 グループホーム	家庭	8
J.S	男	21	脳性麻痺	授産施設 家庭復帰	療育センター	～1
U.H	女	51	脳性麻痺	地域生活 療護施設	更生施設・家庭	28
T.H	女	42	脳性麻痺	地域生活	養護学校	24
H.T	女	27	脊髄障害	地域生活	養護学校	9
T.S	男	28	脳性麻痺	地域生活	家庭	9
K.N	男	28	脳性麻痺	地域生活	家庭	9
S.M	男	39	椎間板疾患	地域生活	病院	2
T.H	男	54	脳梗塞 心臓機能障害	地域生活	療育センター	4
K.T	男	59	脳梗塞	地域生活 グループホーム	家庭	3
S.K	男	62	脊髄小脳変性症	地域生活	家庭	11
H.S	男	64	脳梗塞	地域生活 授産施設	療育センター	5
T.K	男	56	筋ジストロフィー	地域生活	療育センター	5

- ウ. 実施方法 グループ化しグループワークを中心とした「テーマ学習」とする
 グループ編成は話しやすいように配慮し、障害別に2グループに分けた。(表7)
- エ. 実施場所 食堂 ふれあい会議室 (園長公舎)
- オ. 実施時間
 Aグループ 毎週火曜日 10:00～11:30
 Bグループ 毎週木曜日 10:00～11:30
 ※ 年度途中での実施のため、できるだけ現メニューに支障がないように留意し設定したが限界があった。
- カ. 職員体制 当面2名(係中心)
- キ. 実施状況(途中経過) 表8.9

表8 A(先天性障害)グループ

回	内 容	利用者	職員
第1回	「施設の種類・内容」にテーマを設定する	8	3
第2回	施設の種類について 各人知っている施設、内容について発表する 課題 グループで施設について調べる	8	1
第3回	グループで発表 各人が知っている内容を発表する アンケートに記入 課題 各自の出身地の小規模作業所の情報収集する	6	2
第4回	小規模作業所について各自調べた事を発表する 課題 公営住宅について調べる	6	1
第5回	公営住宅について発表する 生活施設について話し合う 課題 福祉ホームについて不明な点、質問を考えてくる	5	1
第6回	身体障害者 福祉ホームについて情報収集する 課題 不明な点を考える	7	1
第7回	身体障害者 福祉ホームについて電話で照会する	8	1

Aグループは7回の実施であるが、通院以外は欠席者はなし。全員、参加については意欲的で生活にも積極的になってきた。ほぼ毎回、次回への課題を出したが情報収集のために自ら市役所に行

ったり、インターネットで調べたり、パンフレットを送ってもらったりと自ら行動を起こす人もでてきた。ただ、情報収集するまではいいがその内容が読めず、集めたということで満足している人もいた。また施設に何人もの人が直接問い合わせ、その施設に迷惑をかけたこともあった。プログラムの中で、自分の意見を発表する、そして他の人の言うこともよく聞くことは定着しつつある。主として言葉に障害のある人の場合、その場で本人の言いたいことがなかなか汲み取れないことがあるので、対応に工夫が必要である。

表9 B（中途障害）グループ

回	内 容	利用者	職員
第1回	退後の生活の希望を聞き、不安な点、わからない点を出し合う テーマ設定「家計」と決定	5	4
第2回	現在の生活の収支のアンケート実施	4	2
第3回	地域生活をするために必要な経費について	6	1
第4回	現在の生活と地域生活をする際の支出項目について	4	1
第5回	同上	3	1
第6回	地域で一人暮らしをする場合の生活費について	5	1
第7回	実際に単身生活をしている人に電話し尋ねる	4	1
第8回	収支の状況について 生活保護について	3	1

Bグループは8回の実施であるが、プログラムに対するモチベーションは様々で、他のサービスメニューには参加しないがこのプログラムには参加する人や、ある人が休むと自分も休むという意識の段階の人や、途中から参加しなくなった人もいる。このグループでは次への課題は設けず、その時間の取り組みで終了した。また、利用者主体というより、職員対利用者という形になりがちであった。

III まとめ

社会生活力プログラムを取り入れてからまだ1年足らずで途中の段階であるが、プログラム参加者の半数以上の方は自分の生活に前向きになってきており、新たな経験をすることで自信がつき、その自信がまた1つ外への行動を起こす原動力になったように思われる。また、今年度後半より場所をかえ、生活支援センターから園内でプログラムを実施したことにより、他の利用者や職員にもプログラムの理解が深まったように思われる。

プログラム参加者の2名が今年度9月と11月に希望する授産施設に移行したことや、メンバーではなかったが、1名の方が10月に単身生活移行したことも、他の利用者に影響を与え、梓園全体が外に向けての動きが出てきたようである。

IV 今後の課題

1. グループワークにおける言葉に障害のある方への支援
2. 利用者主体になるように職員の援助技術の研鑽
3. 地域生活希望者を対象としたが、他施設希望、あるいは明確でない方へのプログラムの展開の検討
4. 職員体制や実施場所・時間の確保

まだまだ、意識を高めるとい段階であり、当面はグループワークを中心にプログラムを展開し、利用者が主体的に自分の生活設計を立てられるよう、また地域生活移行や希望する生活の具体化については個別支援もあわせ、職員も学習を重ねながら支援していきたいと考える。

表 1 地域生活移行者の状況

(H15. 11. 1現在)

年度(昭和)	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
家庭復帰	3	4	7	2	8	2	5	2	5	2	3	0	0	1	0	1
单身その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0

年度(平成)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
家庭復帰	0	2	3	3	2	2	0	0	1	2	0	1	2	1	0	64
单身その他	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	8

表 2 在所期間状況

(H15. 4. 1現在)

	～1年	1年～3年	3年～5年	5年～10年	10年～15年	15年～	計	平均
男	4	8	10	14	9	3	48	6:10
女	0	4	1	8	3	5	21	9:4
計	4	12	11	22	12	8	69	7:7

表 3 年齢状況

(H15. 4. 1現在)

	～20	20～30	30～40	40～50	50～60	60～	計	平均
男	0	4	3	4	20	17	48	53:8
女	0	3	1	5	9	3	21	47:8
計	0	7	4	9	29	20	69	51:10

表 4 平成14年度 週間サービス予定

曜日	月	火	水	木	金
午前	PT				
	OT				
	個別活動	手芸カチャ			
午後	PT				
	レクリエーション				
	個別活動				
	入浴		英会話カチャ 園長と話す会	入浴	

アップセミナー、園長と話す会は月1回

表 5 平成15年度 週間サービス予定

曜日	月	火	水	木	金
午前	アップセミナー 園長と語る 会 集会 個別活動	PT ミュージック 会 手工芸 パソコン講座 社会生活力 プログラム	グループ活動	PT 健康運動 手工芸 パソコン講座 社会生活力 プログラム	レクリエーション
	午後	PT	グループ活動	PT	
		個別活動	(職員会議)	個別活動	
		入浴	(ケース会議)	入浴	

アップセミナー、園長と語る会は月1回

表 6 アップセミナー(教養講座)

月	内 容	講 師	参加者
4月	地域生活者との話し合い	地域生活者(3名)	60
5月	自立に向けた制度の活用法(介護保険編)	職員	60
6月	梓園障害者生活支援センターの活用について	職員	50
7月	自立に向けた制度の活用法(生活保護編)	職員	51
8月	外に出るために(電車編)	JR 米沢駅	37
9月	ホームヘルパーの体験から	市社協ヘルパー	44
10月	介助犬について	日本パートナードック協会	55
11月	感染症について	職員(看護師)	42

クラブ活動の一考察

将棋の実践を通して

鶴峰園 後藤 茂

はじめに

鶴峰園では、利用者の日中活動から余暇活動、生きがい、趣味の拡大へのステップとしてクラブ活動(10クラブ)を実践している。年度末に、利用者の意向に沿ったクラブ活動として、利用者3名が集まれば成立要件をクリアして、クラブ活動ができる。月1回平日(15:00~16:45)の中で活動を実践することができる。ここでは、クラブ活動の中でもオセロ・将棋クラブを取り上げて行く。将棋は誰でも楽しめるもので、簡単なルールと基本を覚えれば決して難しいゲームでなく、とっつきにくいゲームでもありません。

一番大切なことは、「楽しくやろうじゃないか」と気軽に考えることです。何も身構える必要はないのです。

目的

利用者自ら自己選択し交流を図ると共に、自らの自己実現に努め、楽しみながら実施することにより情緒の安定や棋力の向上を図る。

対象・方法

オセロ・将棋クラブの中でも、将棋に強い興味を持っている3名(入所1名、通所2名)をリストアップする。

平成15年4月(第三木曜日)より園内の中での活動を開始。3名については、基本的なルールは熟知しており、意欲も見られスキルもしっかりしていた。しかしながら担当となった私個人も、昼食後の休憩時間に将棋の好きな利用者同士が、盤をはさんで対局しており、私もその仲間に入れてもらいたくて盤を見つめることが何ヶ月か続いた。

遠慮がちに、「私と1局指していただけませんか」と言うことで、ここから将棋を通してのふれ合いが始まった。

実践の方法としては①毎日の実践(昼食後)②指導者の来園(アマ段、ボランティア)③将棋大会(地域)を通しての実践

① 毎日の実践

昼食後、17:00以降を実践の場として対局を設定。時間的な制約はあるが凝縮された内容であり、駒を通しての沈黙の戦いが始まる。

将棋は礼に始まって礼に終わるが、最初の一手が重要な意味を持つ。中盤での駒のぶつかりは、沈黙における内面の言葉の掛け合いであり「この駒どける！」「なんで駒をぶつけてくるのか！」など、心の葛藤が対局者からひしひしと伝わってくる。同じ対局者となる弊害があるが、終局後盤上に駒を並べ直し研究をするようにした。

② 指導者の来園

6月より鶴岡市のボランティアセンターからの紹介で、月1回及び昼の時間帯に来園。その際、次ぎの一手や詰め将棋の宿題を持参しメンバーが集まって解答を研究する。又指導者が気軽に対局に応じてくれ、以前は駒落ちの実践であったが今では平手で対局するようになってきている。しかしまだまだ実力の差はあり、距離はある。指導者とのふれあいを通して、人間的なつながりの構築を図り、自分の棋力を認識すると同時に楽しみながらできるように実施する。指導者から棋力の認定を受け、一層の向上をはかるようにする。(Eさんは2級、N、Oさんは1級相当の棋力あり)

③ 将棋大会(地域)への参加

昼食後や17:00以降の実践及び指導者の来園時の対局では、物足りなさが利用者に芽生えてきており、実際地域に出て実践を経験してみたいという気持ちが、会話の中に感じたので、担当者が毎年参加しているしおん荘での大会(40名程参加)に出席するようにした。

利用者本人から参加の確認をとり、情報収集や情報提供を図り、主催者側と連携を密にする。又車椅子での参加なので配慮を要請する。

結 果

今年の4月からの関わりであったが、将棋を通して感じたことは、言葉がなくても心の中でやりとりができる。終局の場面で「負けました」と言う素直な気持ちが表現できるようになった。(屈辱的な言葉であるが)人間的な成長と棋力の向上を図ることができたように思われた(集中力や持続力はもちろんであるが)。2名の利用者は車椅子を利用しているが、指先でものをつかむ力が著しく低下しており、将棋の駒(高さ0.5cm 幅2cm 長さ2.5cm)をつかむことができなかった。Nさんについては、駒を指先でつかんで持ち上げ移動することは困難であり、ただ駒を押すような感じで状況は改善されていない。Iさんについては当初Nさんと同じような状況であったが、毎日の実践の中で駒をつかんでの移動が容易になった。たかが将棋の駒であるが、親指、人差し指、中指を使っただけの駒の操作は身障者にとって難しいことが理解できた。確かに指先を使うことは人間の脳や体全体に刺激を与えリハビリにも役立つと思われるので、今後も継続を図り指先の訓練のひとつとして将棋を活用していきたい。

又指導者来園の際、利用者も楽しみに待っている状況が見られ、平手にての対局では実力の差を見せつけられ壁にぶつかっている。しかしながら他のクラブ員との交流もあり、楽しみながら対局するチャンスもないが盤上での研究に取り組むことができた。

大会に参加したNさんとIさんの状況については、湯野浜地区の地域住民(鶴岡市内、羽黒町からの参加もあり)が老人の施設を利用しての大会であった。実力に沿ってA(1級以上)、B(2,3級程度)、C(3級以下)の3グループにランクに分け、各クラス5回総当たりのリーグ戦を展開、NとIさんはBクラスに参加する。特にNさんは車での通所であり、事前の下調べを実施していた(現地までの道路)。

結果としては、Nさんは5勝1敗の成績で3人が並ぶ混戦であったが、2位に入賞する。賞状や副賞の商品をいただき大変喜んでいたし、自信にもつながった。

Iさんは1勝4敗であったが、終了後の懇親会にも参加して地域住民との交流を深めることができた。地域住民とは初手合であり、心臓がドキドキし極度の緊張であがってしまったとのこと。

考 察

毎日が実践の場であり、指先のリハビリも将棋を通しての訓練であり、残存機能の活用及び機能低下の防止にもつながる。対局者の前ではあるがままの自分になれるし、心が浄化され、自己の健康について考えるようになる。感情や考え方を整理分類しそれをより明確にして、フィードバックすることによって考え方の差異が発見されることになる。将棋を通して正確に早く、精密に見通す能力が備わってくる(何十、何百の指し手から最善手を選択するわけであるから)。自己を受容し、他人を受容するような態度に変化してくる。言葉使いも丁寧になり他人の立場を考え、人間として、どんな人間でも尊敬し他人と接するときも、その態度にふさわしい言葉使いや行動がとれるようになる。

他人の立場をよく理解し、他人の立場に立って考えるようになり、他人を大切にできるようになる。将棋を通して自分の棋力に応じた要求水準や目標を持つようになってきた。又、障害者や健常者という概念を離れ、将棋を媒介しての仲間作りができたと思われた。対局中は沈黙が続き、抗争をめぐり対立が維持され集中力が養われていく。クラブでは本将棋の他に、はさみ将棋、ビッキ将棋、回り将棋等いろんな切り口を準備しており、利用者の一つの楽しみとして生活の中に取り込んでもらいたいと思っている。

結 論

人間は本能的に警戒心を持っており、防御を取り除くためには将棋(他ゲーム等)を通してのサポートづくりも一つの方法や手段になり得る。

3名の利用者については、園内外において修練を積み重ねていくと初段を獲得する能力はありと指導者は一定が、棋力の向上と共に、深いところでの人間としての成長が期待される。又二尾の実践の場から、駒による指先の微妙な感覚(つまむ、つかむ、持ち上げる、移動、置く)の獲得や親指、人差し指、中指、薬指の連動による駒の操作、指先の運動による脳への刺激、考えることによるボケ防止等、リハビリ的な効果もある。

盤上での棋譜の再現についても、20~30手ぐらいまで指し戻して研究がでるので一層の推進を図っていく。

テーマ「利用者の自立生活支援における課題」
—生活満足度調査からの考察—

ワークショップ明星園 サービス推進委員会

はじめに

支援費制度による契約制度への移行から8ヶ月が経過している。当施設でも、個別支援計画の実施や併設のデイサービス事業の開始等、利用者を取り巻く環境は大きく変化している。「利用者満足度」に見る利用者の視点を施設サービスに反映させながら、施設支援における利用者の自己実現度を高めていきたい。

1. 施設支援の現状と課題

- (1) 通所施設利用者が入所施設利用者とは異なる点は、まず、在宅生活者という居住条件にある。当施設での日中活動支援と併せ、他の生活時間帯の構造化が必要である。
- (2) 通所施設利用者は施設近郊の居住者が多く、地域の施設資源の効率的利用もあり、利用者の障害や背景も多様化している。そのため、授産施設という施設性格の中での個別支援や自己実現が容易に進まない現状が見られる。
- (3) 支援費制度では個別支援計画の実施が契約履行の要件となったが、その実現のためには、「生活者」支援の視点やサービス利用者として利用者理解が不可欠である。障害者ケアマネジメントの手法での社会サービス・資源へのアクセスが課題である。

2. 満足度調査の目的

- (1) 施設支援と在宅生活に対する利用者の満足度を調査し、満足度向上のための要件を整理する。
- (2) 利用者のライフステージ、障害状況に応じた生活課題を明らかにして、利用者の自立支援における施設支援のあり方を再考する。
- (3) 利用者のQOLの向上に関する社会サービス・資源の情報活用の実態を把握し、対応の具体化を図る。

3. 調査の対象及び方法

- (1) 標本数が小さく有効回答率を高めるため、インタビュー(直接面接法)によるデータ収集を行う。
- (2) インホームド・コンセントとして、事前に全利用者へ説明し、同意を得られた人を対象とする。
- (3) 面接者により質問内容に誤差が生じないように、面接者を固定して実施する。

4. 仮説設定

- (1) 利用者の施設利用満足度は生活満足度の重要な部分を占めているのではないか。
- (2) 利用者の地域生活は個性的、自己選択的であるが、ライフステージでの生活設計や選択に不自由さがあるのではないか。
- (3) 利用者のQOLや自己実現は、施設支援の充実と新たな社会サービス・資源の有効活用により高められるのではないか。

5. 調査票集計結果

(1) 施設利用満足度調査

回収標本数29 集計数字は(%)

	質 問 内 容	回収標本数29 集計数字は(%)				分 析
		そう思う	そう思わない	どちらかいい	わからない	
【問1】自分の事や施設の事等について、自由に意見を言ったり職員と話し合う機会がありますか。						
ア	ケース担当職員との定期的な話し合いと意見尊重がある	79.3	6.9	13.8	0	意見表明の機会設

イ	職員との定期的な話し合いと意見尊重がある	55.2	27.6	13.8	3.4	定では一定の評価が見られるが、個別意見への対応で課題が見られる。
ウ	苦情解決制度は役に立っている	44.9	20.7	17.2	17.2	
エ	個別の障害に配慮した意見の傾聴と尊重がある	48.3	13.8	20.7	17.2	
オ	意見表明の機会が充実している	44.9	20.7	10.3	24.1	
【問2】施設運営への利用者参画の状況についてどう思っていますか。						
ア	会議や委員会による施設運営への参画は好ましい	72.4	0	6.9	20.7	会議、委員会、自治会活動を継続し、内容の見直しと充実を図る必要がある。
イ	会議や委員会以外の方法による施設運営への参画がある	13.8	17.2	0	69.0	
ウ	会議や委員会への参加を増やしたほうがよい	20.7	48.3	3.4	27.6	
エ	施設運営への参加手段として自治会活動が役立っている	75.9	13.8	3.4	6.9	
【問3】施設の生活環境は安全で安心だと思いますか。						
ア	バリアフリー建築で段差も無く安全だと思う	89.7	3.4	0	6.9	清掃や環境整備についての不満が見られるが、利用者の主体的参加も必要。
イ	利用者の障害に配慮した転倒防止等の対策がある	79.3	6.9	6.9	6.9	
ウ	清掃や物品の整理整頓による環境整備がなされている	48.3	34.5	13.8	3.4	
エ	不意の病気や事故への適切な対応で安心である	86.3	3.4	3.4	6.9	
【問4】授産施設として「働く場」としての支援状況をどう思っていますか。						
ア	社会的な生産活動に従事していることに満足している	51.7	41.5	3.4	3.4	技術系の授産科目や工賃増への要求がみられる。利用者への説明と支援目標を分かりやすく伝える必要がある。
イ	作業を行うことが技術の習得に役立っている	62.1	24.1	13.8	0	
ウ	作業を行うことが身体機能の維持、向上に役立っている	79.3	10.4	3.4	6.9	
エ	軽作業は取り組み易いので技術性の高い授産種目は不要	10.4	79.3	3.4	6.9	
オ	利用者の障害状況による工賃の低迷は仕方ない	51.7	38.0	6.9	3.4	
カ	「働くこと」に対する個別支援がなされている。	37.9	20.7	20.7	20.7	
【問5】アクティビティプログラム支援についてどう思いますか。						
ア	プログラムに参加することが楽しい	79.8	10.4	6.9	3.4	プログラムへの評価は高く、参加者の充実感が見られる。利用者の意見繁栄と授産事業との両立が課題。
イ	技術・知識の習得に役立っている	82.8	6.9	6.9	3.4	
ウ	授産施設でも作業以外の分野への取組みができる	82.8	6.9	6.9	3.4	
エ	施設生活に張り合い(遣り甲斐)が出てくる	65.5	10.3	10.3	13.9	
オ	プログラムで作業時間や工賃が減少しても仕方ない	55.2	37.9	6.9	0	
カ	プログラムの種類や内容で利用者意見を尊重している	44.8	17.3	13.8	24.1	
【問6】食事サービスについてどう思っていますか。						
ア	献立が充実しており毎日の食事が楽しみである	69.0	13.8	17.2	0	概ね良好な状況と判断される。サービスで狭くなったとの意見あり。
イ	献立等に利用者の意見を取り入れている	79.3	0	13.8	6.9	
ウ	食器や盛り付けでの配慮がなされている	75.9	3.4	13.8	6.9	
エ	食堂が清潔で環境整備がなされている	69.0	13.8	17.2	0	
【問7】施設の行事についてどう思っていますか。						
ア	行事は楽しみである	79.3	13.8	6.9	0	旅行や外出の要望が多く、検討が必要。
イ	四季毎に行事があり今のままでよい	65.5	27.6	6.9	0	
ウ	行事に利用者の意見を取り入れている	55.2	13.8	13.8	17.2	
エ	予算もあり自己負担してでも行事を増やした方がよい	62.2	31.0	3.4	3.4	
【問8】職員の姿勢についてどう思っていますか。						
ア	いつも利用者の話し掛けや相談事に傾聴している	82.8	10.3	6.9	0	傾聴、受容の姿勢は評価されているが、対応でのゆとり
イ	いつも利用者の話し掛けや相談事の内容を受容している	86.3	3.4	6.9	3.4	
ウ	職員の対応にはゆとりが感じられる	24.2	62.1	10.3	3.4	

エ	利用者との約束事についての結果を返している	86.3	6.9	3.4	3.4	の無さが指摘されている。専門的対応でも、援助技術の向上が課題である。
オ	利用者のプライバシーを守っている	86.2	0	6.9	6.9	
カ	「倫理綱領」や「倫理行動基準」を守っている	62.1	0	6.9	31.0	
キ	利用者の障害や個別状況に専門的に対応している	62.1	6.9	3.4	27.6	

【問9】当施設を利用している理由はなんですか。

ア	日中活動の場所として適当である	75.9	13.8	6.9	3.4	現状の施設利用での選択権の無さが表れている。明星園自体の肯定度は比較的高い。
イ	家の近くに適当な通所施設がないから	82.8	13.8	0	3.4	
ウ	軽作業が主で、機能訓練やリハビリに適当	41.4	41.4	6.9	10.3	
エ	明星園が好きだから	62.1	10.3	24.2	3.4	
オ	就職できないから	89.7	10.3	0	0	

【問10】ワークショップ明星園での居心地をどう思っていますか。

ア	やりたいことや楽しいことがある	75.9	3.4	20.7	0	明星園が利用者の居場所となり安心感を醸成していること等、精神面への作用が見える
イ	安心感がありホットできるところである	65.5	10.4	20.7	3.4	
ウ	いろいろな話しをできるところである	69.0	6.9	24.1	0	
エ	自由なところである	82.8	10.4	3.4	3.4	
オ	自分を尊重(大切に)してくれるところである	86.2	7.0	3.4	3.4	

【問11】ワークショップ明星園を利用してから、生活(日々の暮らし)はどのように変わりましたか。

ア	利用前より行動範囲が広がってきた	58.6	17.2	20.8	3.4	自信、遣り甲斐の創出、友人関係の増加での効果が見られる。利用により安心感も高まっている
イ	利用前より自分も家族も安心している	89.7	0	10.3	0	
ウ	いろいろな事に自信が出てきた	69.0	10.3	20.7	0	
エ	友人が増えた	72.4	13.8	13.8	0	
オ	生活に張り合い(やりがい)が出てきた	69.0	13.8	17.2	0	

(2)生活満足度調査

【問1】現在の生活での対人関係についてどう思っていますか。

ア	家族との関係は良好である	82.8	10.3	6.9	0	家族との関係は概ね良好と答えている人が多い。また、福祉ホーム利用が家族との適度な距離を保っているようである。
イ	家族が自分にとっての一番の支援者である	79.3	13.8	0	6.9	
ウ	友人との関係は良好である	72.4	6.9	20.7	0	
エ	友人が自分にとっての一番の支援者である	6.9	79.3	13.8	0	
オ	地域住民との関係は良好である	24.1	69.1	3.4	3.4	
カ	当施設(福祉ホーム)以外の福祉サービス関係者との付合いがある	17.2	65.6	0	17.2	
キ	主治医との関係は良好である	13.8	72.4	3.4	10.4	

【問2】次の社会福祉に関する人(職名)を知っていますか。また、その人との関係がありますか。

職名	知っている	付合いがある	職名	知っている	付合いがある
ア. 民生児童委員	69.0	13.8	イ. 福祉協力員	19.3	0
ウ. 身体障害者相談員	24.1	0	エ. 他施設の職員(福祉ホーム除く)	3.4	3.4
オ. 福祉事務所の職員	27.6	10.3	カ. 人権擁護委員	20.7	6.9
キ. その他 a ホームヘルパー(34.5) b ケアマネージャー(3.4) c 地区身障協会(6.9) d 社会福祉協議会(6.9)					

【分析】「民生委員」については、聞いたことがあるとの回答率が高いが、実際に交流している人は限定的である。その他についても認知している人は少なく、当施設以外の福祉情報に対する無関心さと情報の提供不足が如実に表れている。

【問3】現在の食生活についてどう思っていますか。

ア	食事材料等の買物に不自由していない	93.2	0	3.4	3.4
イ	調理に不自由していない	89.7	0	6.9	3.4

ウ	献立や栄養の配慮で不自由していない	89.7	0	6.9	3.4	ホームヘルパー利用で、不自由度は低い。
エ	外食は食べたい時に行っている	72.4	17.3	6.9	3.4	
オ	出前は食べたい時に取っている	41.4	55.2	0	3.4	
カ	食費に不自由していない	93.2	3.4	0	3.4	

【問4】家での家事についてどう思っていますか。

ア	洗濯に不自由していない	89.7	0	6.9	3.4	同上
イ	掃除に不自由していない	86.2	0	10.4	3.4	
ウ	整理整頓や環境整備で不自由していない	82.9	3.4	10.3	3.4	
エ	入浴に不自由していない	86.2	0	6.9	6.9	

【問5】日常生活での行動領域についてどう思っていますか。

ア	単独での外出に不自由していない	65.5	20.7	13.8	0	下肢、移動機能障害者で行動領域の制限と不自由さが見られる。移送サービスの社会資源不足も影響している。
イ	移動手段に不自由していない	62.1	31.0	6.9	0	
ウ	自分の外出希望は達成されている	69.0	24.1	6.9	0	
エ	外出費用に不自由していない	75.9	17.2	6.9	0	
オ	外出について支援を依頼、相談できる人がいる	79.3	13.8	6.9	0	
カ	通院以外に月1回以上は外出している	96.6	0	3.4	0	

【問6】余暇生活についてどう思っていますか。

ア	何をしたらよいか分からなくて困る	27.6	69.0	3.4	0	知的障害者で余暇計画の困難さが見られる他、余暇であっても必要な時に他者と関わりたいとの意向が読み取れる
イ	自分の好きなことができるので楽しい	69.0	20.7	10.3	0	
ウ	ひとりより誰かと一緒にのほうがよい	48.3	31.0	20.7	0	
エ	休日も明星園のように通える場所があればよい	55.2	41.4	0	3.4	
オ	趣味を持ちたいが方法が分からない	37.9	51.8	6.9	3.4	
カ	習い事をしてみたいが方法が分からない	31.0	38.0	6.9	24.1	

【問7】明星園以外の社会サービス・資源利用についてどう思っていますか。

ア	明星園(福祉ホーム)の利用で充分である	65.6	24.1	6.9	3.4	現状のサービス利用に一定の満足が見られる。また、情報収集と提供が殆どなされていない。
イ	他にどんなサービスが利用できるか分からない	86.2	10.4	0	3.4	
ウ	今のままで生活できるので他のサービスについて考える必要がない	65.5	17.3	6.9	10.3	
エ	自分で社会サービス・資源の情報を収集したことはない	82.8	3.4	6.9	6.9	
オ	明星園で考えてくれると思っている	37.9	34.5	6.9	20.7	

【問8】明星園以外にどのような社会サービス・資源を利用していますか。

サービスの種類	知っている	利用している	サービスの種類	知っている	利用している
ア. 支援費制度サービス(当施設)	82.6		イ. 補装具の交付・修理	75.9	37.9
ウ. 紙おむつの支給	48.3	3.4	エ. 重症心身障害(児)者医療	62.1	41.4
オ. 福祉タクシー利用助成	93.1	48.3	カ. バス料金の割引	93.1	65.5
キ. タクシー料金の割引	75.9	51.7	ク. JR等鉄道運賃の割引	65.5	48.3
ケ. 介護保険サービス	62.1	13.8	コ. 年金	96.6	82.8
サ. 緊急通報システム運営事業	3.4	0	シ. 税の控除や減免	41.4	27.6

ス. その他 a 職安求人登録(3.4) b 知的更生ショート登録(3.4) c グループホーム(3.4) d 移送サービス(6.9)

【分析】上記のサービスの情報源は、①当施設や旧明星園、療育センター、養護学校等の利用者が利用してきた社会資源②家族③他の利用者から④市町村⑤テレビ、新聞等が殆どである。支援費制度の説明・理解と他の支援費制度サービスの利用促進も課題である。

【問9】あなたの生活満足度はどのくらいですか。

質問内容	満足	ほぼ満足	やや不満	不満	わからない
------	----	------	------	----	-------

ア	やりたいことができている、生活に張り合い(やりがい)がある	48.3	24.1	10.3	13.9	3.4
イ	精神的に安定している	41.4	34.5	17.2	6.9	0
ウ	経済的に安定している	31.0	48.3	13.9	3.4	3.4
エ	健康状態は安定している	31.0	31.0	38.0	0	0
オ	孤立感を感じていない	41.4	27.6	27.6	3.4	0
カ	年齢に応じたことができている	27.7	24.1	10.3	27.6	10.3
キ	生活での自分の希望は、ほとんど叶えられている	34.5	24.1	38.0	3.4	0
		安心	ほぼ安心	やや不安	不安	わからない
ク	将来の生活への不安はない	27.6	13.8	34.5	17.2	6.9

【分析】旧明星園からの継続利用者では満足度が高い傾向が見られる。脳出血等による中途障害者では、発病後と施設利用後の比較では一定の満足度が見られるものの、健康時の生活との比較にはならない社会生活を余儀なくされていることが見える。加齢化や障害もあり、健康面、経済面への不安が見られているが、生活保障の問題でもあり解決が困難な課題である。

6. 仮説の検証

- (1) **仮説1**～先述の調査結果にも見られるように、当施設が利用者ひとりひとりの居場所となり、さまざまな活動を通してそれぞれの存在感を作り出していることが分かる。その要因は、利用者間や職員との関係、授産事業を始めとする活動の場と何らかの達成感や充実感であると思われる。地域での利用者の生活スタイルや条件は個別であるが、日中を当施設で過ごす中での傾聴や受容といった、職員の姿勢や対人関係のあり方が、精神面に大きく作用していることが分かる。
- (2) **仮説2**～地域での家庭生活や福祉ホームでの個室生活等、利用者は地域でそれぞれに生活し自立的生活を送っている。しかし、「就職したい」という若年者や中途障害者の希望は容易に達成できない状況である。労働能力で左右される競争社会に適応、復帰できない利用者の苦悩や諦め感が伝わってくるが、施設レベルでは容易に出口を見出せない課題でもある。通所施設利用者の現実、家族関係やその他のサービス利用で何とか在宅生活を送れているという人が多い。親無き後の生活設計や経済的な生活保障、各種サービスの選択等での制限や不自由度が目立っている。
- (3) **仮説3**～個別支援計画の実施や利用者の自己実現度を高めるためには、利用者が体験を通しエンパワメントできるプログラムをより多く設定しなければならない。こうした施設支援の充実と併せ、地域の社会サービスについての職員の認識と利用者への情報提供が不可欠であるが、この取り組みも情報掲示や説明等の方法により緒に付いたばかりである。施設支援の中に胡座せず、職員と共に利用者が地域社会の福祉情報に接点を持ち、小さなことからでも新たな展開を始めることが利用者のQOLの向上に繋がることを再確認すべきである。その機会を施設支援の中に設定していかなければならない。

7. おわりに

今回の「利用者満足度調査」は、当施設のサービスの質を自己評価する中で、利用者の立場での評価が不可欠であると判断し実施したものである。また、昨年度の「生活実態調査」を継続発展させたものであるが、満足度の観点より実施したことで、施設支援に対する肯定的な感想も把握することができた。利用者が当施設に対し一定の評価をしながらも、「働くこと」や社会関係での不自由さを実感していることも分かった。また、上記以外に、支援費制度や個別支援計画の理解状況についても調査したが、職員側では説明、周知したと思われた内容の理解がなされておらず、文字通り、個別理解についての課題が浮き彫りになっている。

現在、当施設では、①利用者ひとりひとりを正確に理解すること、②個別支援計画を始めとする施設サービスの内容を利用者に分かりやすく伝えること、③施設サービスを標準化すること、④利用者の施設運営参画を促進しその意見を尊重すること、の具体化に着手し始めたばかりである。利用者の満足度と施設サービスの質的向上のために、この取り組みを継続し充実させていきたいと考えている。

地域生活の推進をめざして
吹浦荘施設外作業場「ちょこっと」の実践報告から

吹浦荘 援助主査 佐藤 文子
主任援助員 伊澤 さおり

I はじめに

吹浦荘は、平成 10 年に男子 4 名のグループホーム、平成 14 年に女子 4 名の第 2 グループホームを遊佐町内 2 箇所に設置し支援を行ってきた。しかし地域で生活するためのハードルは高く、就職や職場実習という課題をクリアした少人数に限られていた。そこで、「施設から地域で生活する、働く」という活動プログラムを通し、地域生活移行への理解や力を育むため、平成 14 年に施設の機能を酒田市に展開し「吹浦荘地域活動センター『あおぞら』を設置した。「職住分離」の取り組みの中で今年度は、施設外作業場「ちょこっと」と名称を変えたが、この 2 年間の取り組みを振り返りながら、地域生活の推進において必要な課題を整理したい。

II 地域活動センター
「あおぞら」のあゆみ

1. 平成14年5月から平成15年3月まで

酒田市本町に 2 階建ての民家を借り上げ、荘利用者 70 名の地域活動を推進する活動拠点として「あおぞら」を開設する。設置目的として①職住分離のため施設外の作業所②利用者主体の、ひとり一人の希望にあわせた活動の場③地域との交流の場としての機能をめざした。

(1) 作業活動

① 利用者・作業種

吹浦荘の活動希望者(10 名前後)の日中活動の場として、主に外部からの受託作業(靴下加工・ろうそくの再生処理・排紙の処理作業・ダイレクトメールの袋詰)と小物(ミシン刺繍)づくり

② 援助体制

地域生活支援系の職員 2 名

③ 通勤方法

吹浦荘からの公用車送迎と、個別プログラムに応じて路線バスを利用する。

④ 実施結果

作業種・量が日によって異なり、受託作業がない場合は吹浦荘と同じ作業に取り組みざるを得ず、施設との差別性に欠け作業場としての機能が充分果たせなかった。

(2) 余暇活動

① 目的

酒田市あるいは飽海地区に在住している知的障害者と、荘の参加希望者と月 1 回(第 3 日曜日)「あおぞら」での交流を図る。

② 対象者および方法

主に、地域の通所更生施設や小規模作業所、吹浦荘のショートステイ・グループホーム利用者へ案内を送付

③ 実施結果

実施日	活動内容	ボランティア名	在宅者	父兄	利用者
9月22日(日)	ミュージックケア		4名	1名	6名
10月20日(日)	どんしゃん祭り				3名
11月17日(日)	紅葉狩り		3名		7名
12月15日(日)	クリスマス会	朝井&マリー	11名		14名
1月19日(日)	腹話術	ロブス山形の会	16名		15名
2月16日(日)	バレンタインコンサート	東北公益大学 アカペラサークル 「マゴベル」	17名	5名	18名
3月16日(日)	影絵	風っこの会	7名	2名	14名

④ 課題

活動を重ねていく中で、次第に参加者が増え、活動後の交流会ではお互いを知り合う良い機会になった。が、参加者の殆どが吹浦荘のショートステイ利用者や荘利用者であった。また活動メニュー、参加者が荘での余暇活動の取り組みと類似しており、更に建物の狭さや駐車スペースのないことから今後の社会資源の活用を含め事業の見直しが必要になった。

Ⅲ今年度の『施設外作業場ちよこつと』の取り組み

地域生活支援を推進する活動拠点としての目的を明確にし酒田市若浜町の庄内農業改良普及センター(旧保健所)に移転した。また、「吹浦荘地域活動センター『あおぞら』」は、10月から「吹浦荘障害児(者)相談支援センター『あおぞら』」として療育相談・援助・各種福祉サービスの提供を行う障害児(者)の地域療育等支援事業を開始した。併設してきた吹浦荘の施設外作業場および地域生活支援という機能が地域の作業所と混同され、混乱を招く状況がでてきた。そのため、9月より吹浦荘地域作業場は「ちよこつと」と名称を変更している。

(1) 作業活動

① 利用者・作業種

個別プログラムに基づき吹浦荘の地域生活を希望する利用者9名とグループホーム入居者4名の12名で、今年度から紙袋加工の作業が加わる。

② 援助体制

地域生活支援係の職員2名

③ 通勤方法

個別援助プログラムに応じて路線バスを利用し、施設から自分で作業場に通う形態をとることで職住分離の意識化を図っている。

④ 結果

納期と製品規格の正確さを求められ、外部から収入を得る厳しさの中で、逆に作業意識が高まり集中して取り組むことができている。また多様な作業種があるため、必然的に作業工程、役割分担を明確にすることで利用者が作業内容を理解し、自主的、意欲的に参加するようになった。

(2) 生活面での地域生活移行への援助

平成12年11月から、個別プログラムに応じ地域生活を希望する利用者が生活ホーム(施設外生活訓練棟)での共同生活における生活実習を、現在14名が取り組んでいる。

①形態

内容	第1生活ホーム	第2生活ホーム
住所	遊佐町松山地区	酒田市相生町
対象者	吹浦荘利用者4名	吹浦荘利用者3名
期間	原則として2ヶ月	平成15年9月から GH 認可迄
日中活動	施設外作業場「ちょこっと」・職場実習	施設外作業場「ちょこっと」・職場実習
食事	吹浦荘より毎夕食、配達 月1回は調理ボランティアと昼食づくり	吹浦荘より、毎朝食の食材提供業者の副食のみ毎夕食利用 休日の昼食は、外食や買い物
経費	家賃・食費・水光熱費・は荘予算	家賃・食費・水光熱費は荘予算
援助体制	遅番(全職員で対応)	早番・遅番(全職員で対応)
緊急時の対応	電話連絡	電話連絡
その他		吹浦荘第3GH 予定
アクセス	吹浦荘から徒歩10分	酒田駅から徒歩15分 『ちょこっと』から徒歩 15分

② 施設外作業場「ちょこっと」から第2生活ホーム(吹浦荘第3グループホーム予定)への支援

利用者の出身地が酒田市にあり、社会資源が豊富にあるため生活基盤を酒田に移した「第2生活ホーム」での生活実習を9月から開始している。職場へ自動車通勤をしている2名と「ちょこっと」へ通勤している1名がいる。およそ、3ヶ月間の経過の中で、利用者間で共同生活のルールの理解や協力関係ができ、近所の人とも挨拶をかわすようになった。

(3)職場実習から就労へ

男性Sさん(45歳)の事例

①プロフィール

幼いころ両親が死別し、児童施設に入所。吹浦荘に引き続き入所し、約30年間施設で生活してきた。片足を引かず障害はあるが、日常生活ではほとんど支障はなく、理解力もあり、就職・自立に対する関心が高い。地域生活移行については、家族の理解がある。主に農作業の手伝いや養鶏場での職場実習を行ってきた。思ったことがそのまま表情や言動に出てしまい感情のコントロールがうまくできないため、対人関係で大きな課題を抱えていた。

②援助の内容と実践方法

地域生活移行をめざし、生活ホームでの生活実習と職場実習を併行して行う。

ア)期間 職場実習:平成14年12月から平成15年5月まで

イ)実習先 酒田市本楯『老人保健施設うらら』

ウ)制度 職場適応訓練

エ)経過

平成14年12月

職場適応訓練制度適用の職場実習を開始する。(仕事は、冬季は除雪。他に車の洗車・居住棟のタオル交換や車椅子の清掃)すぐに、身だしなみ(パンチパーマ・下着を着ない)

挨拶(声が小さい)の指摘がある。実習先から指摘され気分が落ち込むが、具体的に理由を説明をすると本人が必要と判断し、週末に散髪をする。

平成 15 年 1 月

返事が「はい」ではなく「あー」と声が小さいため、指導職員が毎日一緒に発声練習をしてくれる。

平成 15 年 4 月

仕事に意欲的であり評価が高かったものの、就職にあたって法人側の提示した厳しい査定があり、ハローワーク・法人・吹浦荘の担当者と話し合う。必要なのは「賃金ではなく地域で働くこと・働けること」であり、最低賃金免除申請をふくめ再度検討してもらうことで合意する。

平成 15 年 5 月

職業判定で重度の判定。労働基準監督署の査定を受ける。

平成 15 年 6 月

就労できるか棚上げのまま期間終了となり日中活動は「ちょこっと」の作業に参加する。

平成 15 年 8 月

重度介護者助成金制度を適用し、午前中 4 時間のパートで雇用決定。措置解除。

このころから、下着を着るようになった。

平成 15 年 9 月

出身町役場と調整しショートステイのまま、酒田市の「第 2 生活ホーム」(第 3 グループホーム認可予定) に住居を移す。1 週間の通勤援助の後、酒田駅から通勤。食器の片付け・廊下の掃除は毎日取り組むようになった。酒田駅に近く余暇は大型スーパーでの買い物や外食を楽しんでいる。

平成 15 年 11 月

職場訪問では、自分で考え与えられた仕事以上のことをしてくれると評価が高かった。

③考察

制度を使い評価を受けながらの職場実習は、課題が明確になり本人が見通しをもって取り組むことができ、大きな職業意識の変化につながった。が何よりも、「障害者雇用は法人としての社会的責任です」という言葉に代表されるスタッフの支援の中で、S さんが成長できたといえる。一時は法人側の経営の問題から雇用について難色を示されたが、「どうすれば就職できるのか可能性を検討しよう」と最初に声をあげたのは法人の医療部長であった。さらにハローワーク、法人の担当者が、本人の地域生活実現という共通理解のもとで知恵を出し合い、その結果として雇用を可能にすることができた。

④課題

S さんの就職に関しては、S さん自身が働きたいという強い意志を持ち、信頼できる支援してくれる人との出会いやシステムが機能し厳しい雇用情勢の中で成功した例である。しかし障害が重度になればなるほどその可能性は低い。施設外作業場という吹浦荘の資源の開発は始まったばかりであるが、地域で働き自分らしく生活するために多様なサービスを提供し、利用者ひとりひとりが自分らしく誇りを持って生活できるよう協力できる機関や関係団体との連携を繋げ、情報を共有し、実践していくことが重要だと思う。

(4) 地域生活支援(グループホーム)

① 本人活動の会の設立

ア) 経過

4月から、グループホーム入居者8名で「白鳥の会」を設立し、自分たちで考え、話し合い主に月1回の余暇活動に取り組んでいる。

期日	活動内容・場所	参加者
4月5日（土）	白鳥の会設立総会・らかん亭	GH入居者・吹浦荘職員
4月20日（日）	花見	GH入居者・吹浦荘職員
6月29日（日）	家族との交流会	GH入居者・家族・吹浦荘職員
7月25日（日）	地域・雇用主との交流会	GH入居者・GH近隣の住民・吹浦荘職員
9月27日（土）	宿泊旅行・蔵王温泉	GH入居者・吹浦荘職員・希望が丘「みのり会」参加者・サポートセンター「コロコロ」職員
9月28日（日）	（グループホーム入居者交流会）	

回数を重ねる中で、自分の気持ちを言葉に出して相手に伝えることだけでなく、相手の都合や気持ちを推し量ったりする発言が見られるようになってきた。が、会の運営や意見の調整には職員の援助が必要である。

イ) 結果

会を通して、本人のニーズを引き出し、自分の意思を相手にはっきりと伝えおたがいのことを考えられる関係作りをめざしている。社会生活力を育むことが地域生活における援助の基本であることを再認識している。

②グループホーム入居者の日中活動

第1GHの2名と第2GHの2名が「ちょこっと」の作業に参加している。さらに雇用状況が厳しい中、第3グループホーム(予定)の利用者や職場を失った人が参加しているのが、現状である。

Ⅲ全体をふりかえって

施設外作業場「ちょこっと」は、①「外で働きたい」という利用者の活動プログラムとしての役割②グループホーム入居者の日中活動としての役割の中で、単純な作業の積み重ねによる熟練度のアップからさらに高度な作業への移行などにみられる職業意識の芽生えや、今まで見られなかった利用者の能力、個性を発見している。それは、とりもなおさず「地域生活実習」といった地域生活移行プログラムによる生活基盤の変化やグループホーム利用者との関わりの中で、地域生活の実体験を積み上げ、理解し成長してきた結果ではないかと思う。しかし、ハードの面の制約からくる参加人数・作業収益の問題などの課題がある。また、地域で生活する障害者の多様なニーズは、施設から地域を見ていた視点と異なり多岐に渡っており対応に追われているが現状である。2年間の取り組みの中で、地域生活移行にとって重要な課題は、社会生活力を高め、自分自身が誇りを持って生活できる力を育むことであるといえる。施設から何を発信するべきなのか、あらためて地域生活支援という立場から施設のあるべき姿をフィードバックしながら、関係機関や他の社会資源と連携を深め、ケアマネジメントの体制や制度を活用できるよう「ちょこっと」という名のようにフットワークの良い地域生活のサポートを目指して取り組んでいきたい。

慈丘園における地域生活移行について

山形県立 慈丘園
齋藤敏彦 後藤登喜子
土門紀子

1. はじめに

支援費制度開始により、施設生活から地域生活移行、更にその流れが推進強化され、それに伴い、地域、在宅支援が叫ばれクローズアップされて来ている現在、慈丘園でも平成11年度より新たな取り組みとして、利用者の地域生活支援及び在宅支援への取り組みを推進し、多様なニーズに対応出来るような支援を目指しながら、地域生活移行、就労、在宅支援プログラムのシステム化を図ってきました。その経過を報告します。

2. 目的

施設生活から離れ、地域生活に向けたトレーニングの実践の場（トレーニングハウス）、地域生活支援施設（グループホーム）、在宅支援として、在宅日中受け入れ、施設を開放し在宅障害者のいこいの場、情報交換の場（ジョブセンター）など生活、就労の面から、在宅支援を進めていく中で、全体の流れを総合的に考え、推し進めてきたのが、慈丘園地域生活移行、就労、在宅支援プログラムのシステムであり、今後もハード面およびソフト面のプログラムの更なる充実を図っていきたい。

3. 対象・方法

慈丘園利用者地域生活移行・在宅支援システム ハード及びソフト（プログラム）

(1) 生活援助システム (STEP 1～3)

ハード

STEP 1 (施設) STEP 2 (トレーニングハウス) STEP 3 (G・H)

ソフト (プログラム)

STEP 1 生活の基礎となる個別のADL及び生活支援領域導入プログラム

STEP 2 地域生活準備プログラム

STEP 3 地域生活導入プログラム

(2) 就労援助システム (STEP 1～3)

ハード

STEP 1 (施設内) STEP 2 (ジョブセンター) STEP 3 (ディサービス・内部

雇用・福祉的就労)

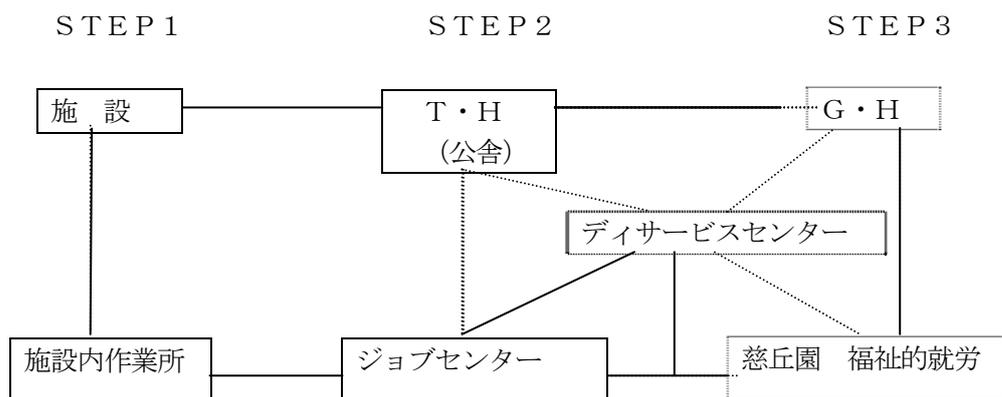
ソフト (プログラム)

STEP 1 初歩的な社会的要求充足及び基礎訓練プログラム

STEP 2 福祉的就労及び一般就労に向けたトレーニング・プログラム

STEP 3 職場定着プログラム

生活援助システムと就労援助システムとの関連



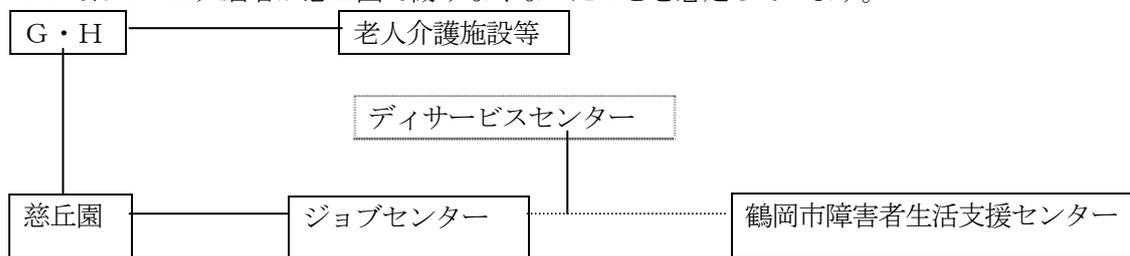
ジョブセンター慈丘園
 大山の施設外作業所
 月～金は作業をします。
 (土、日は余暇援助等)
 このジョブセンターは
 地域で生活する障害者
 支援の核として考えて
 います。ですから、G
 ・H入居者も地域生活
 ですので、ここと慈丘
 園、そして、鶴岡市障
 害者該者支援センター
 などと連携し、地域生
 活を支えて生きてます。

G・H入居者は慈丘園の臨時職員として送迎付きで雇用し、月～金は園の仕事を行います。(仕事内容は清掃や洗濯補助等とします。)
 夜はG・Hで世話人と生活します。
 土、日の日中は余暇でボランティアなどの援助を受けます。(第2土・在宅障害者、ボランティアと共にジョブセンターでお茶会、第4土・つくしんぼうの会、大山障害者親の会との合同行事第4日わかば青年教室参加)

老年期における生活支援システムと生きがい支援システム

STEP 1

ここではG・H入居者が慈丘園で働けなくなったことを想定しています。



働けなくなった訳ですから、日中退屈しないように、又、生き甲斐対策的なプログラムになります。日中はジョブセンターで個々に合った生き甲斐的な、或いは退屈しないような活動プログラムで過ごして貰います。希望があれば慈丘園で過ごす事も可能です。逆にこちらから慈丘園で過ごすように働きかける場合もあると考えております。さらに身体的、肉体的に衰えてきた場合は、介護保険制度のデイ・サービスやホームヘルプ・サービスを併用します。鶴岡市障害者支援センターとも

常に連携をとっていきます。

(最終的には介護保険制度の介護施設等での生活になるであろうと考えます。)

慈丘園から出て、G・Hに入居したから後は関係ないという事では無く、慈丘園、ジョブセンター、そして鶴岡市障害者生活支援センター等との連携で、G・H入居者を一人の地域生活者として支えていく考えです。

以上が現在の慈丘園、地域生活支援援助システムであり、今後も目的に向かって一歩ずつ確実に歩を進めていきたいと考えております。

トレーニングハウスでの支援

生活援助

(1) 生活の基礎となる個別のADL及び社会生活領域導入プログラム

- 食生活 園から三食運んで食べる 土・日の朝食はパンを中心に自分達で準備する。
- 調理実習 月一回実施(第2土曜日) 月二回インスタント食品を中心に実施。
- その他、インスタントコーヒー、お茶の入れ方、お湯の沸かし方など生活に必要な事に関しては、毎日の生活の時間帯で援助する。
- 食器の後片付け 自分達で洗い片付けている 確認し不十分な点があったら援助する。
- 掃除 朝、夕自分達で実施している 確認し不十分に点があったら援助する。
- 入浴 夕食後自分たちで実施している 不十分な点があったら援助する。
- 洗濯 洗濯機を使い自分で洗濯する 不十分な点があったら援助する。
- その他、寝具の交換、衣類交換などに関しても、自分達でやっており、確認し不十分な点が見られたら援助していきたい。

(2) 社会生活準備

- 買い物 近くのコンビニの買い物は、慣れるまで職員が付き添い、自分達でできるようになったら必要に応じて実施する。
月一回実施している。
ボランティアとの買い物実習 ボランティア、ヘルパーとの連携を深め必要に応じて実施して行きたい。
月一回実施(鶴岡、酒田中心)
- 電話 トレーニングハウスと園との内線電話に関してはできるようなった。 普通の電話も使えるように援助して行きたい。
- 金銭 現在職員が管理している。 本人管理して行きたい。
- 地域住民との交流 婦人会との交流(月一回) 本人の希望を聞きできるだけ多く参加させるよう援助して行きたい。
ボランティアとの買い物(月一回)
地区行事参加(年2~3回)
イベント参加(年4~5回)

(3) 社会生活支援

○婦人会、福祉関係者、各種団体等と連携を深め地域で生活しやすい環境作りや利用者が気軽に相談したり、遊びに行ける環境を作ると共に在宅障害者との交流も図って生きたい。具体的プログラムとして、土、日、ジョブセンターを開放し在宅障害者との交流を図る。婦人会、福祉関係者とグループホーム、在宅障害者支援についての話し合いを持つ。イベントを通じ他の施設、グループホームの入所者との交流を図るプログラムを作る。

就労援助

(1) 初歩的な社会的要求充足及び基礎訓練

○現在ジョブセンターで、レザークラフト、アクリルたわし作り、木工、縫製の作業をやっている。レザークラフト、縫製の作業に関しては、専門的な人から援助を受け技術向上を図っている。技術

面だけでなく、作業態度、作業時間に関しても福祉的就労に向けプログラム作りを援助している。

(2) 福祉的就労及び一般就労に向けたトレーニング、プログラム

○福祉的就労として、慈丘園内部雇用を検討、プログラム作りを実施している。部門として、調理補助、リネン関係、慈丘園内外の清掃の三部門を考えプログラム作りをやって行きたい。

○調理補助、配膳の手伝い、食堂掃除

調理補助、主な仕事として野菜の下処理、食器洗いなど中心に仕事をしてもらう。慣れるまで職員がつき援助して行く。配膳の手伝い 朝、昼、夕、配膳、下膳の手伝いをする。食堂の掃除も、朝、昼、夕、と掃除の手伝いをしてもらう。

○リネン関係

エプロンの下洗い、洗濯、洗濯物の仕分け、畳み方が主な仕事としてプログラムを作成する。

○慈丘園内外清掃

各棟のトイレ、洗面所、廊下等の清掃、敷地内の草取り、清掃を主な仕事としプログラムを作成する。

各部門での仕事の内容、時間帯を調整し、一日のプログラムを作成し援助にあたる。仕事が慣れるまで職員がつき援助にあたる。

○内部雇用を前提とする職場実習（平成13年4月1日より実施）プログラム

二人一組として、午前、午後に別れ4時間実習を行い、後の4時間は、ジョブセンターで作業をする。

職場実習プログラム

午前

8:30～ 9:30	調理部門実習	(下膳、食堂掃除、食器洗い)
9:30～10:30	リネン部門	(エプロン洗い、衣類畳み)
10:30～11:30	清掃 部門	(棟の清掃、トイレ、洗面所)
11:30～12:00	調理 部門	(配膳手伝い)
12:00～13:00	食事、休憩	

午後 ジョブセンターで作業

午前 ジョブセンターで作業

13:00～14:00	調理部門実習	(食堂掃除、食器洗い)
14:00～15:00	清掃 部門	(棟の清掃、トイレ、洗面所)
15:00～16:00	リネン部門	(洗濯物畳み方、仕分け)
16:00～17:00	清掃 部門	(棟以外の清掃)

ジョブセンターの現状

ジョブセンターの機能として、慈丘園、園外作業所、グループホーム利用者の日中受け入れ、バックアップ施設としての機能、在宅障害者支援の3つの機能を有し、今後とも機能の拡大と充実を図って行きたい。

(1) 園外作業所としての機能の充実

○オリジナル作品の開発

木工 ～林工芸と連携、協力しジョブセンター独自の作品を作る。

染め物 ～だだちゃ豆を使つての染め物。H14年からだだちゃ豆を愛する会の協力で始め、H16年に作品として完成させる計画で進めている。

さき織り ～だだちゃ豆、草木染めを使つて染め、それをさらに織り作品として完成させる。H15年後期より実施。

○販路拡大 鶴岡、大山地区中心に販路拡大に努める。

○安定した労賃の支給

(2) グループホーム利用者の受け入れバックアップ施設としての機能の充実

グループホーム利用者の日中受け入れ

土曜日ジョブセンターを開放し、グループホーム利用者と地域住民とお茶会を通し、交流を図る。

(3) 在宅障害者地域支援

土曜日ジョブセンターを開放し、在宅障害者とボランティアとお茶会を通し交流を図る。H15年度より在宅障害者1名、ショート1名(週3回)受け入れ支援にあたる。養護学校、高等学校、市内中学校より実習受け入れ、長期休みにショートを受け入れ支援にあたる。

4・結果と考察

経過及び課題

地域生活可能な利用者女子4名を選び、トレーニングハウスにて施設援助から切り離し、地域で生活する上で必要な生活技術や知識、余暇の過ごし方など自立を高める為のトレーニングを実施してきたが、基本的な生活技術については大きな問題はみられなかった。初めて自分達だけで生活することのためらいや戸惑いも見られたが時間がたつにつれ、自分達で考え行動するようになった。(この間2年間) いろんな状況の段階を経て、平成13年10月に県内初の重度型グループホームを鶴岡市大山地区に立ち上げ、地域生活へとスタートした。現在日中活動として上記したように慈丘園での臨時職員として雇用し、リネン、清掃の業務についてがんばっている。その他はジョブセンターで働いている。(一週間交代) 又土、日、祭日などはジョブセンターのお茶会、鶴岡中央公民館でのわかば青年教室に参加し在宅障害者、ボランティアとの交流会を楽しんでいる。その他に、鶴岡、大山地区の地域行事などにも積極的に参加し、地域での生活を楽しんでいる。(本人達は施設には戻りたくないとの事) 現在も特に問題なく過ごしている。次の地域生活移行として、より重度の地域生活移行について現在トレーニングハウスで取り組んでいるが、現状はなかなか厳しく課題も多い。

現状及び課題

(1) 支援度の変化

より重度の人の自立生活トレーニングは支援度が高くなったが、職員の支援体制も余裕が無く、目標や見通しが立てにくい状況が生まれる。

・スキルの低下はあるが、継続していること。(自分達だけでできる。)

食事の運搬、盛り付け、後片付け、コーヒータイム、内線電話による連絡(受けるのみ)、婦人会との交流

・支援の度合いが増えたこと。

掃除、洗濯、入浴、整理整頓、私物管理、日課の声掛け

・中止したこと、又は職員が全面支援していること。

買い物、外出(付き添いボランティアは都合により中止)

(2) 現在の状況

現在、T・H担当者のほか、東棟勤務者による支援(日課ごとの声掛け、入浴援助、寝具交換、夜間や休日の状況確認など)を行っている。T・Hでの生活自体はトラブルなども少なく、それなりに落ち着いている。一方でマンネリともいえる状況があり、生活や活動の質を向上していくには、目標と支援計画を改めて明確にしていく必要がある。

(3) これからのT・H支援

◎G・H設置に向けての支援

・メンバーの決定、本人や家族との話し合い

・生活、社会スキルの向上、支援体制の確立

◎地域生活移行を視野に入れた体験利用

- ・地域生活のイメージ作り、意識付け

6. 結論

課題及び方向性

ジョブセンターの現状として在宅障害者日中受け入れ1名（H16年1名増予定）ショート1名（週3回）グループホーム4名（各週2名交換）の在宅障害者を受け入れ、支援にあたっているが、園外作業所としてのジョブセンターの当初の目的と、在宅障害者の利用増加に伴うニーズが少しずつ異なりその溝が大きくなってきている現状である。二つの目的を同時に支援するのが無理になりつつあり、将来園外作業所としてのジョブセンターと在宅障害者のニーズにこたえる施設として、ディサービス事業等を立ち上げ、支援することにより施設生活から地域生活へステップアップを図り、さらに地域生活のサポートを強化する。

ジョブセンターが開所して3年になるがその間、施設を開放してお茶会、養護学校を中心とした実習の受け入れ、長期休み時のショートの受け入れ、地元婦人会、ボランティア等の受け入れなどによる成果がH15年頃より少しずつ現れ、障害者の親がジョブセンターを尋ね、現状への悩みや不満、親同士の交流相談等が多くなってきた。その中には自分の子供だけでなく、いろんな障害を持った人と接したい（将来作業所を作りたい）、その技術をジョブセンターで学びたいと望んでいる親も出てきている。障害者自信、親にとって、憩いの場としてのジョブセンターの役割が確実に地域で育ってきている状況であり、今後一層の強化促進が必要であると考えます。

以上が慈丘園における地域生活移行、在宅システムである。支援の原点として生活と労働の場の分離を大切に、利用者の適正、希望、状況にあった支援の場と、それを支える体制を保障することでより地域生活移行可能な人の支援と、先が見える支援体制により、利用者が安心できる。安心できることにより本人の意欲向上へとつながる。従来のように施設の方針やかかわる職員によっての支援の違いなども、システムがきちり作動することで、長期的支援計画も立てやすく効果も望める。

最後にこの地域生活、在宅支援システムをより強固にするには、施設全体の協力と職員の共通理解が必要とされる。

これで慈丘園地域移行、在宅支援システムの報告を終わります。

地域生活移行プログラムの充実への取り組み

モバイルクルーの活動から

あさひ寮 阿部修二 斉藤眞一
鈴木暢子 二関郁子
村岡恵美

はじめに

社会福祉基礎構造改革により、支援費制度の導入・地域生活への移行推進が進められ、「地域生活」をキーワードに、施設の機能・支援体制が大きな変化を見せている。

この変革の中で、あさひ寮は数年前から援助体制の見直しをはじめ、「個人が人としての尊厳をもって家庭や地域の中で、その人らしい生活が送れるように支える」ことを基本理念とし、『地域で暮らす』『地域で働く』をテーマに、地域生活移行プログラムの充実に努めている。

『地域で暮らす』については、まちくらプラン・ちかくらプランの地域生活体験事業を、そして、『地域で働く』活動としては、従来の職場実習に加えて「モバイルクルー」の取り組みを行っている。

『地域で働く』『モバイルクルー』の活動から地域生活移行プログラムのあり方を考察したい。

1、導入の経過

平成10年、授産施設としての援助体制と授産事業の大きな見直しが検討され始めた。その結果、開設以来続いてきた、あさひ寮・こだま寮2寮一体の運営が、平成12年度からは、それぞれの寮が担当作業班を運営するという運営方式となった。

職場実習についても、2寮一体の外勤班が担当していたが、他の作業班と同じく平成12年度からはあさひ寮・こだま寮独自の取り組みが進められた。あさひ寮では、この年から地域生活推進担当として職員2名が配され、『地域で働く』取り組みを開始した。

寮独自の就労支援の在り方を探るため、5月、横浜・仲町台発達障害センターの「ジョブコーチセミナー」を受講。この講座から寮の援助にすぐ生かせるものとして「ジョブコーチでの就労支援」と「モバイルクルー（移動作業班）」を取り入れての取り組みを6月から開始した。

2、あさひ寮のモバイルクルーの定義

モバイルクルーの導入にあたり、職場実習対象者とモバイルクルー対象者の違いや支援方法について、あさひ寮独自の定義を設定した。

	モバイルクルー	職場実習
対象者	<ul style="list-style-type: none">一般企業への就労を希望しない人、障害・や健康上の理由で、一人では地域で働くことが困難な人本人の希望及び個別支援計画に基づく	<ul style="list-style-type: none">一般企業に就労を希望する人本人の希望及び個別支援計画に基づく

	モービルクルー	職場実習
支援方法	利用者4～7人に対し職員1名（車1台に乗れる人数）が付き添い、地域で働く。	ジョブコーチ援助技術により、職場開拓・職場実習を行う。

3、モービルクルー取り組みの経過

(1) 働く場の確保

まず、地域で働く場所を開拓した。一般就労を希望しない利用者が対象であり、比較的軽易で誰でも取り組める作業種にしぼり、町内の事業所を中心に、「職員が付き添って働きます。」と売り込みを開始。除草作業と落ち葉掃きの仕事を受託し、活動を開始した。初年度は働く場も少なく、不定期に実施せざるを得なかった。

活動しながら働く場の開拓を進め、職員のロコミの協力も得て、ゴルフ練習場の球拾いや農作業の手伝い、家具店の掃除など働く場が徐々に増えていった。2年目以降、5月～10月の月曜から金曜までは、毎日働く場を確保している。

平成12年・13年は、寮独自の教育指導の活動という位置づけで、作業代金は全額還元し、必要経費は教育指導費から支出しており、活動範囲を近隣地区に限定していた。平成14年からは職場実習も含めた授産事業の「家事科」として行い、活動範囲を山形・米沢・白鷹まで拡大している。

《 活動状況一覧 》

場所	作業内容	参加人数	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
ゴルフ練習場	球拾い毎週	18人程度	10月～12月	4月～12月	4月～12月	4月～12月
みますや	除草毎週	4人	5月～10月	5月～10月	5月～10月	5月～10月
若松工業	除草毎週	4人	5月～10月	5月～10月	5月～10月	5月～10月
まどか	除草毎週	4人		5月～10月	5月～10月	
米沢労福協	除草	4～7人		5月～10月	5月～10月	5月～10月
大光院	落ち葉掃除	7人	随時	随時	随時	随時
いづか家具	清掃毎週	4人		通年	通年	通年
W宅・庭	除草	4人	随時			
K宅・畑	除草	4人	随時			
かめや	除雪	2人	冬季・随時	冬季・随時	冬季・随時	冬季(予定)
玉庭	青果箱詰め	3人				9月～10月
S宅・畑	除草	3人		5月～10月		
飯豊ゆり園	除草	10人程度		6月	6月	
A宅	籾殻袋つめ	7人	随時	随時	随時	随時
O宅・畑	除草	4人				随時
K宅・畑	除草	7人				随時
S宅・畑	除草	5人				随時
K宅・畑	除草	5人				随時
希望が丘	道路掃除 フィルター掃除 体育館掃除	10人程度 3～5人 15人程度			6月～10月 年2回 年2回	6月～10月 年2回 年2回
U宅・畑	除草	4人				随時

(2) 職員配置

地域生活推進活動を広げるため、下記のとおり職員の配置人数が増員された。

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
職員数	2人	4人	5人	5人

(3) 事例

モービルクルーの参加は、基本的に本人の希望を元に調整を行っている。利用者の多くは、所属作業班での作業とモービルクルーを平行して行い、メリハリのある週課を過ごしている。しかし、中には作業班の作業は欠勤がちだが、モービルクルーの作業には参加する方なども現れてきた。

《 特徴的な事例 》

作業班は欠勤がちだが、モービルクルーには参加

Aさん～作業班にはほとんど出勤しないが、ゴルフボール拾いには毎週、積極的に参加。他の作業でもメンバーの都合などで急に参加を要請しても受け入れてくれる。

Bさん～園芸班所属。朝、なかなか起きられず作業欠勤多い。しかし、モービルクルーの活動にはきちんと起きて参加。今年度は1ヶ月近く続いた青果の箱詰め作業に毎日従事できた。

情緒の安定を目的に利用

Cさん・Dさん

～さまざまな理由で不安定となること多い。そんな時、モービルクルーに参加を働きかけ、一緒に作業しながら話を聞くことで気分転換し、安定につながる。

アセスメント

Eさん～軽作業班所属。一昨年までは、働きかけても除草など全くやろうとしなかった。昨年、アセスメントも兼ねて除草作業への参加を働きかけ、従事。徐々に声かけなしで作業の準備ができ、嫌がることなく除草に取り組んだ。

上記事例の利用者の作業班での工賃とモービルクルーの工賃比較

	平成14年度		平成15年度（4月～10月）	
	作業班	モービルクルー	作業班	モービルクルー
Bさん	48374	25718	10820	30661
Eさん	45866	7144	11320	0
Cさん	60587	30353	13450	24676
Aさん	13116	32535	600	30661

(3) 活動状況分析

①作業面

- ・除草、ゴルフボール拾い、屋外清掃、農作業手伝いなどの屋外作業が多い。現在のところ、室内作業は2ヶ所のみ。
- ・決められた時間内に約束の作業量をこなす必要がある。一定時間だけ作業すればよいものはない。
- ・ゴルフボール拾いは悪天候でも実施するが、天候を理由に参加拒否する人は少ない。
- ・作業の対価としてお金をもらうため、いいかげんな作業ではいけないという意識付けが可能。
- ・自分の目でどれだけやったか成果が実感できる。ex. ゴルフ球拾い・除草・落ち葉掃き・籾殻

袋つめ

- ・授産作業班とは違う環境（いつもと違う作業空間）から、作業意欲の向上が期待できる。
- ・更生棟利用者へ地域での活動の場を提供している。（ゴルフボール拾い・まつのみ寮が参加）

②収入面

- ・作業代金のうち2割を必要経費とし、8割を工賃として支給している。
- ・作業代金は事業所と相談の上、時給250～400円で受託している。
- ・工賃収入がアップできる。

③行動面

- ・挨拶など社会的な行動をきちんとするよう意識付けができる。

④プログラム・サービスメニューとしての活用

- ・個別支援計画に基づき、必要があれば、社会的行動や地域での作業に対するアセスメントに活用している。

⑤地域とのかかわり

- ・地域生活に向けての意欲向上が期待できる。
- ・地域住民との交流や知的障害者に対する理解のアップにつなげることが出来る。

（4） これからの課題

作業種の選定～複雑な作業や危険をとまなう作業が出来ないため、作業種が限定される。活動の幅を広げるためには、様々な作業種の開拓が必要。

作業班との関係～所属作業班から抜けてモービルクルーに参加するために、作業班の人手不足を招くことがある。メンバー調整の際に同じ班のメンバーを選出しないようにしているが、今後ますます展開を図ることになれば、授産作業との兼ね合いをどうして行くかが課題となる。

参加形態～本人の希望を基本としているため、メンバーの固定化が現れてきている。参加に消極的な利用者への働きかけが必要。

職員配置～作業種及び活動の機会と範囲の拡大により、移動手段（車）や支援スタッフ不足が生じてきている。移動手段の確保とボランティアなど職員だけでなく支援スタッフの開拓も考えていきたい。

他機関との連携～ゴルフボール拾いをまつのみ寮と合同で実施しているように、作業種によっては、更生棟利用者も地域で働くことが十分可能と思われる。希望が丘の他の寮との連携や地域の作業所との連携を図っていくことも今後の課題と思われる。

4、考察

利用者サイドからは、活動分析からもわかるように、『地域で働く』ことがすべての利用者に可能となり、「自分も地域で仕事ができる」ことを実感し、地域に積極的に出ようとする意欲が感じられるようになった。また、年々切り下げられる授産作業の時給に対し、収入アップが見込めることも大きな魅力になっている。

支援者サイドとしては、地域生活移行に向けての地域生活移行プログラムのひとつとして定着し、使えるサービスとして多くの利用者の個別支援計画に取り入れられている。

そして、地域サイドからは、継続した作業依頼や「助かっているよ。」との声があり、知的障害者の働く力の認知と障害の理解を深めていると思われる。

5、まとめ

「モービルクルー」の活動を始めて4年。施設の中で働くのではなく「地域」にこだわって働く場を開拓してきた。前述したように、職員の協力もあり川西町内だけでなく米沢や白鷹町まで働く場を広げている。支援スタッフ不足もあり、依頼に迅速に対応できない状況もでてきた。利用者の皆さんにも「モービルクルー」の活動は定着し、参加を楽しみにしている方が多い。

数年前まで、ごく一部の限られた利用者だけが地域で働いていたのだが、今では、あさひ寮のすべての利用者がその機会を持てるようになった。地域で働くことが普通のことになり、「モービルクルー」の活動と支援方法は、有効な地域生活移行プログラムとしてあさひ寮に定着したと思われる。

同時に進めてきた「まちくらプラン・ちかくらプラン」の地域生活体験事業による『地域で暮らす』取り組みと「モービルクルー」「ジョブコーチでの就労支援」による『地域で働く』取り組みによって、「地域でその人らしく暮らす」とはどんなことなのか、利用者のみなさんが自分のこととして考えられるようになりつつあることを実感している。

今、施設のあり方を含みますます大きな支援体制の見直しが急務とされているが、この数年の『地域で暮らす』『地域で働く』地域生活移行プログラムの取り組みをさらに発展・展開を図り、ほんとうの意味での「地域でその人らしい暮らし」を支えることが出来るよう努めていきたい。

健康運動の実践報告

こ だ ま 寮

主任援助員 色 摩 幸 子

はじめに

平成15年4月支援費制度に変わり、措置から契約へと新たな福祉の時代がスタートした。地域福祉・在宅福祉が推進され、障がい者プランにおいても・地域で共に生活・社会的自立・生活の質(QOL)の向上・・・等が必要な視点として掲げられており、「地域生活」をベースとした福祉サービス向上と提供が求められている。そして、施設においても、福祉サービスを自ら選択できる仕組みを基本とする利用者本位の福祉の確立が図られている。また、厚生労働省の施策として健康づくり対策、「健康日本21」が推進され、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる社会の実現のため、壮年死亡の減少、痴呆や寝たきりにならないで長生きする“健康寿命”の延伸や生活の質の向上を基本とする21世紀における国民健康づくり運動が実施されており、山形県においても「健康文化やまがた21」の施策が浸透しつつ健康運動指導士・実践指導者としての役割は大きく、健康づくり運動の各地域からのニーズは増加している。このような流れのなか、施設生活においても、「健康づくり」は基本サービスのひとつとして位置づけ、安全で効果的に楽しみながら取り組むことが大切であり、そして個々のニーズにあった取り組みが図られることが望まれており、障がいがあっても楽しく身体を動かすことができる運動を推進してきた。

目 的

高齢化・肥満・生活習慣病など健康を脅かすさまざまな要因が増加しているとともに、身体活動量の減少により機能低下を助長していることが伺える。また、転倒による骨折や通院なども多く転倒予防について検証していく必要性が問われている。このようなことから健康づくりは栄養面・医療面と連携し身体機能の維持、増進、肥満の防止や生活習慣病の予防を図り、閉じこもりを防止し、QOLの向上や仲間づくり、地域との交流と幅広い考え方で取り組んでいくことが現在の目的である。

実践の経過

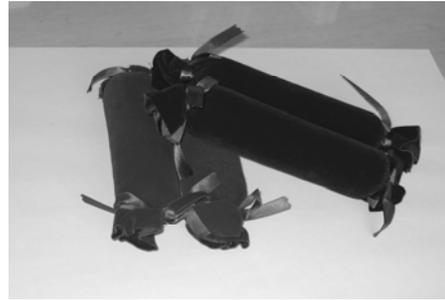
こだま寮は、入所利用者100名の他に短期入所(者・児)・職業基礎訓練で利用されている方々がおり、平均年齢46.5歳で17歳から最高70歳までの方が生活を営んでいる。授産施設ということもあり作業中心の生活に組み立てられており、「金銭所持」や自由な「ちょこっと外出」自己選択・自己決定による生活を推進してきた。しかし、一方では高脂血症や糖尿病・高血圧といった生活習慣病や肥満が増加したため、食事でのカロリー制限や医療面での対応に加え、より化学的な根拠に基づいた健康づくりの提供が必要と認識し平成10年度より健康運動実践指導者および健康運動指導士が中心となり、生活の中に意識的に身体を動かす機会を組み入れることで日常化してきた。そして、今年度は転倒による骨折や打撲といった怪我が多く福祉QCの中で取り組んでいる。

また、地域福祉支援センター在職中に構築したネットワークにより外部からの依頼に対応し、健康運動を通しての地域展開が図られ、併せて授産製品の販売も実施でき相乗効果が得られた。特に

【玄米にぎにぎ】【キャンデイダンベル】は実践することで注文が得られている。



玄米にぎにぎ



キャンデイダンベル

* 医療面との連携

「健康づくり」はメディカルチェックの観点から医療との連携が大変重要であることを実感している。当寮では、肥満傾向にある方々を対象に3ヵ月に1回の血液検査を行い、血中コレステロール、中性脂肪などから健康状態を把握するとともに、体重測定も必要に応じて定期的な実施を図り自己管理と自己認識の面から記録や表を用いて本人に提示する。

また、健康に関する意識高揚を図るため、嘱託医の先生にお願いし、診察や講話により健康の大切さを呼びかけている。このような取り組みにより、看護師と援助員がお互いに施設の中でお互いの仕事を理解し協力していく必要性を認識し、フォローしあえることが大切である。

また、今年度より理学療法士が希望が丘に配置になり、機能訓練の充実を図ることができたことは、職員は基より利用者にとって新たな充実感が得られたようである。それは、リハビリという一場面を通して、人との出会いがあり、寮から出かけることで新たな生活の空間ができたことは『楽しみ』に変わっており、自分の時間として1対1で対応してもらえことの満足感は生活の質（QOL）の向上に結びついたのではないだろうか。そして、健康運動とタイアップしていくことが重要であると改めて連携の重要性を認識することができた。

実践方法

1) 対象者

原則として全利用者としているが、特に初期のメディカルチェック（形態測定・血液検査・骨密度測定・心電図等）により運動が必要とされる方を選択し、本人・担当に説明、個別運動プログラムを作成しその人にあった運動を提供することを基本とし実践する。また、身体を動かしたいと希望する人はいつでも参加できる体制をとり受け入れている。

また、寮全体の実践としては、生活の中での運動の習慣化を目指し利用者・職員が一緒になりファミリー朝会後にストレッチを主にしたアラームモーション（始業前の運動）13:00にダンベル体操を実施している。

2) 実施時間

個々のメニューへの実践は9:45分からと15:00からの1日2回実施しそれぞれの日課に合わせ、個別対応も含み実施する。

水中運動については、社会資源の活用での実践であることから職員が交替で引率を行い週1～2回実施している。

3) 実践内容

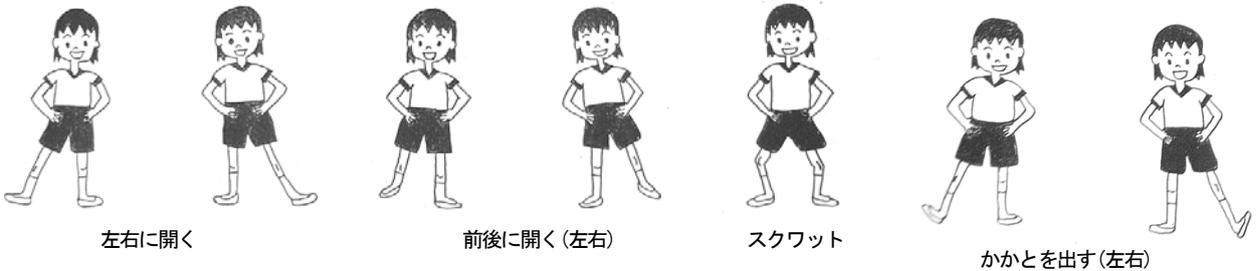
内部での実践内容

- * ストレッチ・ウォーキング・筋力トレーニング・リズム体操・水中運動（米沢マイテイ）・ダンベル体操・転倒予防のための運動・ボールエクササイズなどのメニューを取り入れる。
- * 機器を利用しての実践および体力測定の実施
- * フライングディスク等の軽運動の実施
- * 週1回体育館を利用しての運動メニューの提供

寮祭で家族とともに健康運動実践



体育館でのボール運動



転倒予防のための運動メニュー

4) 活動内容

- * 利用者の健康相談及び健康状態の把握
- * 個別運動プログラムによる運動実践と援助方法の確立
- * 健康運動に関する啓蒙活動
- * 地域や近隣施設への実践活動

長井市ほがらか健康教室（2回・新豊田公民館にて）講師の依頼を受け、豊田工房を利用している利用者が一緒に参加をさせてもらい交流を図る。また、併せてダンベルを始め授産製品の販売を実施しPRに努める。その他、県内福祉施設は基より、県の「健康文化

やまがた21推進県民大会」や「山形県職員安全衛生研修会」「国民健康保険連合会」各市町村の保健事業・法人内の各施設からの依頼に対応し地域への実践活動を展開する。

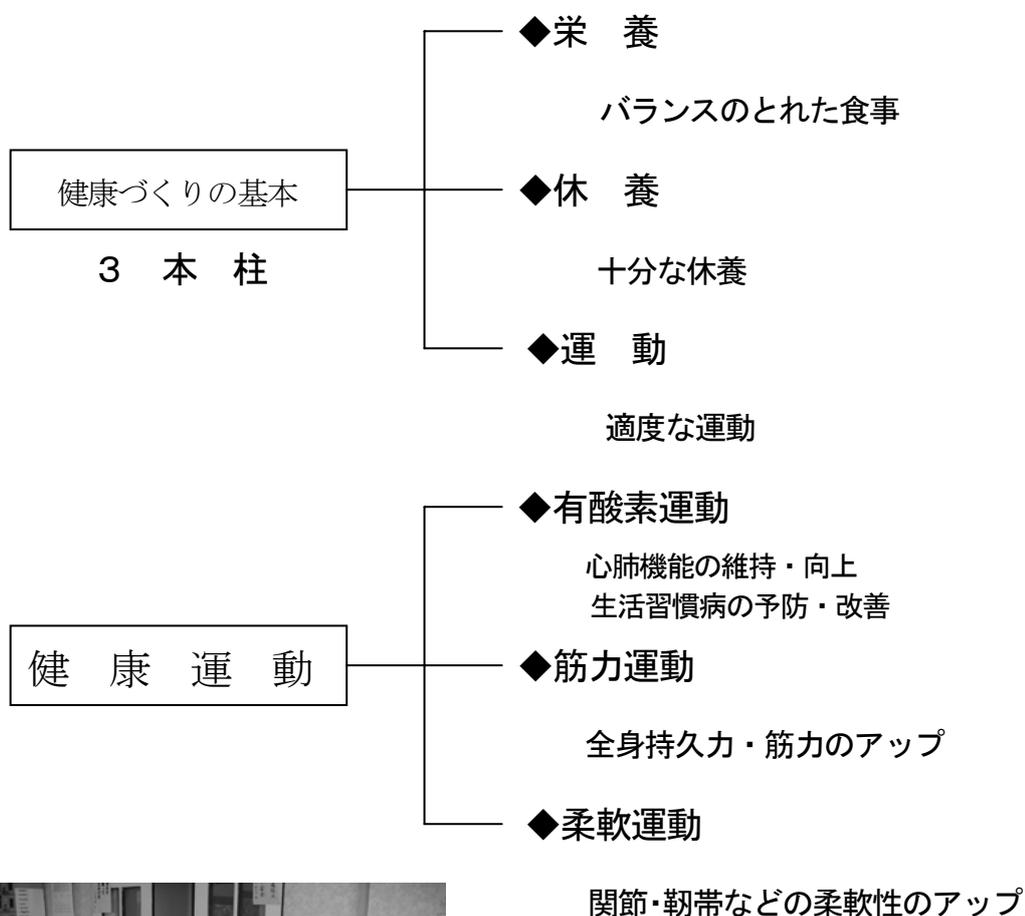
5) 職員体制

アームモーションおよびダンベル体操については基本的に全職員がファミリー事に関わって実施をする。

また、個別プログラムに添った実践については健康運動担当職員（7名）が勤務状況に応じて実践にあっている。

地域展開については、健康運動指導士があたりPRに努める。

健康運動の意義



「豊田工房」でのダンベル制作

結果・考察

健康運動実践は施設生活の中において基本的なメニューとして理解してほしいものである。そして、医療・栄養との連携が必要であり、看護師・栄養士・理学療法士等と援助員が連携し予防に力を入れていくことが重要でありチームでのケアが必要であることを痛感している。

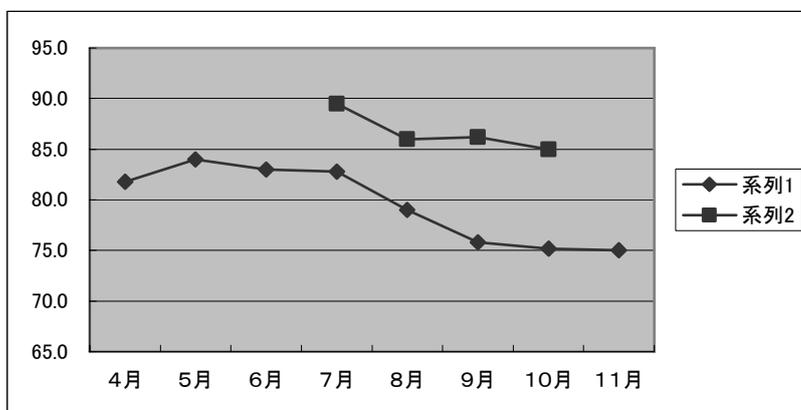
施設の中で効果をあげていくにはゆっくりと、焦らず、長いスパンで実践し、同じことを繰り返し行っていくことが大切である。それは、障がい者の特性を理解すればわかるがひとつの運動(行動)パターンの習得には時間がかかること、「どうすればできるか」など発想の転換を行ってプログラムを作成していくことが必要とおもわれる。そして、知的障がいのある方々は、集中することが苦手であり、短時間でできるメニューの選択が大切である。そして、一回行動パターンを習得すると何回も繰り返して実践していくことが多い。このようなことから、小さな目標でもよいから本人の自己選択・自己決定を大切に、楽しさと、達成感、自信をつけながら身体を動かすことでの爽快感、心地よさをわかってもらい毎日繰り返し実践していくことが大切と思われた。そこには、必ず、「今なぜこれをしているのか?」「なぜ必要なのか?」といった説明責任の重要性がある。

また、「豊田工房」でのダンベル製作(4月～10月 玄米にぎにぎ815組・キャンデイダンベル175組)によって健康づくりでの地域への貢献も果たせたことは大変喜ばしいことである。単なる健康運動での地域展開によって得た、人と人との繋がり・ネットワークによって利用者への理解が前進できれば・・・と願っている。

ここに、数ヵ月間の実践結果をあげてみたい。

健康運動開始後の体重の変化

測定月	A	B
4月	81.8	
5月	84.0	
6月	83.0	
7月	82.8	89.5
8月	79.0	86.0
9月	75.8	86.2
10月	75.2	85.0
11月	75.0	



おわりに

健康づくりは、少子高齢化・平均寿命世界一である現代社会の中において不可欠なものである。それは、元気で生活できる期間の延長「健康寿命」の延伸を考えたとき、施設で生活している方々にとってもそのニーズは大きく必要なことである。高齢化がすすむにつれ身体活動量や身体機能は低下し生活習慣病が増加してくる。それにより、筋肉や骨量の低下も進み骨折・寝たきりが増加してしまう。それを予防し改善する上でも日常生活のなかで身体を動かす機会を増やしていかなければならないのである。私たちの身体は、動いてこそ正常に機能すると言われている。いかに楽しく、効果的に健康運動を取り入れていくかが次への参加に繋がっていくのではないだろうか。人は、笑えること、人と触れ合えることに心が動き、人が集まるところにまた人が集まっていくという。心豊かにその人らしく生きるために「健康は最高の宝もの」の意味を再認識してほしいと願っている。

『行動障害を持つ方の支援を通して』

— 第一期強度行動障害特別支援事業報告 —

平成15年度研究推進事業実践報告書しらさぎ寮

希望が丘しらさぎ寮 紺野 淳一

I はじめに

1. 強度行動障害特別支援事業受託の経緯

しらさぎ寮では、昭和61年に特定の人に対する固執が極端に強く、特異な行動を示す人が入所し、昭和63年にも自閉症との判定を受けた人が入所となった。この両名とも、対人関係に強い障害があり意志疎通が困難で、異常な行動を取ることは共通であった。

自閉性障害自体がそれまで知的障害に行ってきた対応では改善できない特異な障害であるため、平成2年度に自閉性障害に対する取り組みを開始した。

平成3年、前二ケースの特異行動をさらに強くし多様化したケースが入所したため、自閉性障害の理解と対応について実地研修やセミナーの参加、支援についての検討など取り組みを強化。

平成6年には行動障害や集団適応が困難な方たちの処遇グループの検討をおこない、その結果として平成7年に「特別処遇クラス」を設け、訓練棟を設置し活動を開始した。

以上の実績を踏まえ、平成9年に『強度行動障害特別処遇事業』の受諾に向け検討を始め、平成11年度、事業認可（12年1月1日）となる。

2. 強度行動障害と事業内容

「強度行動障害」とは障害名ではなく、あくまでもその行動形態に対して名付けられたものであり、「強度行動障害児・者」という呼び名は存在しない。

知的障害を持つ児童・成人の中でも、多動・自傷・他傷・異食・破壊等の行為が著しく、また生活環境に対してきわめて強い不適応行動を頻回に示し、日常生活を営む上で著しい困難があると認められる人を対象とし、その方達に特別な支援を行うことにより、行動障害の軽減を図ることが、この事業の目的となる。

その認定には「強度行動障害判定基準」を基に更生相談所や児童相談所の判定員が行い、判定点数10点以上を「強度行動障害」とし、事業対象は20点以上が対象となる。

事業対象者は4名を標準とし、支援職員は指導員2名（1名は保育士でも可）、精神科医師1名（嘱託）、心理療法等を担当する職員1名となっている。

表1 対象者と行動特徴

II 対象と目的

1. 対象

対象者とその行動特徴は「表1」のとおりである。

Bさんについては、強度の自傷行為と破壊行為が順調に減少し、パニックも減ったことから、家族の希望で家庭復帰となった。

Cさんについても、事

対象者（開始時年齢）	点数と支援期間	行動特徴
Aさん（33歳）男 しらさぎ寮利用者	24点 12.1.1～14.12.31	強度の対人へのこだわり 多動、自傷行為、パニック
Bさん（25歳）男 しらさぎ寮利用者	30点 12.1.1～13.3.23	自傷、他傷、破壊、こだわり パニック（途中で家庭復帰）
Cさん（27歳）女 しらさぎ寮利用者	22点 12.1.1～14.9.30	こだわり、強度の他傷行為 （事業終了し他施設へ移行）
Dさん（19歳）男 児童施設から	28点 12.1.1～14.12.31	強度のこだわり、衝動行動、 異食、破壊、自傷
Eさん（17歳）男 児童施設から	32点 13.6.1～	強度の他傷行為、破壊、偏食 （事業継続中）

業終了間近であったこともあり、家族の希望で自宅に近い施設へ移行している。

2. 目的

この事業は、前述のように「多動・自傷・他傷・異食・破壊等の行為が著しく、また生活環境に対してきわめて強い不適応行動を頻回に示し、日常生活を営む上で著しい困難があると認められる人を対象とし、その方達に特別な支援を行うことにより、行動障害の軽減を図る」ことであるので、個々の持つ行動障害を軽減し改善すると共に、行動障害を起こすことのない環境の整備と適応行動の取得を目的とした。

III 方法

行動障害を改善するための支援方法として、現在において自閉性障害に対して有効であるとされている「TEACCH」を基本モデルとし、環境の調整や障害特性に合わせた対応をすると共に、ABA（応用行動分析）も取り入れ、その他経験による学習を積むことで、適応行動の習得や環境理解の促進を図った。

自閉性障害についての詳細は省略するが、精神医学では「表2」の基本的な3つの行動特徴によって定義される。

表2 自閉性障害の基本的特徴

基本的な特徴	行動内容	支援上の困難
対人関係の障害	他人と上手く関われない。感情がくみ取れない。愛情が理解できない。仲間関係が作れない。等	信頼関係が出来にくい。 関係が限定される。
コミュニケーションの障害	言葉が意思疎通の手段であることが理解できない。意志や要求の表現方法がわからない。相手の言葉を理解できない。表情が読めない。等	言葉での指示がとまらない。 要求や意思を表せない。 パニックになる。
興味や行動が限定されていたり、強いこだわりがある	環境の変化に弱い。日課などになりの順序がある。細かいことにこだわる。同じことを飽きることなく繰り返す。等	行事などに参加できない。 次の行動に移れない。 パニックになる。

3年間という限定された期間の中で、表2のような基本的特徴を理解しながら強度の行動障害を軽減し改善することは容易なことではないが、「TEACCH」はそのことに対して支援する側の認識すべきことと、行動特徴に沿った支援方法を示している。

1. TEACCHモデルの利用

「TEACCH」は、適応行動について、自閉症児・者が得意なルーチンである「～したら、～する」という行動様式を用いて視覚的情報を手がかりに身につけさせるものである。また、青年・成人期においては「top-down（目的準拠）」の発想で、「適応活動のための機能（サバイバル・スキル）」を身につけさせるものとなっている。TEACCHにおける評価は、学習プログラムまたはハビリテーションプログラムと一対になっており、その目的は適応行動を身につけさせることにあるので、この事業の支援方法として取り入れた。

「TEACCH」の基本的な考えは「表3」のとおりである。

2. 構造化の導入

構造化は、「TEACCH」では重要な構成要素であるが、この事業を行う上でも以下の4つの大きな要素を実施した。

第1は「物理的構造化」で、特定の活動を行うための領域を視覚的にわかるようにした。

第2は「スケジュール」で、その日の活動をカードで提示し、それを見れば次の行動が理解できるといったようにした。

カードで理解できない人には現物を提示する方法も行った。

第3は、「ワークシステム」で、課題は上から下、または左から右の順に行っていき、課題の作業は左から右へ移るようにした。

第4は「課題を組織化」することで、作業を視覚的に理解させ、どこまで行えばよいのかが理解できるように設定した。

強化子も、「課題を構造化するもう一つの方法」として強調されており、ABAでは「好子・嫌子」と言われているものであるが、それも取り入れた。

表3 TEACCHの基本的な考え

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 自閉症の特性を理解する・ 親を共同療育者として位置づける・ 詳細な評価に基づいた個別のプログラム・ 構造化された支援内容・ 環境調整とスキルの向上・ 認知理論と行動理論・ 支援者はジェネラリスト・ 生涯にわたる一貫したシステムの構築・ 地域における自立した生活が目標 |
|---|

3. 支援上の整備

行動障害を示す人に対しては、障害特性に応じた体制の整備が必要なことから、以下のような配慮を行った。

- (1) 昼夜が逆転したり、日課が崩れやすいことから、生活のリズムをととのえるようにする。
- (2) 集団での活動が苦手であることが特徴なので、小集団や個別での対応を基本とする。
- (3) 他者との意思疎通が困難で、関わりが出来にくいことから、支援者を固定する担任制とする。
- (4) 言葉での理解が難しいため構造化を図り、視覚的に理解できるようにする。
- (5) 対象者の特性や能力を見極め、個々に合ったアプローチを実施する。また、実施上の留意点として次の3点に留意した。

- ・ 過去、実際に効果のあった手続きを活用する。
- ・ 文献や、実践例のデータから調べた有効とされる手続き。
- ・ アプローチが失敗した場合は、対象者ではなく療育担当者側に全ての責任がある。

精神的にも不安感や自己防衛から不適応行動を起こしやすいため、心理的支援が必要な時は臨床心理士への相談や、精神的不安定が大きい場合など、アプローチだけでは安定が保てない時は精神科医による治療も行った。

4. 実際の支援

実際の支援に置いては、受け入れ前の段階から実態調査を行い、どのような生活をしているのか、どのような時に不適応行動を起こすのかなど、対象者の状態や状況を知ることから始めた。

基本的に同じ行動特徴を持つ自閉性障害であっても、一人ひとりが違う特性や知的能力、生育環境を持っているため、一様に同じ対応というわけにはいかないことは当然である。

自閉性障害の基本的特徴を理解した上で、個人一人ひとりを理解することが重要となってくる。

調査票を用い、家庭や前施設での生活状態や生活環境の把握。保護者との面談からニーズの調査と生育歴などの聞き取り、施設職員等からの聞き取りおよび本人との面接を行った。また、上記の調査をもとに、直接支援する職員、保護者および関係機関で検討し、目標を決定した。

彼らのほとんどが、強いこだわりから派生する様々な行動が問題となり、生活範囲を限定せざる

を得なかったこと。さらに、その変化に乏しい環境での生活が、他の環境への不適応を助長し強度の行動障害を作り上げてしまったと思われる。

受け入れ前の段階では環境適応がどの位まで出来るか不明であったが、前述の「TEACCH」モデルに沿って生活環境の構造化と訓練棟での課題を設定した。

自閉性障害の特性から、環境の変化に弱いことが生活のリズムを獲得できない要因となるため、生活スケジュールも構造化を行い、出来るだけ変化の少ない日課となるようにした。

毎日決まったルーチンを生活の中に組み込み、役割を与えることで居室にこもらないようにすることと、対人接触を持つ機会を増やし、安定して活動できる環境を提供することで、そこから様々な経験を積み重ねる機会を少しずつ段階を踏みながら多くして、環境の変化に慣れるようにしていった。

日々の日課をルーチン化することで、「この人達は他のことが出来なくなるのではないか」とか「ロボット化するのではないか」という意見もあるが、普段と違う環境でパニックになっても、理解できて自分で動ける環境があることで再構築が容易となり、活動範囲を広げることが出来るようになったのである。

こだわりに関しては、全て強い制止は行わないこととし、担当の支援者が重点的に対応することとした。また、こだわりの場合、それが制止されたり出来なかったことで不安感や不快感が増し、ストレスになることにより強迫的なこだわりになってしまうことが多いため、最低限度かなえられるよう配慮し、ストレスの発散につながるよう対処した。

破壊行為についてもこだわりの派生であるので、危険性のない限り強い制止は行わないようにした。また、事前に予測のつくものは外すこととし、それが出来ないものは本人の目に入らないようカバーを掛けたり、取れないようにガードをつけたりした。

以前は、振り切ってまでしなくてはならなかったこともあったが、最低限保証されることで強迫的な行動は減少し、ストレスも弱まったと思われる。

将来、事業終了後の生活を考慮し、外に出ることも積極的に行っている。

環境適応性が低いといわれる自閉性障害を持つ人でも、将来の生活を考えれば、社会経験は必要である。そのためにも、車でドライブするだけのことから始め、自動販売機での飲み物の購入、コンビニエンスストアでの買い物、カラオケボックスのような個室での外食など、徐々に範囲を広げている。

同じ事を数回繰り返し、それが出来るようだと判断したら次のステップに移行するようにし、経験を多く積み重ねていくようにした。

また、帰省時には「連絡帳」を準備し、定期的に状況を報告すると共に、家族からの要望や意見を書いてもらうことにより、家庭との連携も図るようにした。

IV 結果

対象者とその行動特性を理解することにより、次第に行動予測が付き、支援者側がゆとりを持って対応できるようになった。そのことが、こだわりなどの場合完全に制止したり禁止したりせず、可能な範囲の中で最小限の許容につながる。それにより、ストレスから来る強迫行動が減少したと思われる。

構造化や日課をルーチン化することにより、環境の意味理解が難しい自閉性障害を持つ人であっても、先の見通しがつき、行うことや終わりがわかることが安定につながった。

構造化や環境統制が有効だとこだわりが減り、行動

表4 事業終了時の点数

対象者	終了時点数	考察
Aさん	15点 (-9点)	対人固執に大きな変化は無し パニックの減少
Cさん	11点 (-11点)	他傷行為の減少
Dさん	22点 (-6点)	破壊に至る大きな固執は減少
Eさん	11点 (-21点)	破壊行為激減 他傷行為減少

に幅が出る。それが、外出など施設外での活動が出来るようになったことにつながった。反対に、こだわりを無くす場合、それに変わるものを用意しないとうまく行かなかった。また、無理に何かやらせようとする、やった後に反動が出て、不適応行動を誘発させてしまうことにつながってしまう。

外での活動が出来るようになった意義は、かなり大きいと言える。

環境適応が困難で、同一性保持が強い「強度行動障害」を持つ人でも、経験による学習が必要だと認識した。

障害の重い人でも、経験とそれによる学習から、多少なりとも社会性のスキルを身につけ、それによって主体的な生活を送ることが出来る可能性が広がったように思う。

第一期事業終了時の点数は「表4」のとおりである。なお、Eさんについては、6ヶ月前の移行先に対する三者協議を行った際の暫定点数である。

V 考察

療育や養育が困難と言われる強度な行動障害に対しても、自閉性障害を持つ方達には「TEACCH」モデルが有効な方法であった。

自閉性障害の基本的特徴である、環境に対する認知や適応能力の乏しさを、構造化することで見とおしを立てやすくすることや、「～したら～する」という手順を行うことにより、次の行動をわかりやすいものにし、それをルーチン化することで自発的に行動が出来るようにすることなどである。

基本的な活動や行動を構築することで、慣れない環境に入り行動が崩れた場合でも、元に戻ることで再構築でき、それが活動の幅を広げることにつながり、環境適応が出来るようになる。

不適応行動を適応行動にすることも、行動障害の減少につながるが、「TEACCH」モデルでは「強化子」、ABAでは「好子」といわれるものも有効である。

一般的には「報酬」といわれ、活動や行動の励みになり、その行動を強化するものである。

また、この事業を行う上で家庭との協力は欠かせないものである。家庭と施設での生活環境の変化でさえ、彼らにとっては不安定になる要因となるため、家庭での状態や施設での状況を共通理解し、お互い協力しながら実施することも支援効果を高めた。

その他、基本的なことであるが、行動障害を改善するためにはハード面を整えることだけではなく、関わる職員の理解も重要な要素となる。

しらすぎ寮では、生活環境が他の利用者と同じであることと、担当の職員が常時居るわけではないことから、寮全体の職員が関わることになり、支援する上での協力を得て行ったことは大きい。

VI まとめ

以上のように、行動障害が改善されたとしても、重い人にとっては3年という期間は少ない。また、改善されても、支援困難であることには変わりはなく、事業終了後の移行先が問題となる。

環境の変化や支援方法の変更が、行動障害を再び発生させることにつながるからである。

自閉性障害は、生涯にわたる専門的な支援を必要とする障害のため、共通化された支援方法が必要であり、どこでも同じ支援が受けられるという状況を作る必要がある。

今、厚生労働省で進めている「自閉症・発達障害支援センター」も、そのためには有効な機関であり、福祉の対象とならない「高機能自閉症」や「アスペルガー症候群」も支援対象となるこのことで、山形県でも早急に設置してもらいたいが、あくまでもコーディネーター的な役割しか無いとのことであった。

養育、療育、就労、家族支援などすべてに対することを必要なときにすぐ支援することが可能であり、生活区域にあるというような地域密着型の機関が、早急に必要である。

趣味活動の充実

希望が丘ひめゆり寮 鈴木幹雄 大沼廣男
小形典子 佐藤由美

はじめに

昭和 51 年の開寮以来、生活の充実をめざし様々な取り組みを行なってきた。当初その核となる活動は作業活動や生活援助の集団活動であり、趣味活動は利用者の能力を考えてか、どちらかといえば二の次三の次に置かれがちな、余裕があれば活動する程度に捉えられていた。それが徐々に障害の程度に関係なく個別援助の充実が唱えられ、誰でもが人生を有意義に送るため、趣味活動の充実も必要であるとの認識に変わってきた。

以上のような流れの中で、ひめゆり寮では4年前より趣味活動の充実の一環として、講師を招いてのサークル活動や、職員がリードしてのサークル活動を日課の流れの中に組み入れる等、支援体制の見直しを図ってきた。

以下にこれまで行なってきた趣味活動充実のための実践経過をまとめてみる。

実践経過

<平成 12 年度>

これまでのサークル活動を洗い直し、より体系化したサークル活動として日課の中に組み入れた。目的として、それぞれの個性に合った活動を楽しみながら行なうことにより、生活に変化と潤いを持つ。又、異性との交流や施設以外の人との交流をしていく。実施方法として、毎月 1 回第 3 木曜日の午後を活動日とする。利用者の希望をとる。種目については利用者の希望を考慮した結果 ①音楽 ②エアロビックダンス ③カラオケ ④菓子作り ⑤生け花 ⑥手芸 ⑦園芸の 7 種目とした。その中でエアロビックダンス・菓子作り・生け花については講師を招いての活動とした。

また生け花サークルに関しては、作品を普通に飾っていたのでは利用者の事故につながる恐れがあるとのことで、その発表の場の確保として、ショーケースを購入しその中に展示することとした。

<平成 13 年度>

12 年度の総括で園芸サークルは月に 1 回の活動日では花や作物は育てられない、又、曜日を決めての活動では雨が降れば出来なくなるとの意見で、園芸をサークル活動から除き、6 種目でサークル活動を行なうこととした。

尚、これまで行なってきた園芸については、時間にとらわれずファミリー活動の中で随時行なうこととした。

ただ 1 3 年度は、疥癬が発生し外部との接触も制限せざるを得ないという状況で、計画通りのサークル活動を行うことは困難であった。

<平成 14 年度>

13 年度の総括で来年度より宿直体制が夜勤体制に変わり、それにより日中の援助職員が減るという危惧に加え、菓子作りサークルが講師の都合により止めざるを得ない状況となり、手芸については、月 1 回の時間を決めての活動より余暇の好きな時間に手芸を楽しんだほうが良いとの事で、サークル活動から除くこととした。

昨年度よりサークルの種目が 2 つ減り①音楽 ②エアロビックダンス ③カラオケ ④生け花の 4 種目で行なうこととした。

<平成 15 年度>

1 4 年度の総括で職員がリードして活動できるものは、月 1 回の時間を決めてのサークル活動と

いう体制をとるより、日課の中に随時取り入れて活動できればより個別援助が充実するとの考えで、音楽とカラオケについてはサークル活動から外すこととした。

エアロビックダンスについては来年度講師の確保が難しいとの事で止めざるを得ない状況となり、サークル活動としては生け花の1種目になった。ただ、利用者の希望により、新たに陶芸サークルが誕生し、現在は2種目のサークル活動を行なっている。

さらに前年度より大きく変わった点は、支援費制度の導入ということもあるが、今まで以上に個別援助の充実を図るためには、講師を招いてのサークル活動であれば、これまでと同様に日時を決めて行なわなければならないが、それ以外の職員がリードできる活動であれば、前述したように、日課の中に随時取り入れていったほうがより個別援助が充実するという考えの転換がなされた事である。

これにより趣味活動とはサークル活動だけではなく、日課の中に随時取り入れて行なえる活動であるとの共通理解ができ、日課を整理する中で趣味的活動を行う支援体制がより体系化されたのではないかと思う。係りの名称も今までのサークル係りから趣味活動係りとその名を変え、名実とも新たな1歩を踏み出したと思う。

結果・考察

たった4年の流れであるが、振り返れば大きな出来事が立て続けにあった4年間である。疥癬の対応に追われた13年度、初めて夜勤体制を経験する14年度、措置制度から支援費制度に移行した15年度、その流れの中でサークル活動に対する認識も徐々に変わってきた4年間であったと思う。

当初サークル活動を日課の中に組み入れるときの考えは、共通の趣味を持つ利用者が自発的に集まり有意義な時間を過ごせればという思いであった。それを考えればサークルの数もメンバーも限られてくるかなと思っていたが、ふたを開ければサークルの数は7つもでき、ほとんどの利用者がメンバーとして名を連ねていた。

少なからず技術を求められるサークルには、それが可能な参加者が集まり、サークル活動を楽しんでいたが、音楽やカラオケサークルに関しては、楽しむというよりただその場に居るという利用者が大半であった。音楽サークルについてはそれに加え、メンバーを集めるだけで時間を費やすというサークルであった。

何故サークル活動がそのような形でスタートしたかといえば、サークル活動に対する共通理解が出来ていなかった事と、サークル活動を日課の中に組み入れるのだから、個別の援助というより、その時間帯は寮全体の動きとして、多くの利用者がサークル活動に参加すべきであるという、日課に対しての共通理解も出来ていなかった事によるものと考えられる。

12年度の反省で園芸サークルについて、月1回の時間を決められての活動に園芸という種目は馴染まないとの意見が出され、翌年度園芸サークルはサークル活動から外れた。ただ園芸活動自体が無くなった訳ではなく、それについてはその時期々に様々な活動の中で適時行なうこととした。

このように年度を経るごとに、講師の都合で途絶えたサークルもあったが、当初7種目あったサークルの数が、サークルという枠の中での活動より、その枠を飛び越えた、もうすこし融通の利く時間と体制の中で行なったほうが良いという認識に変わり、現在サークルとして活動している種目は2種目に整理された。

このように、4年前のサークル活動が広く趣味活動という認識に変わり、日課も全体で動くのではなく、個別援助がとりやすい体制へと変わってきた。これからも趣味活動の充実に向け、個々人のニーズに応えられるような援助が出来ればと思う。

終わりに

今年、女子利用者の描いた絵が事業団の互助会施設利用券の絵柄に採用された。また、犬川地区文化祭に出展したところ、優秀賞に選ばれ、賞状と商品を受けた。今まではそんなに気に留めてい

なかった絵であったが、ちょっとしたアドバイスをしたところ、そのような絵を描くようになったとの事である。

このように、援助の成果がすぐに出る場合もあるが、ほとんどの場合はそうではないと思う。ただ、成果や結果だけにこだわらず、その過程を大切にするなど、援助の形態は個人個人のニーズによって様々であるため、それに対応できる力量を身につける努力が、ますます必要となってくるのではないかと思う。

それと同時に援助の成果を表現するには、利用者自身が生き生きとした生活を送れるような支援体制を充実させることも重要な要件であり、この2つの要素がうまく重なれば、趣味活動を充実させる手立てがより具体化するのではないかと思う。

まつのみ寮パソコン奮闘記

当寮のパソコンシステム導入の経過について

まつのみ寮システム導入検討委員会
皆川 孝 猪口 真里
黒澤 優子 深瀬 善信

はじめに

まつのみ寮では、平成14年の夜勤制の導入とともに、すれ違いの勤務が多くなり、職員間の連絡が取れないことが多くなってきていました。そこで、職員間の連絡、及び意思の疎通を徹底することを目的として各ファミリー（事務室、医務室を含む）をパソコンで結ぶいわゆる LAN（ローカル・エリア・ネットワーク）とグループウェアの導入を検討していました。

また、それと同時に、利用者への援助の方法についても、アセスメントを元にして、全職員が統一した援助方法を確立できるようにデータベースソフトを導入することも検討していました。

そんな時に、法人として、業務支援ソフトを導入するということになったのでした。

目的

LAN 及び支援ソフトを導入し、その機能を全職員が使いこなすことで、利用者援助への効果を最大にする。

対象・方法

対象 まつのみ寮全職員

方法 まず、まつのみ寮全職員を対象として、パソコン使用に対してのアンケート調査を行い各個人レベルでのパソコン使用についての事態を知ることからはじめる。（結果については、別紙資料参照）

次に、アンケートで得られた結果を元にして、各個人のレベルに合わせた対応（研修、講習）を行い、パソコンの使用が可能な状況を構築する。特に、初心者の方に関しては、パソコンそのものについての研修から開始する。

続いて、導入されたシステムに関し、その入力方法を指導するとともに、各マスタの整備を行う。

以上の経過を踏んで、支援ソフト等の使用について、全職員ができるようにする。

結果

ここでは、今現在、実施の途中であることから、現在までの経過を述べさせていただきます。

今回まつのみ寮では、各ファミリー及び医務室に1台ずつ、事務室に3台のパソコンを導入し、それぞれを、LAN でサーバーと結び、どこからでも、入力、閲覧ができるようにしました。

ソフトの導入に関しては、4月に、スタンドアローンの形式で支援費の請求と台帳のシステムソフトが導入され、4月分と5月分の支援費の請求を行い、ある程度ソフトの内容と特徴について把握ができたところで、他の支援ソフトにあって、今回導入されたソフトに無いグループウェア機能ソフトの導入を行いました。それに伴い、各職員個人の ID とパスワードを決定しま

した。(各個人ごとに決定)

続いて計画と記録ソフトの導入を受けて、それぞれのマスタの整備作業に入りました。ここまでは、導入検討委員会のほうで行いましたが、全職員が、入力できるようになることが最終の目的ですので、まつのみ寮職員全体の、パソコンに対する実態調査を行いました。

まず、7月下旬に行ったアンケートの結果から、全職員中、約4分の一の職員がまったくパソコンを使用したことの無いことがわかりました。次に、使用したことのある人でも、自信をもって使えるという人が、ほんのわずかであることもわかったのです。

また、今回導入されたソフト(システム)は、ネットワーク(LAN)上で操作するものであり、家庭で使用しているOSとは、異なるものであることから、家庭で、パソコンを使用している方でも使用法で戸惑うことが予想されました。

そこで、まず、まったく使用したことのない人のための講習を行い、続いて、使用したことのある人のために、家庭での使用との違いを講習、その後、導入されたシステムについての入力法等について指導することになりました。

初心者研修の内容は、パソコン各部の名称とその役割について、続いて、電源の入れ方、切り方、マウスの使い方、そして、OSの内容について、最後に、キーボードを使って、実際に文字を入力してもらうといった順で行いました。

経験者については、サーバーを介したネットワーク上での使用について、単体で使用する際の使用法との違いを伝えたにとどまりました。

講習に関しては、当初、時間を取って全体で行うことを検討していましたが、当寮の勤務実態及び利用者援助への考慮から、個人ごとに、援助の合間を縫ってのほぼ、マンツーマンでの形になりました。

また、今回導入された、支援ソフトに関しては、業者側からの指導が、それぞれのソフトに関して、各一回であったために(支援費請求を除く)直接指導を受けられた職員が、それぞれ5~6人程度であり、その後、検討委員が、個人ごとに指導しました。

尚、今回パソコン及び入力、支援ソフトについての講習の資料は、できるだけわかり易いように、委員会で作成しました。

ここで、ひとつ大きなトラブルとして、今回購入した、パソコンのうち1台(ファミリー分)が、支援ソフトを受け付けず、何回か、業者に調整してもらった後、結局、メーカー扱いとなり、中身を交換したために、11月になってやっと全部がそろうということがあり入力の遅れの原因となりました。

11月25日(この現行の締め切り間際)の現状としては、各職員が、各担当分の入力途中であり、入力項目の内容等に対する問い合わせが多くなっています、12月のはじめには、データの入力が終わる予定です。また、各ソフトのマスタの整備に関しては、こちらも同様に現在整備中ですが、各利用者の現状の入力が進みつつあるのでそれに合わせたマスタの項目が入れられるようになっています。

考察

今回のシステム導入に関しては、現在使用している、日誌、ケース記録、援助計画から、大きく変更されるものが多く、また、パソコンの導入とシステムの導入が、ほぼ同時であったために2つの事を同時に行うことになり、戸惑うことが多かったと思われる。

また、パソコンの入力に関しては、実際に家庭等で行うこともできたが、支援システムに関しては、職場で行うしかなく、業務の合間を縫って行うのもなかなか大変である事が多かった。

各項目の入力に関しては、極力全職員に入力してもらうことを前提としていたが、こちら側か

らの働きかけの弱さと、準備（指導、講習）、ソフトの内容把握が不足していたために当初の予定よりも大幅に遅れ気味になったと思われる。

しかし、各職員ごとの入力を推奨したことで、各職員の意識を高めることには、成功したと感じられる。

尚、導入されたシステムに関して、わかりづらい、使いにくいという声も多く聞かれた。

結論

現状では、まだ、準備段階の域を出ず、来年度からの正式実施に向けて、日々整備している段階ですが、考察でも述べたように、職員の意識も高まっており、整備された形で今年度中には、間違いなく稼働できるものと確信しています。

参考資料（職員への講習資料 抜粋）

パソコンのこと 2



モニター：画面のことです。パソコンの状態や、入力の状態を確認するためのものです。



本体：この中に、CPU(中央演算装置)と言われるパソコンの頭脳に当たるものや、記憶するためのハードディスク、作業機にたとえられるメモリが入っています。



キーボード：文字や、数字を入力するための部品です。

マウス：カーソルを移動させます。



マウスパッド

ノートパソコンは、デスクトップではバラバラだった部品が、すべて一体になっています。また、マウスパッドと呼ばれるものがあります。

パソコンを使うこと 3

さて、それでは、いよいよパソコンを使ってみましょう。デスクトップ画面のアイコンの中から「W」とかいてある矢印付のものにポインタを合わせてダブルクリックしてください。アプリケーションが立ち上がります。これが、日本語ワードプロセッサ『ワード』です。このソフトを使って、入力の練習をします。

まず、キーボードのキーを見てください。一つのキーに2～5個の文字および数字が書いてあります。



これは、入力方法の違いによって、キーがそれぞれの文字に対応しているためです。



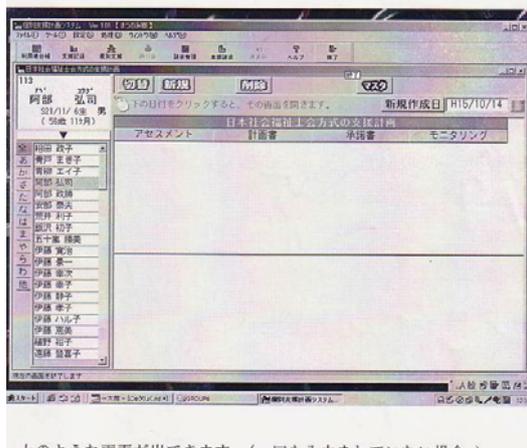
ローマ字入力の場合、○で囲んである文字が有効になっています。他の文字を入力したいときには、▲shift（下から2番目の左端と右端から2番目にあります。）とかいてあるキーと一緒に（同時に）キーを押します。

個別支援計画入力について

いよいよ10月も半ばに入り、システム稼働の期限も迫ってきました。皆さんにも入力をして頂かなくてはいけないことになるので、入力について説明させていただきます。

デスクトップ画面が開いたら、そこにある『障害福祉系グループ』をクリックしてください。画面に『GROUP6』というウィンドウが開きますので、その中の『個別支援計画システム』をクリックしてください。

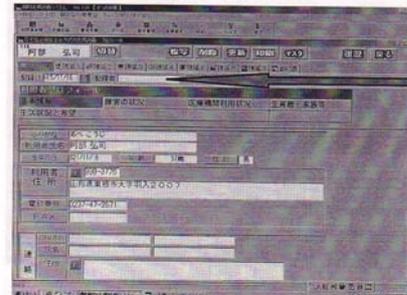
（その際に、職員番号とパスワードが必要になります。）



↑のような画面が出てきます。（一回も入力していない場合）

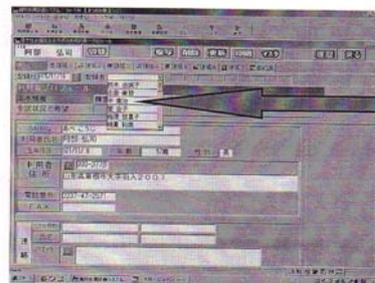
担当者について

アセスメントを記入していただく際に、担当者を記入していただく必要があります。



記録者の部分をクリックしてください。

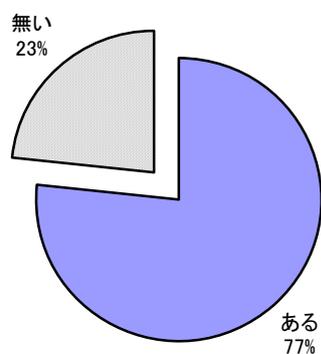
下の図のように、名前の一覧が出てきますので、そこでご自分の名前を選んでください。



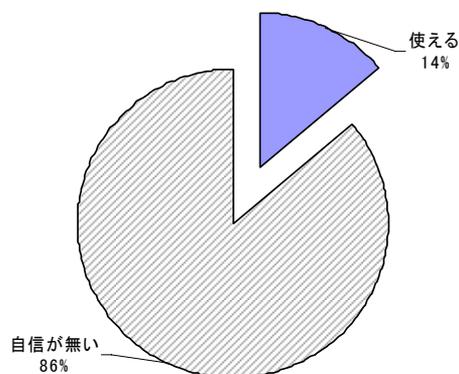
ここから選んでください。

職員へのアンケートより

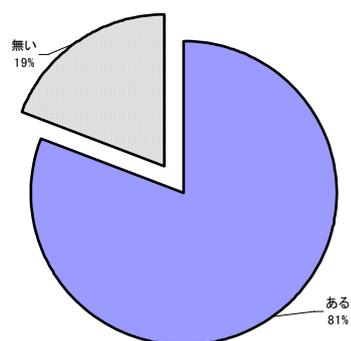
パソコンの使用経験



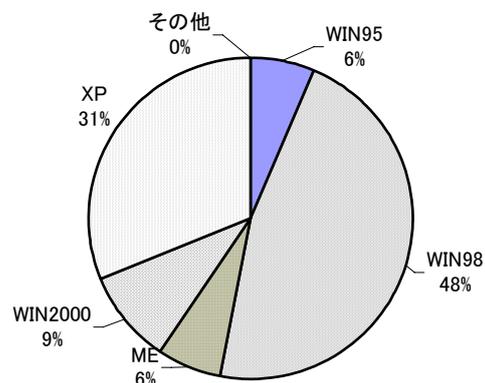
パソコン使用習熟度



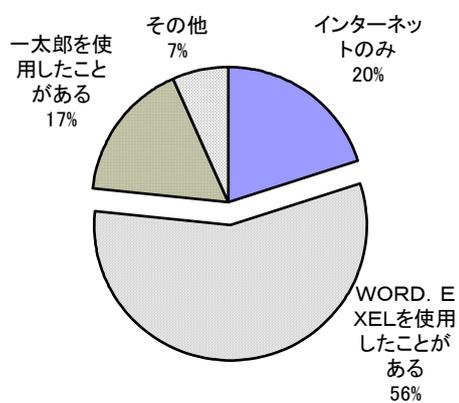
パソコンの所有



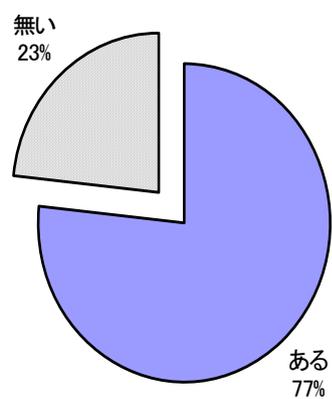
OSの種類



パソコンの使用法



パソコンの使用経験



希望が丘における施設・設備の保全管理の現状と課題

希望が丘管理センター

副管理センター長（兼）管理係長 田中 勉

はじめに

希望が丘は昭和49年の開所以来、来年で30年を迎えようとしているが、経年と共に施設・設備の老朽化、故障、破損等のトラブルも目立ってきている。一方、その保全管理体制については、管理員から援助員等への職の再配置、各寮等への権限の委譲や組織の改正等に伴って必ずしも望ましい体制が確保できている状況とはいえない。

また、地方自治法の改正等取り巻く状況の変化により、これまで以上に適切な財産管理が強く求められてきている。

目的

30H雇用の臨時管理員4名による現行体制になって二年目の状況を省みながら、敷地面積640,183.84㎡、建物延べ床面積25,000㎡余にも及ぶ広大な総合施設「希望が丘」における施設・設備の保全管理の課題について考える。

対象・方法

- ① 施設・設備の概況と必要な管理業務等について確認する。
- ② 現行体制での課題を抽出する。
- ③ 適切な保全管理の方向性について考える。

結果

- ① 施設・設備の概況と必要な管理業務等
建物

建物	建設年次	規模構造	必要な管理業務等	備考
管理棟	S. 49 ~	RC2 階 建	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物、施設設備、付属建物の管理と諸修繕・冷暖房設備、消防設備点検ほか ・ 建物周辺の環境保全 	
診療棟	S. 50 S. 53	422㎡ 同 678㎡		
サービス棟	S. 48 ~	RC 平屋 建	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物、施設設備、付属建物の管理と諸修繕・冷暖房設備の保守ほか ・ 建物周辺の環境保全 ・ 消防設備点検 	
休憩室	S. 49	1104㎡		
食品検収室	S. 63	同 102.54㎡		
貯湯槽室	H. 6	同 7.65㎡		
受水槽室	H. 8	同 128.00㎡		
食品貯蔵庫 可燃物庫・不燃物庫	H. 8 S. 51	同 154.00㎡ 同 161㎡		
体育館	S. 50	S 平屋建 998㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物、施設設備の管理と諸修繕・暖房設備の保守ほか ・ 建物周辺の環境保全 	
車庫棟	S. 55	S 平屋建 2153		

		m ²		
世帯公舎(1棟)	S. 48, S. 49	W 平屋建 79 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・建物、施設設備、付属建物の管理と諸修繕ほか ・建物周辺の環境保全 ・消防設備点検 	
世帯公舎(2棟)	S. 49, S. 50	同 158 m ²		
独身寮	S. 50	RC2階建 540 m ²		
職員アパート	S. 54	RC4階建 1115 m ²		
しあわせ広場(便所、四阿、ステージ、遊具)	S. 58	4500 m ² RC 平屋建 31.65 m ² W 平屋建 33.64 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・建物、施設設備、付属建物の管理と諸修繕ほか ・広場の環境保全 	
建物	建設年次	規模構造	必要な管理業務等	
あさひ寮	S. 48 ~ S. 49	RC 一部2階建、2089 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・建物、施設設備、付属建物の管理と諸修繕ほか ・建物周辺の環境保全 	
しらさぎ寮	S. 49 ~ S. 50	RC 平屋建 2193 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・建物、施設設備、付属建物の管理と諸修繕ほか ・建物周辺の環境保全 	
特別処遇事業訓練棟	H. 11	鉄骨平屋建 90.54 m ²		
ひめゆり寮	S. 50	RC 平屋建 2197 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・建物、施設設備、付属建物の管理と諸修繕ほか ・建物周辺の環境保全 	
浴室	H. 5	同 51.20 m ²		
まつのみ寮	S. 52 ~ S. 53	RC 平屋建 2205 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・建物、施設設備、付属建物の管理と諸修繕ほか ・建物周辺の環境保全 	
まつかぜ荘	S. 52	RC 平屋建 1521 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・建物、施設設備、付属建物の管理と諸修繕ほか ・建物周辺の環境保全 	
こだま寮	S. 53	RC 平屋建 2095 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・建物、施設設備、付属建物の管理と諸修繕ほか ・建物周辺の環境保全 	
作業棟	S. 51	S 平屋建 702 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・建物、施設設備、付属建物の管理と諸修繕ほか ・建物周辺の環境保全 	
窯業棟	S. 52	同 41 m ²		
木工作业棟	S. 54	同 74 m ²		
塗装室	H. 元	同 141.22 m ²		
第2作業棟トイレ	H. 5	同 14.50 m ²		
温室棟	S. 51	同 173 m ²		
農舎棟	S. 54	S 一部2階建 528 m ²		
畜舎棟(牛舎、豚舎、成鶏舎、育雛舎、堆肥舎)	S. 54	W 平屋建 948 m ²		
畜馬舎	H. 8	木造平屋建 33.75 m ²		
乗馬療法専用屋	H. 15	鉄骨平屋建		<ul style="list-style-type: none"> ・建物、施設設備、付属建物の管理と諸

内馬場		625 m ²	修繕ほか・建物周辺の環境保全	
設備・施設・公園等				
設備等	建設年次	規模構造	必要な管理業務等	備考
共同溝	S. 48 ~ S. 53		・ 毎日の点検（各寮建物又は各機械室手前まで）	
共同溝外構	S. 51, 52		・ 浄化槽維持管理（業務委託）	
浄化槽	S. 48 ~ S. 50		・ 重油発注受入 ・ 重油地下タンク月例点検	
機械棟、重油地下タンク	S. 49 ~ S. 50		・ 重油地下タンク清掃 ・ 第二種圧力容器月例点検	
まつかぜ荘重油地下タンク	S. 52		・ 熱源機器の点検及び運転管理 ・ 受水槽二次滅菌装置維持管理（業務委託）	
管理棟、診療棟、サービス棟熱源設備（冷暖房換気・給水・給湯設備）、重油地下タンク	H. 8		・ 給水・給湯設備のレジオネラ対策 ・ 給水・給湯設備の清掃（業務委託） ・ 給湯用真空式温水機点検（業務委託） ・ 蒸気発生機点検・整備（業務委託） ・ クリーニング機器の点検・整備（業務委託）	
クリーニング設備・機械			・ 高圧受電設備点検	
高圧電気設備	H. 13		・ 自家発電機整備・点検（業務委託）	
電話交換設備			・ 電話自動交換機点検（業務委託）	
消防設備・非常通報システム			・ 消防設備、非常通報システム管理・点検	
業務用無線機			・ 業務用無線機点検（業務委託）	
放送設備				
まつかぜ・独身寮系統受水槽				
専用排水路（敷地→元宿川）	S. 50	2200 m ²	・ 点検管理	
幹線道路	S. 52	舗装 980 m ² 7967 m ²	・ 舗装、ライン引きほか敷地管理 ・ 除雪（業務委託）	
同 舗装	S. 55	2890m	・ 境界見回り	
外柵設置	S. 54			
駐車場				
外灯設備				
防火用水槽	S. 59	鉄筋コンクリート造 120t・40t	・ 管理	
やすらぎの庭造園（管理棟、遊歩道、滝組、橋等）、同（あずま屋、い	S. 55 S. 56		・ 敷地、建物・設備管理 ・ 整備・管理	

こいの広場、八ツ橋等) 温水ため池 雁境公園 環境保全林整備	S. 57～59			
グラウンド	S. 56	11780 m ²	・ 管理	
設備等	建設年次	規模構造	必要な管理業務等	備考
あさひ寮スプリ ンクラー	H. 7	(消火ポンプ 室) RC 平屋建 34.00 m ²	・ 点検 (業務委託)	
ひめゆり寮避難 道路・駐車場	H. 8		・ 環境保全	
しらさぎ寮冷暖 房換気設備	H. 9		・ 清掃 (業務委託)	
ひめゆり寮冷暖 房換気設備、共同 溝増設	H. 10		・ 清掃 (業務委託)	
まつのみ寮冷暖 房換気設備	H. 11		・ 清掃 (業務委託)	
こだま寮冷暖房 換気設備	H. 12		・ 清掃 (業務委託)	
あさひ寮・作業棟 冷暖房換気設備	H. 13		・ 清掃 (業務委託)	
障害者用フライ ングディスクコ ース	H. 13		・ 保安全管理	

※ 表中、網掛けの部分は、管理センター以外の各部所ごとに管理することを基本とすべき箇所である。

② 管理業務の概況

- 監視業務を中心とした日常の定型業務は週30H雇用の臨時管理員4名によるローテーション体制で対応しているが、設備機器等のトラブル等イレギュラーな事態発生の際や業者発注等判断を要する内容については管理係長及び総務係主査(元管理員)が関わって対応している。
- 組織改正により、管理センター以外の部所で管理すべきとなった施設・設備等についても、管理センターの総務係主査(元管理員)に対し専門的な視点での関わりを求められることが多い。(適切な保安全管理がなされているのか実態が把握しづらくなってきている。)
- 臨時管理員の勤務実態は、毎日6:00～20:00(夏季は21:00)まで熱源設備の監視業務に常時1名配置をベースに、中間の一部時間帯にだけ2名体制になる。その二時間又は三時間の2名体制の時間帯にのみ、1名が毎日の共同溝等の点検、その他必要な業務に従事している。
- 現行体制になっての二年間は、大なり小なりほとんど毎日、総務係主査(元管理員)の専門的資質を頼りにせざるを得ない実態がある。

- 管理センターで所管する具体的な管理業務は次のとおり。
 - 毎日の業務
 - ・ 共同溝点検（各寮建物手前まで）
 - ・ 受水槽二次滅菌装置点検チェック
 - ・ 熱源機器（冷温水発生機 2 台、給湯用真空式温水機 2 台、暖房用真空式温水機 1 台、蒸気発生機 2 台）の点検及び運転管理
 - ・ 受電設備の点検（サービス棟変電室、しらさぎ寮変電室、あさひ寮変電室・農舎棟キューピクル）・・・（保安協会による月例点検）
 - 土地・建物等の管理
 - 管理車の管理
- 中型バス、マイクロバス、グロリア、給食運搬車 No1・No2、原動機付自転車、除雪機 2 台
 - その他の管理業務
 - ・ 安全運転管理者、自動車整備管理者、危険物保安監督者、二級ボイラー技師ほか
 - 定期の業務
 - ・ 重油発注受入、第二種圧力容器月例点検、電気設備月例点検、自家発電機月例点検ほか
 - 委託業務
 - ・ 浄化槽維持管理業務（南・北・世帯公舎）、冷温水発生機の冷・暖切替及び整備ほか

考察

現行体制での課題

- 大規模施設の集中管理システムの特徴として、設備危機の複雑さの度合いが大きく、また、トラブルが発生すれば、その影響が広範囲となり問題が大きくなる恐れがあること。
- 大規模施設として、施設・設備が集中管理システムのままであるのに対し、各部所の独立化と専門的に従事する職員がいなくなったことで、施設管理面では一貫した体制がとれず、設備・機器にとっての適切な保全管理体制が確保できなくなっていること。
- 連日、管理センターの一職員（元管理員）に専門的な資質での対応が求められ、臨時管理員の勤務実態とあいまって高負担になっていること。
- 経年劣化で、今後ますます設備機器等や建物等のトラブル発生頻度が多くなってくることが予測されること。

結論

適切な保全管理のために

- 膨大な施設・設備管理に責任性を持たせるため、各施設について主たる利用部所による管理を徹底する。それぞれの施設を日常的に利用している部が現況を把握しているため、現場即応性がありタイムリーな対応が可能である。
- さらに、管理センターにおいて、希望が丘全体の施設・設備管理を統括し計画的にメンテナンスを進める。
- 管理センターの管理係を「施設管理担当専門セクション」として活性化させるため、勤務場所等の工夫により臨時管理員の活用を図る。
- トラブルの未然防止のために、大型設備の保守点検の業務委託化の推進を図る。その財源に、修繕費の一部を充当する。
- 熱源機器監視等業務の外部委託については、コスト管理と業務品質の維持・向上を担保することを視野に入れ推進すべきであるが、当面、業務の標準化作業を進める。

まつかぜ荘デイサービスセンターの取り組み ～開所から半年経過して～

希望が丘まつかぜ荘デイサービスセンター

船山 美佳 金田 裕樹
鈴木 敬子

1. はじめに

平成 12 年、社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、「利用者の立場に立った社会福祉制度の構築」「社会福祉事業の充実・活性化」等が打ち出されました。これにより知的障害者デイサービス事業が新規事業として追加され、平成 15 年 4 月 1 日、在宅福祉・地域福祉の推進を目的に『希望が丘まつかぜ荘デイサービスセンター』が開所されました。

2. 目的

希望が丘まつかぜ荘デイサービスセンターは山形県立総合コロニー希望が丘内の、山形県在宅心身障害児者保養訓練センター「まつかぜ荘」に併設され、置賜圏域（小国町を除く）の在宅知的障がい者を対象に、日常生活上の援助や日中活動支援および食事・入浴サービス等を提供し、自立の支援、生活の質および心身機能の維持向上を図るとともに、家族等への支援を行うことを目的に設置されました。

開所より半年を経過したデイサービスセンターの状況を検証し、今後の課題について考察します。

3. センターの概要

利用定員：1 日 15 名

営業日：月曜日から金曜日（祝祭日を除く）

営業時間：8 時 30 分から 17 時 00 分

実施区域：米沢市、南陽市、長井市、川西町、高畠町、飯豊町および白鷹町

【スタッフ】

専任 3 名（1 名は臨時職員）

兼務 9 名（所長 事務長 主事 各種療法担当援助員 4 名 理学療法士 看護師）
（地域福祉支援センター職員）

4. 利用者の状況

	米 沢		南 陽		長 井		川 西		高 畠		飯 豊		白 鷹		合 計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
20 歳以下			1			1							1		1	2
21 ～40	1						2		1						4	
41 ～60	1	1					1				1	1	2		3	4
61 歳以上	1				1				1						3	
合 計	3	1	1	0	1	1	3	0	2	0	0	1	1	3	11	6

現在利用している方々の生活状況は、居住地の交通の便が悪く、外に出る機会が少なかったり、一人暮らしや家族状況等により適切な支援を得ることが困難なため、生活が極端に制限されていた方、また身体に障がいがあり入浴や介助が困難であった方等、様々です。

またグループホーム入居者の 5 名の方とも契約し、利用いただいています。

5. 利用状況

	契約者数 (名)	利用者数 (名)	利用延人数(名) ～居住地別～							合計
			米沢	南陽	長井	川西	高島	飯豊	白鷹	
4月	8	5	7	6	0	0	0	4	13	30
5月	11	10	14	6	3	12	1	5	13	54
6月	11	9	9	8	9	11	0	4	13	54
7月	12	11	12	11	12	12	0	7	15	69
8月	12	11	11	12	9	12	0	4	13	61
9月	12	9	12	11	9	14	0	5	15	66
10月	17	9	15	13	11	17	0	7	15	78
11月	17	14	12	10	11	39	0	7	11	90

4月1日より契約手続きを開始し、4月7日、利用者3名という中でデイサービスセンターがスタートしました。契約者は徐々に増え、現在17名の方と契約しています。

利用者は三市四町に渡っていますが、利用契約をしたものご本人、家族の利用希望がないことやご本人の健康状況等により利用していない方もおります。

6. 方法

(1) サービス内容

項目	内容
文化的・創作的活動	軽スポーツ、文化的活動、音楽療法・乗馬療法、軽作業等のほかレクリエーションや行事等を実施します。
機能訓練・健康運動	リハビリ活動や健康運動等を実施します。
食 事	まつかぜ荘食堂において昼食を提供します。 (食事時間) 12:00～13:00
入 浴	原則として、週3回(月曜日、水曜日、金曜日)の入浴を実施します。 (入浴時間) 14:00～15:00
送 迎	ご利用時の送迎を実施します。
その他	介護・援助方法等についての相談等に応じます。(随時)

(2) 一日の流れ

時間	活 動	内 容
8:15	迎え	・自宅までお迎えに伺います。 ・居住地の方向別にルートを組み、10時まつかぜ荘到着を目途にお迎えに出発します。
10:00	健康チェック	・体温、血圧、脈拍を測定し、健康状態を把握します。
10:20	朝の会	・一日のスケジュールの確認や変更などをお知らせします。
10:30	メニュー提供	・健康運動、乗馬療法、音楽療法、機能訓練、創作活動などを提供します。
12:00	昼食・休憩	・まつかぜ荘食堂にて食事を提供します。 ・食後は休憩を取りテレビを見たり、それぞれに過ごします。
14:00	メニュー提供	・月・水・金曜日は入浴をおこないます。
15:00	休憩・帰り準備	・次回の利用予定などをお知らせします。
15:30	送り	・自宅までお送りします。

(3) 計画および利用予定の作成

本人・家族よりニーズ調査をおこない、アセスメントおよび利用者の希望を考慮しながらサービス計画を作成、実施しています。『デイサービスの手帳』を作り、利用予定のお知らせとともに、家族との連絡に役立っています。



『デイサービスの手帳』

7. 現状と取組み

(1) 活動メニューの提供

基本的活動メニューを中心に提供しています。その他、誕生会や外出、ボランティアの協力を得ながら行事を行うなど、様々なメニューを提供しています。

利用者の希望や好みに添って複数メニューを提供することが基本ですが、利用されている方は、今まで体験や経験が少ないこともあり、新しい経験をすることに慣れていないため、まずは参加していただくことから始めています。



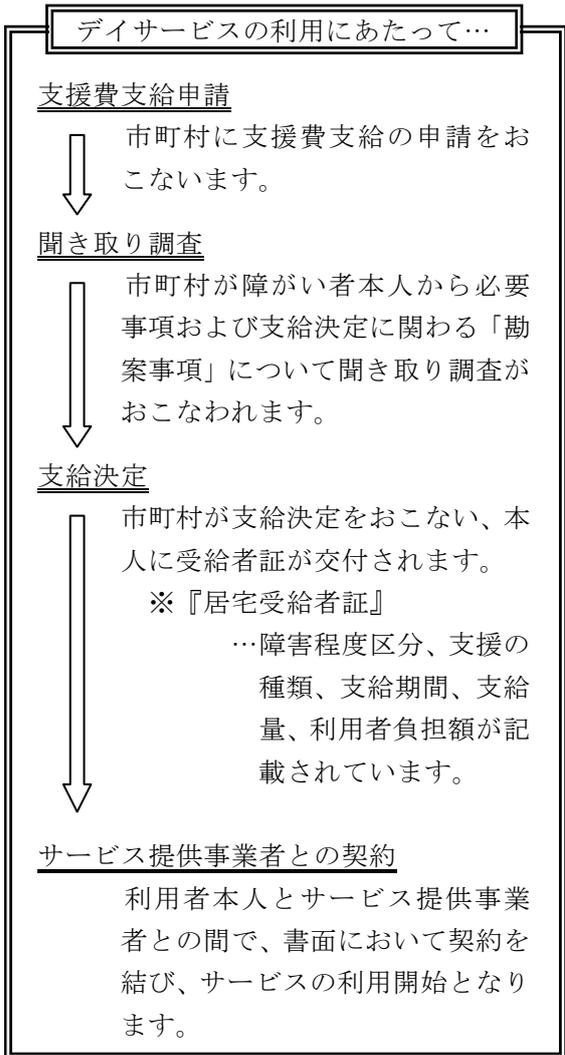
乗馬療法の風景



紙芝居ボランティア



食事風景



月	基本メニュー以外の活動	月	基本メニュー以外の活動
4 月	開所式 お花見 誕生会	8 月	希望が丘夏祭り 縄文村 焼きそば
5 月	白つつじ鑑賞 シャッターペイント	9 月	ダリヤ鑑賞 温泉外出 茄子収穫
6 月	あやめ鑑賞 畑作業 (ナス・イモ)	10 月	希望が丘文化祭 ダリヤ造形展 芋煮会
7 月	七夕の会 ゆり鑑賞 誕生会	11 月	すてきな出会い展 動物園 温泉外出

(2) 食事

まつかぜ荘の食堂にて、食事を提供しています。好き嫌い等の嗜好調査を行うとともに健康面で配慮を必要とする方については、食堂と連携しメニューの調整をしています。

(3) 入浴

週3回(月・水・金曜日)おこなっています。個別援助を要する男性利用者が多いため、身体状況・障がいに応じたスタッフを配置しています。本人・家族等のデイサービスの利用目的の中に、入浴を希望している方が多く、曜日別に見ても入浴日の利用率が高くなっています。

このことは、家庭での単独入浴が困難であったり入浴に多くの介助を必要としている結果と思われます。

曜日別利用者数(4月～11月)

曜日	合計利用者数 (名)	曜日回数 (日)
月	97	28
火	28	32
水	164	34
木	68	34
金	137	34

(4) 送迎

自宅までの送迎を置賜圏域(小国町を除く)で行っています。利用者の居住地が広域にわたっているため、四方向に4台配車しています。また、利用者の状況に応じ、添乗スタッフを配置し送迎の時間においても安心、安全に運行できるようにしています。

利用者の送迎所要時間と距離(片道・冬季除く)

利用者	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q
居住地	米沢	南陽	長井		川西								高畠	飯豊	白鷹		
所要時間 (分)	20	30	10	20	10	15	5	10	10	10	10	10	30	30	40	30	25
距離(km)	16	19	8	15	7	12	5	7	7	7	7	7	20	25	25	21	19

(5) 利用者の状況

利用者、職員ともお互いにどんな人かもわからず不安と緊張の中からデイサービスが始まりました。玄関から突然飛び出して車にひかれなかとひやっとしたり、また座っていてもバランスが保てず転がってしまい怪我がないか心配したり、毎日手さぐりの連続でした。

デイサービスセンターの開所から半年を経過した現在、少しでも活動量が増えやせると思っていたものの逆に太ってしまった方、外に出かけるという緊張と不安から体調を崩し利用が減った方、下肢に障がいがあるものあらゆる場面において、できることはご本人にさせていただくことにより機能低下の防止につながった方もおります。また、在宅生活では外出する経験が少なく家族と家の中で過ごしていた方が多く、まずは家から外に出るところが1つの目標であったように思われます。

新しい体験によって見るものが新鮮で発見があり、それにより意欲が生まれ徐々に笑顔が多く見られるようになり、表情がやわらかくなってきたように感じられます。

8. 考察

活動メニューについては、計画的に各療法の専門スタッフによりメニュー提供がなされています。

また、当日の利用者数と状況・活動場面に応じたスタッフ配置が必要なため、デイサービスの専任スタッフだけでは対応しきれず、食事、入浴、トイレなど集中して介助が必要な場合、兼務スタッフとの協力が不可欠となっています。特に入浴については、利用者個々のニーズや身体状況にあわせた対応が必要とされることと、利用が入浴日に集中していることから安全な入浴のため、多くのスタッフを要しています。また、風呂場はもとより、トイレ、出入り口などは、まつかぜ荘との兼用のため、身体に障がいを持つ方が使いやすいものとはなっておらず、このことに拍車をかける形となっています。

更に送迎については圏域が広く遠方では 25 km、しかも山間部に居住している利用者もおり、四方向にスタッフが総出で関わっているのが現状です。このことはそれにかかる経費や効率面から大きな課題と考えられます。また、利用者からはセンターまで遠くて長い時間、車に乗っているのは大変で疲れるからあまり行きたくない、近くにあればもっと気軽に通えるのに等の声が聞かれます。広域にわたるデイサービスの難しさを感じます。

9. 課題

(1) 個別支援

デイサービスの利用者は、ほとんどの方が長い間在宅での生活を送ってきています。日々の関わりの中で、自分がなにをしたいのかわからないこと、経験不足からくる自己選択、自己決定の難しさなどから、個々の興味やニーズを把握することが困難であり、支援計画の作成の際にも、支援者側からのアプローチに留まり一方的になることが多くあります。個別のニーズを引き出す為、メニューの選択肢を多くし様々な経験の場を提供することで、本当にやりたいことや出来ること、また利用者自身の力を主体的に出していくための支援をしていかなければなりません。今後も利用者ひとり一人と信頼関係を築きながら、主体的に生活ができるように個別プログラムの充実を図っていく必要があります。

(2) デイサービスセンターと地域のつながり

障がいがあっても地域の中でその人がその人らしく生活していくためには、家族、行政機関、関係するサービス提供機関等の連携が必要不可欠です。デイサービスセンターはその資源の一ではありません。

しかし、まつかぜ荘デイサービスセンターは置賜圏域すべてにわたり利用をカバーする形になっています。生活する地域の中にサービス提供機関がないことは、地域との結びつきが希薄となりデイサービスを受けることが、日常の生活からかけはなれた活動になってしまいがちです。長時間かけての送迎や、広域にわたる利用者を一箇所に集めての活動には、おのずと限界が生じることも否定できません。理想的には生活する地域の中で希望するサービスを受けることができるよう、各関係機関にもアプローチしていく必要があります。

10. 終わりに

「おはようございます!」「いらっしゃいませ!」まつかぜ荘玄関では、スタッフ全員が利用者をお迎えます。

雨が降っても風が吹いても、外で私たちの迎えを待っている姿に触れ、また、家に帰ってから、デイサービスであったことを身振り手振りで一生懸命家族に伝え、それが家庭の団らんの一つになっていることを聞くと、デイサービスに従事して本当に良かったと思います。また、日々、利用者の笑顔から元気をいただき、そこから新たなパワーが生まれます。

一日の終わりに「ありがとうございました!」と大きな声で元気よく、職員の感謝の気持ちを込めて帰りの車に手を振りながら・・・ また、いらしてください! お待ちしています!!



希望が丘利用者の生活習慣病について (歯周病予防の取組みから)

希望が丘診療所

主任歯科衛生士 川崎千鶴子

はじめに

知的障害者に対する歯科医療側の取り組みは、かなり古くから検討されてきたにもかかわらず、採算性や危険性などの問題で、確立された歯科医療を提供できないといわれてきた。

ごく一部の一般歯科医院で知的障害者を受け入れて治療している場合もあるが、幼児期の中だけで体が小さいうちは診療できても大人になると放置されているケースが多く、応急的な処置のみで継続的な管理がなされていないケースがほとんどである。

歯科の二大疾患は虫歯と歯周病である。口腔内の衛生状態の不良で定期的健診が必要な状態にある人も多く、虫歯の少ない人でも専門的な管理を受けていないと年齢とともに歯周病にかかる確率が高くなるのに自覚症状を訴えることは少ない。

社会的に、身近に必要な歯科保健サービス提供が受けられ、高次医療機能も十分に発揮できるような体制づくりが求められている。

そのような中で、希望が丘診療所の歯科診療は、療育訓練センターの診療所とともに山形県における障害者への医療資源の有効活用と特に歯科受診の機会が提供できるように取り組み、実践を重ねている。

目的

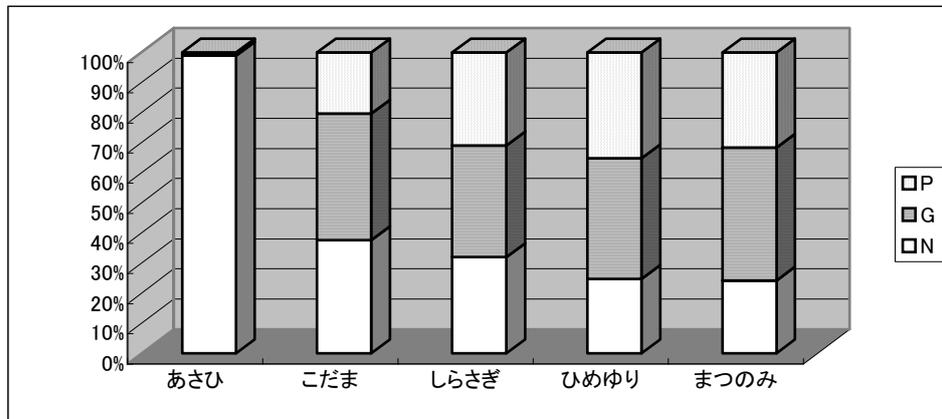
歯周病は、口の病気でありながら全身にも深刻な影響を及ぼす大変怖い病気だと言われている。歯肉に炎症を起こした歯周病原菌は、そのまま血管に入り、身体に「動脈硬化・心筋梗塞・狭心症・脳血栓・脳梗塞」など重大な疾患(生活習慣病)を引き起こす。しかも根絶する治療法はなく、早期発見こそが唯一の予防法とまでいわれている。今、わが国で9000万人の人達が病んでいるといわれる恐怖の歯周病対策に、希望が丘の利用者についても取組んでいくことを目的とする。

対象・方法

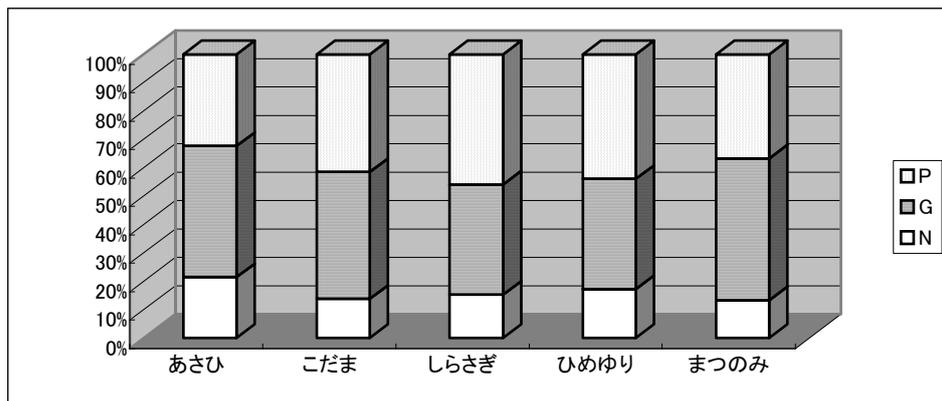
- ① 平成7年度から歯周病検診を開始した。更に、平成7年度に歯科衛生士によるブラッシング指導を年2回実施、平成8年度に歯科衛生士によるブラッシング指導を年1回実施、平成9年度に歯科医師から4回にわたって援助職員対象の衛生教育を実施した。
- ② 平成9年度～12年度で、すべての寮(五寮)の利用者の日課に、朝、昼、夕の毎食後にブラッシングを取り入れてもらった。
- ③ 平成12年度からP(歯周炎)が多くなってきたので、平成13年度から歯周病の治療に取組み始めた。

結果

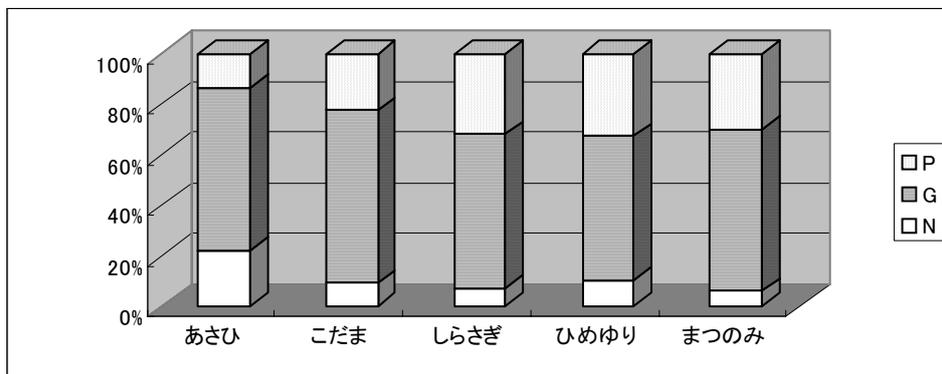
平成15年度 歯周疾患状況



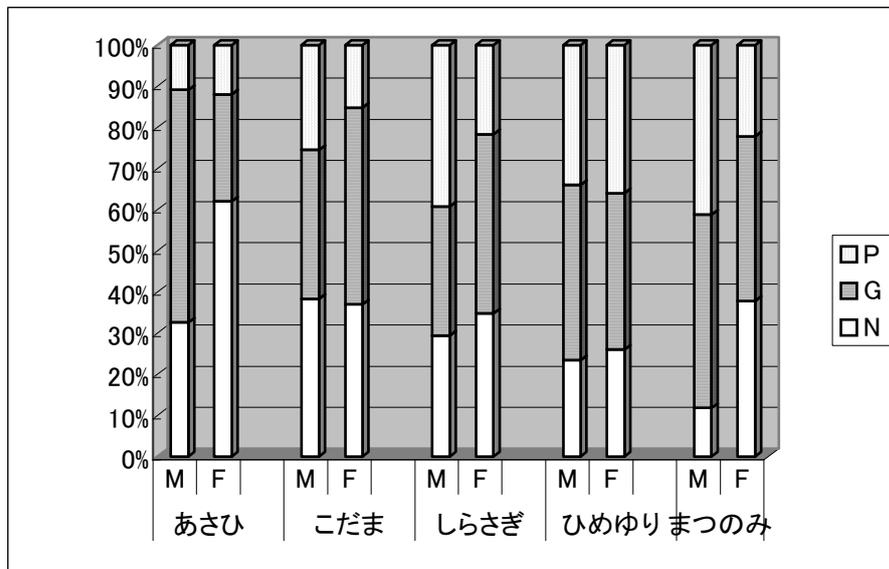
平成12年度 歯周疾患状況



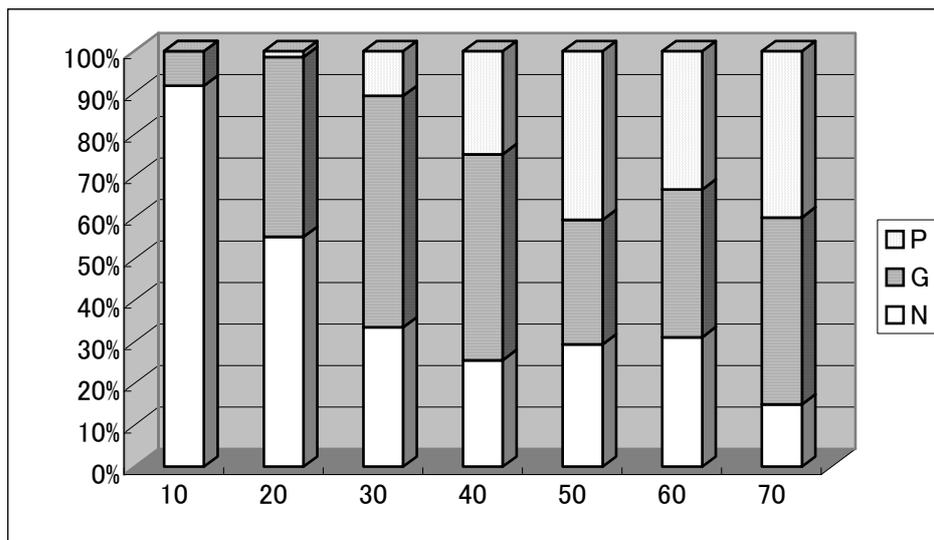
平成9年度 歯周疾患状況



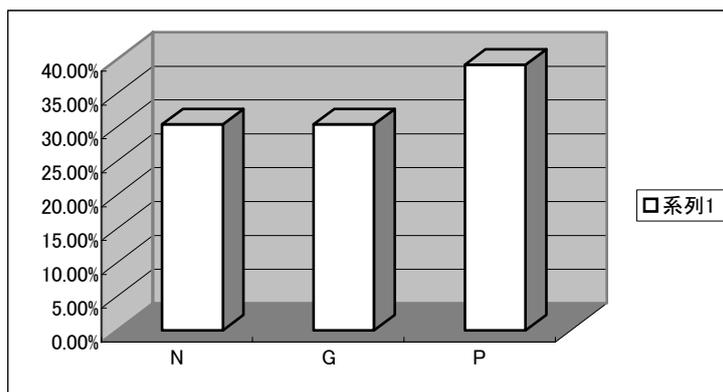
平成 15 年度 歯周疾患状況 (男女別)



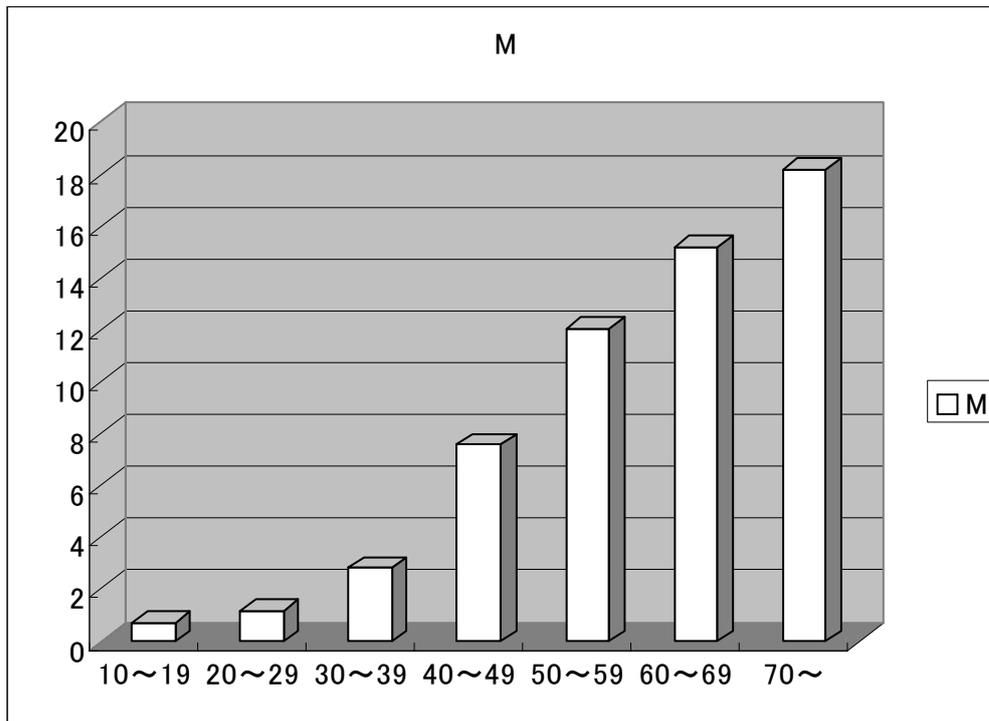
平成15年度 歯周疾患状況 (年代別)



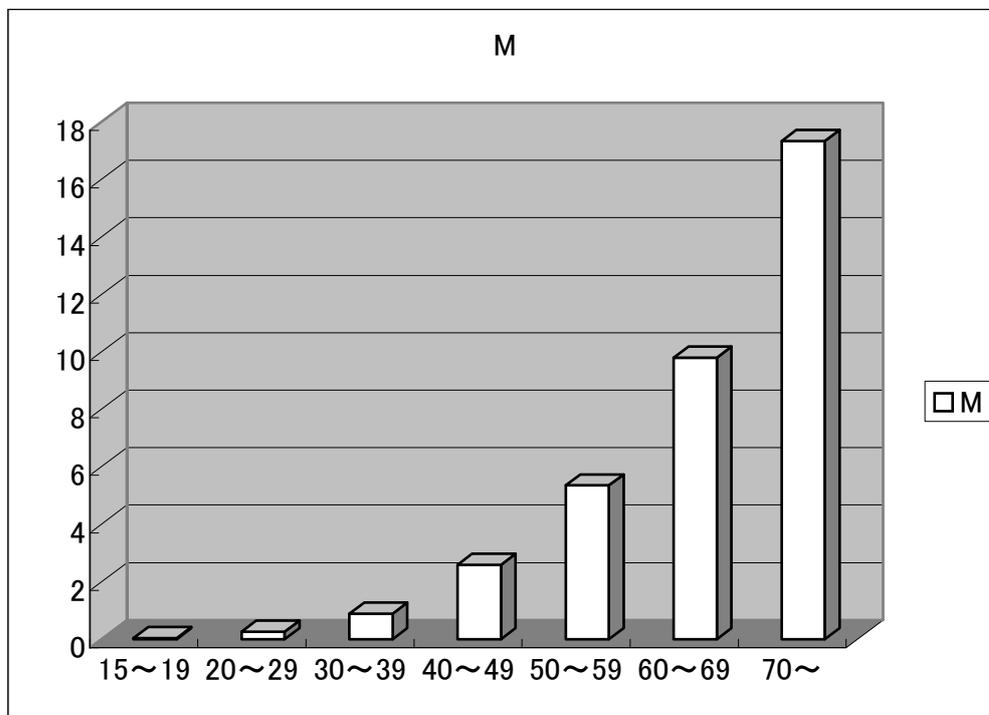
糖尿病患者と歯周病



一人平均失った歯の数



希望が丘
(2003年)



厚生労働省歯科疾患実態調査(1999年)

※ 6年ごとの統計なので、2003年度のものが無い。

考察

- 歯周疾患状況の変遷 (P.2)
 - ・ 平成9年、12年、15年と3年ごとの歯周疾患検診の結果である。棒グラフの上の方からP＝「歯周炎」、G＝「歯肉炎」、N＝「健常」を表す。
 - ・ 平均で、P（歯周炎）は平成9年26.2%が平成15年でも25.90%とやや減った程度であるが、G（歯肉炎）は平成9年62.82%が平成15年では40.80%に減り、N（健常）は平成9年10.98%が平成15年では33.14%と増えている。
 - ・ 特に、あさひ寮において改善の傾向が顕著なのは、平成13年度から職員がブラッシング後のチェックをする等前向きに取り組んでいる結果と思われる。
- 男女別、年代別歯周疾患の状況、糖尿病患者と歯周病 (P.3)
 - ・ 平均的に、F（女性）の方がM（男性）よりも歯周疾患の罹患率が低い。ブラッシングに取り組む姿勢の違いからきているのか。
 - ・ N（健常）は10代で91.7%から70代で15%まで減っており、歯周疾患の罹患率は年齢と共に高くなる傾向が見られる。
 - ・ 糖尿病患者23名の場合、N（健常）は7名（30.40%）、G（歯肉炎）は7名（30.40%）、P（歯周炎）は9名（39.20%）と、やはり歯周疾患の罹患率は高いことがうかがえる。
- 1人平均失った歯の数 (P.4)
 - ・ いずれの年代も希望が丘の方が全国平均より失った歯の数が多い。特に更生棟の利用者の場合、なかなか義歯等の補てつの治療に入れれないという実態がある。

結論

医療担当として可能なことは、生活習慣の是正や環境因子の調整を助言、指導すること（一次予防）、そして健康診断や日頃の診療を通じて疾病を早期に発見し早期の治療に結びつけること（二次予防）である。

希望が丘における歯周疾患に対する取り組みは始まったばかりであるが、各寮の援助職員の本気になっての取り組みが得られてこそ、効果が上がることがはっきりしてきた。各寮やファミリー間の温度差を縮めるべく職員の意識を高めていかなければ、利用者が適切なブラッシングの習慣を身に付けることは不可能である。

今後は、禁止していなかった喫煙との関係や糖尿病以外の生活習慣病との相関関係などに関しても、取組みを進めていきたい。

「仕事」と「生活」を支える
～サポートセンターおきたまの取り組みから～

置賜障害者就業・生活支援センター 本間 仁子

はじめに

平成11年あっせん型の「置賜障害者雇用支援センター」が開所。平成13年「希望が丘知的障害者生活支援センター」の開所に伴い、『サポートセンターおきたま』として就業と生活の一体的な支援及び障害者ケアマネジメント事業が始まりました。平成14年には障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正により、これまでの「置賜障害者雇用支援センター」と「希望が丘知的障害者生活支援センター」が「置賜障害者就業・生活支援センター（サポートセンターおきたま）」に変わり、また、平成15年には障害者ケアマネジメント事業が終了になったことで新たに自治体との契約に基づいて、支援費制度におけるケアマネジメントが円滑に実施できるよう「相談支援業務」を実施している。

当センターの3年間は事業目的である“職業生活における自立を図るため”の相談だけでなく、開所当初から「地域の相談窓口」として多様な相談を受け、支援をしている。これまでの『サポートセンターおきたま』の取り組みについて報告をする。

目的

障害者の雇用を進める上では、就職や職場適応などの就業面の支援ばかりでなく、生活習慣の形成や日常生活の管理など生活支援も重要であり、身近な地域で、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供することが必要である。このため、障害者就業・生活支援センターは、職場不適応により離職した者や離職のおそれがある在職者など、就職や職場への定着が困難な障害者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行う障害者就業・生活支援事業を実施することにより、障害者の職業生活における自立を図ることを目的とする。

対象・方法

1. 支援対象障害者（知的、身体、精神）

- ①就職するため、また、継続的に雇用されるため、就業に係る支援と同時に日常生活において相当程度の支援が必要な者。
- ②一旦就職したものの、職場不適応を起こし離職、若しくは休職するおそれがある者、又は職場不適応により離職した、若しくは休職している者など、職場定着のために継続的な支援が必要な者。

以上のようにになっているが、「地域の相談窓口」的センターの現状から、支援対象者は8歳から66歳までの年齢にわたり、上記の対象者の条件に当てはまるものは少ない。

また、「置賜障害者雇用支援センター」当時から、総合コロニー希望が丘を退所し、グループホームや単身生活をしている方で、一般事業所や近年法人の方針として積極的に行われている障害者雇用で総合コロニー希望が丘に臨時職員として働いている方について、当センターも支援を担っている現状にある。

2. 事業内容

《雇用安定等事業》

- ①在職・離職障害者等についての就業に関する相談及びこれに伴う日常生活上の相談に関する支

援。

- ②就業等に係る公共職業安定所、事業主との連絡・調整等に関する支援及び障害者の求職活動等についての支援。
- ③障害者に対する職業準備訓練のあっせん及び職場実習先との調整。
- ④就職後の障害者に対して必要な助言、事業主に対して障害者の就職後の雇用管理等に係る助言。
- ⑤再就職のための支援として社会福祉施設への一時的入所のあっせん。
- ⑥障害者が就業につくことに伴い必要となる援助を行う障害者雇用支援者に関する情報の収集、提供及び支援を適切に行うために必要な知識及び技能を習得させるための研修。
- ⑦その他、障害者の職業自立を図るために必要な業務。

《生活支援等事業》

・身体障害者、知的障害者及び精神障害者の家族等や職場を訪問すること等により、本人の生活上の相談等に応ずるとともに、金銭や衣食住に関する問題の解決など地域生活に必要な支援を行うものとする。

*上記事業を推進するため、特に米沢・長井公共職業安定所及び山形県障害者職業センター、米沢養護学校、管内社会福祉施設等との密接な連携を図る。東南・西置賜ごとに連絡協議会を年8回開催し、障害者の就業・生活支援を促進する。

実施状況

《支援対象者》 (名)

	13年度	14年度	15年度
対象者数	雇用50、生活56	152	156
知的	雇用32、生活51	107	104
身体	雇用9、生活3	15	23
精神	雇用9、生活2	20	21
その他			8

*13年度：雇用→「置賜障害者雇用支援センター」分の集計。

生活→「希望が丘知的障害者生活支援センター」分の集計。

*14年度から：就業・生活支援センターとして集計。

*15年度：14年度分までの支援対象者の見直しを行う。4月から11月までの集計。

*その他：手帳なし、不明の方。

《支援状況》 (件)

		13年度	14年度	15年度
継続支援	電話	雇用931	748	946
	来所	生活444	779	634
	訪問		965	1060
連携用務	電話	雇用890	1714	1627
	来所	生活296	588	213
	訪問		1028	631

*14年度から：就業・生活支援センターとして集計。

*15年度：4月から11月までの集計。

《支援内容》 (件)

	13年度	14年度	15年度
生活上の相談	121	946	1096

職業生活に関する相談	9 2	3 3 1	3 1 2
職場からの相談	6	4 8	1 3 8
金銭に関すること	5 0	2 1 4	2 4 6
衣食住	8	8 7	8 3
余暇活動	1 9 5	5 2 3	5 8 8
健康等日常生活の相談	3 7	1 6 5	2 0 0
近隣・親族等との関係調整	6	7 3	1 3 6
緊急時の対応等	0	9	7
他機関との連携	1 7 5	1 2 8 9	1 7 9 9
その他	5 3	0	0

* 13年度：「希望が丘知的障害者生活支援センター」分の集計。

* 14年度から：就業・生活支援センターとして集計。

* 15年度：4月から11月までの集計。

事例から…

①基礎訓練から就職、そして地域生活へ

19歳、男、知的障害、村山圏域からの相談

《支援経過》

- ・平成13年12月 入所中の児童養護施設から今後の生活と仕事について相談開始。
- ・平成14年 4月 当センターの併設施設を利用して基礎訓練を開始。
- ・平成14年 8月 併設施設においてクリーニング業務での雇用について検討・協議。
- ・平成14年10月 クリーニング業務の臨時業務員として採用される。(週25時間)。

《支援内容》

- ・就職の希望に応えるための「雇用前の支援」と「雇用創出の取り組み」。
- ・雇用に伴う「生活の基盤づくりの支援」
→住まいの確保(独身寮の利用)と食事の提供(実費で施設の食事の提供)。
- ・雇用後の「職場定着と地域生活の支援」
→金銭管理：計画的な使い方についての助言と確認。
健康管理：疾病があるため、地域福祉支援センターの看護師と連携し、本人に対して予防等健康管理の話をしてもらい、健康についての意識付けを図っている。
余暇支援：本人活動や社会参加の催し物への勧誘と参加。

《今後の課題》

- ・定着支援。
- ・収入の確保(障害基礎年金の受給)。
- ・社会生活自立への段階的支援。生活の場の検討。健康管理における食事の提供。
- ・本人活動や社会参加による経験の拡大。

②施設入所から就職、そして地域生活へ

56歳、男、知的障害

《支援経過》

- ・平成14年 8月 併設施設においてクリーニング業務での雇用について検討・協議。
- ・平成14年 9月 入所中の施設から退所後の生活について相談開始。
- ・平成14年10月 クリーニング業務の臨時業務員として採用される。(週25時間)。

《支援内容》

- ・雇用に伴う「生活の基盤づくりの支援」
 - 住まいの確保（職員アパートの利用）。
- ・雇用後の「職場定着と地域生活の支援」
 - 金銭管理：社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業「福祉サービス利用援助事業」を利用し、月1回生活支援員から必要経費の払い出しと預け入れ、各種料金の振込みや諸手続き等の支援を受けている。
 - 食事支援：私的契約の世話人からの買物と調理。週2日は支援費による社会福祉協議会の居宅介護（ホームヘルプサービス）の支援を受けている。ホームヘルプサービス利用時の食材は社会福祉協議会からの薦めもあり、食材配達業者を利用し、効率的に無駄が出ないようにやりくりをしている。
 - 余暇支援：センターの余暇支援活動「さぽとも」への勧誘と参加。希望が丘グループホーム入居者と川西町居住者による「ダリア会」への参加。また、最近では休日と同じアパートの友達と近くの温泉浴場に出かける等、人と場所の広がりが出てきている。

《今後の課題》

- ・定着支援。
- ・生活全般の支援。
- ・各関係機関との連携による地域での支援体制作り。
- ・緊急対応における支援整備（苦情対応）。
- ・家族との関係調整。

③親子の悩み

8歳、男、知的障害

《支援経過》

- ・平成13年 6月 母から放課後の支援について相談開始。

《支援内容》

- ・送迎：基本的に母と兄で下校時の送迎をしているが仕事の調整がつかない場合、センターで学校から祖父宅まで送迎している。多動、衝動性があるため、車内ではドアを内側から開けられないよう、チャイルドロックをして危険防止の対応をしている。
- ・家族支援：随時、母からの相談へ対応。
- ・関係機関との連携：教育関係との情報交換及び共有化。

《今後の課題》

- ・関係機関との連携による地域でのサポート。
- ・家族支援。
- ・送迎サービスの開拓。

考察

○不況のために

現在の雇用情勢は極めて厳しく、就職を希望される利用者の声に応えられない日々が続いている。また、就職していても業務縮小のための解雇や不適応のため離職する利用者も多くなっており、その後の再就職は難しく、福祉的就労となっている状況である。

○利用できない支援費制度

地域で生活する障害者にとって支援費制度によるサービスは必要不可欠ですが、まだまだ利用できるサービスにはなっていない。行政は財政難を理由に支給量をしぶり、利用者は欲しいサー

ビスも妥協せざるを得ない状況にある。

○社会資源の不足

在宅福祉サービスや人的物的社会資源の不足でつなげる先がなく、センターで支援せざるを得ない状況がある。また、サービス提供先の関係機関を見ても、支援費制度該当の指定居宅介護事業所が少ない上に、マンパワーが不足しているなかでも介護保険と支援費のサービスを提供している事業所。金銭管理の専門的支援である地域福祉権利擁護事業を利用したくても実際に担当する生活支援員の人材が少ない等、資源不足は利用者の生活に反映し、安心した地域生活を送るには程遠い状況である。

結論

就業面では不況の壁に、生活面ではサービスの壁にはばまれながらも利用者の気持ちに添い、共に考えることをしてきた3年間。いつでもどこでも言われることですが、障害者が地域で生活するためには、仕事、食事、住居、健康、金銭、余暇、人間関係等、様々なことに支援が必要となること。そして、その支援は一つの機関が担えるものではなく、マネジメントする機関があって、関係する様々な機関がネットワークをつくり、支援にあたらなければならないことを実感している。そうしたことにより、生活のしづらさが解消し、自分らしい生活ができるものとする。

おわりに

障害者就業・生活支援センターは、現在、全国に45カ所。平成16年度の厚労省の予算の概算要求では障害者が地域生活を送る上で「就労」が重要な要素となることから、就労支援のための雇用施策との連携等の総合的な取り組みを一層推進するとして33カ所増となっている。

『サポートセンターおきたま』の3年間は「地域のなんでも相談窓口」という機関が必要だったことを裏付けるかのように年々支援対象者が増えてきました。それと同時にネットワークも広がりました。これからも「利用者主体」の支援“あなたの生活応援したい”をモットーに「地域の相談窓口」として、時には「利用者の代弁者」として地域生活支援に取り組んでいきたいと考える。

「ボランティア養成講座」開講

地域の社会資源開発を目指して・・・

西村山精神障害者生活支援センター ういんず
援助主査 石川 喜美子

はじめに

こころの時代と言われる昨今、ボランティア活動が注目されている。しかし、いざ活動となると何をしたらいいか分からないのが現実であろう。ボランティアのグループは、この河北町でもいくつかあり施設訪問などをしておられるが、既存のグループという形が多く個人で参加がなかなか出来ないようであった。

当西村山精神障害者生活支援センター(以下ういんず)としても傾聴ボランティアの活用が考えられたが利用者のニーズが把握出来ていないこともあり今すぐ単独で養成するまでには至らず、どのような形で養成したら良いのか模索中であった。

目 的

ボランティアは、身近な地域で気軽に自然に参加できるのが望ましい。ういんずだけで養成するのではなく町全体で養成することも大切ではなかと河北町役場保健福祉課に働きかけボランティア養成講座を開催した。

ひとつの事業所として単独で行わず、他と連携して実施したが、その運営の仕方に反省すべき点が多々あった。ボランティアの養成と活用は、社会資源として大切になってくると思われる。失敗点や良かった点を拾い上げながら来年度の講座に向け考察して行きたい。

方 法

今回のボランティア養成講座を振り返る中で考察をする。

結 果

1、河北町の状況

河北町では、救護施設みやま荘が長い間精神障害者の社会復帰に取り組み、地域作業所「だんだん」と共に3つのグループホームと共同住居があり、河北町職親会が献身的に精神障害者の社会復帰を支援する中で、精神障害者の地域生活が比較的自然に行われている地域である。老人関係でも特別養護老人ホームの「眺葉園」が古くからあり、近年は、老健施設「紅寿の里」が出来ている。しかし、知的障害者や身体障害者の施設はなく、近隣(寒河江市,天童市等)の施設を利用していたが、保護者等の小規模作業所を作る動きがようやく実を結び、平成16年4

月開設する見通しがついたところである。

ボランティア団体は、ボランティア団体連合会に所属し、年1回総会にてその活動を報告する。各団体独自の活動の他、社協主催の研修会や「河北町健康と福祉のつどい」への参加協力等の活動をしている。町内にある谷地高校にも「ピエロ」と言う名のボランティアサークルがある。

2、経緯

精神保健福祉啓蒙活動の推進を図り、社会資源としてのボランティアを養成することは、社会復帰施設として必要とされる機能の一つである。ういんずにおいても養成を図らなければならないと言われながらも、どのような形で行ったら良いか暗中模索であった。

そのような時に「河北町にも作業所を」と言う動きがあり、みやま荘の地域作業所「だんだん」やあさひ寮の「ちかくら」利用者の地域生活等活発に地域展開をしているということで河北町手をつなぐ育成会の方が時折状況報告に見えられていた。また、作業所設立の話合いの場にも請われてジョブコーチが説明に伺ったりしていた。

小規模の作業所には日常の支援をするボランティアが不可欠である。行事ボランティアや演芸やカラオケを披露してくれるボランティアだけではなく実践をしていただける方が必要でないかと思われた。

「この機会に実践型のボランティア養成をしたらどうか」と河北町の健康福祉課に働きかけた所、「例年、社会福祉協議会に予算と共に委託しボランティア講習会を開いており、各ボランティア団体に参加者を募り参加してもらっていたので中々拡がりを持てなかった。実践型のボランティア養成が必要な時期である。」と賛同していただくことが出来た。また、経費として社会福祉協議会に予算配分しているボランティア関係費を当てることができるので利用したらどうかとの話もいただいた。

そこで前述の河北町手をつなぐ育成会の方にも参加していただき3者で今後の進め方について話し合いを持った。

打ち合わせ(準備会)：7月22日：ういんず内

：参加者：河北町健康福祉課、河北町手をつなぐ育成会副会長、ういんず

実行委員会開催前の準備会として話し合う。ボランティア講座開催の目的、対象者、実施内容(日時、場所、形式等)について話し合い、実行委員として河北町役場、社協、ボランティア協議会、手をつなぐ育成会、みやま荘、ういんずと言う案で声を掛け、賛同できる機関に参加してもらう。施設見学について、みやま荘、あさひ寮に打診する。また、みやま荘には実行委員として参加できないか伺い了承を得る。

第1回実行委員会：7月28日：河北町児童会館会議室

：参加者：河北町健康福祉課(2名)、河北町手をつなぐ育成会副会長、みやま荘、ういんず(社協も参加予定だったが欠席)

目的(河北町に多く既存する老人対象のボランティアと差別化するため障害名を明記したらどうかと言う案も出されたが、あえて特定しないこととする。)、対象者(対象者とし実践できる人に参加してもらうために原則として高校生以上としたほうが良いのではないかと、高校生の参加を促すことがこの講座が教育資源のひとつになるために必要なのではないかと話し合われる。)、日時(勤めている人が参加できる曜日、時間)について話し合う。また、内容について3回講座で講演→施設見学→VTR学習、ディスカッションとすること、講演は、身障協佐藤正知氏に打診することとする。施設見学は、みやま荘と、あさひ寮のちかく

らを想定し調整することとする。

経費は、社会福祉協議会より出していただくこととし、そのため、主催者が社協、共催として河北町、ボランティア連絡協議会、河北町手をつなぐ育成会副会長、みやま荘、ういんずが共催することとする。

募集についても話し合わせ、「広報かほく」に掲載すること、谷地高、ボランティア協議会、ロータリークラブに呼びかける事とする。あわせて、河北町で福祉やボランティアに関する情報をボランティアで掲載しているミニコミ紙にも協力願うと共に、ポスター、チラシを各公民館等に配布することとする。

第2回実行委員会：8月25日：河北町児童会館会議室

：参加者：河北町健康福祉課(2名)、河北町手をつなぐ育成会副会長、
小規模作業所を作る会、みやま荘、ういんず

当初講演後施設見学だったが、講師の都合で先にみやま荘とちかくらを見学すると言うことになり、日程調整をする。各見学場所では、生活時間に影響しないよう配慮し、見学だけに終わらないようお話もしてもらうようにする。また、応募人数が多かった場合は、ビデオ紹介など工夫する。

その他、VTR学習のビデオ選定、話し合いの内容、会場、広報について話し合う。特に今回は、実践していただくボランティアとして、各施設として何をして貰いたいのか、啓蒙活動として、障害や施設を理解していただく機会であるので、小規模作業所、みやま荘、ういんずの紹介をすることなどを決める。

第3回実行委員会：9月24日：福祉センター

：参加者：社会福祉協議会、河北町健康福祉課(2名)、河北町手をつなぐ育成会副会長、小規模作業所を作る会、みやま荘、ういんず

応募者5名(河北町在住者4名、他1名)

3回講座の役割分担(進行、日程説明、挨拶、ゲーム)を行う。

ボランティア養成講座実施要項

1、目的

障がい者に対する理解を深めると共に、養成講座の開催を通して実践活動に活かせるボランティアを養成することを目的とする。

2、対象者

河北町在住及び通学・通勤者等で、ボランティア活動に興味のある方。

3、実施期間

10月2日、9日、16日(19:00~21:00)

4、実施場所：河北町福祉センター

第1日目

社協会長挨拶後、救護施設みやま荘見学。地域交流室をお借りし施設の概要等説明。その後、自己紹介。終了後ちかくらにて交流会。ちかくらのメンバーの皆さんが、ちかくらで暮らしてよかったこと、コロニーとの生活の違い、自分たちの力で出来たこと、希望することなど自分の言葉で率直にお話ししてくれる。その後、解散。

第2日目

講演者が都合により高橋潔氏（山形県老人連合会事務局次長）に変更。障害者福祉制度の変革と動向、福祉用語を解説する形での障害者福祉の基本的考え方の説明、ヨーロッパ等視察研修の報告、各障害者施設の説明、ボランティア活動について等ゲームを交えた講演であった。

第3回目

ビデオ学習として、保健所からお借りした「精神保健ボランティア」を利用。精神障害者中心であったが「ボランティアをして得るもの」が語られ、障害者も社会の一員として一緒に参加する喜びがあることが分りやすく表現されていた。

次にみやま荘、ういんず、小規模作業所を作る会により、どのようなボランティアを望むかを含めて概要説明を行う。ボランティアとしてお願いしたい時など連絡を差し上げることを快諾される。

またゲームをしながら注視されることに対する感情、視覚障害の理解等体験をして和んだところで3回の講座受講後の感想等伺う。最後に社協会長より修了証書を授与して終了となった。

考 察

参加者の視点と運営側の視点により考察していく。

1,ボランティア養成講座参加者の状況と参加しての感想

以下、参加者それぞれの参加動機と参加しての感想を含めた意見を抜粋する。

- A：ロータリークラブの会員としてみやま荘盆踊りに参加。今回、会として作業所立ち上げに協力することとなったため参加。→みやま荘にボランティアに行ってもどう話し掛けたりしたらいいのか戸惑うことが多かった。近所の知的障害者に対しても戸惑う。それもやっぱり心のバリア。今回の講座でバリアを取り払うと言うことがどういうことか見えてきた。軽く楽しくボランティア活動がやれたらと思う。
- B：子育ても終わって、今、コミュニティーセンターで掃除のボランティアをしている。何かお役に立てればと思って参加した。→ボランティアをしたいと思っても何をしたらいいのか分からなかった。今回3回の講座を受けてよかったと思う。また、ちかくらの方のお話に感動し、いつでも協力できる機会があったら参加したいと思った。
- C：まもなく定年を迎える。時間が余るので自分のためになればなあと思って参加した。→鏡を使ったレクリエーションでいかに健常者の立場でボランティアをやっていたのかが分かった。
- D：養護学校教諭。交流教育の一環として高校生を対象に養成講座を開いた。ボランティアがいてこそ福祉であり教育であると思う。自分も参加していきたい。→知的障害と精神障害と一緒に取り上げていただき勉強になった。ボランティア講座と共に徐々にボランティアが増えていったらいいと思う。
- E：養護学校教諭。今、グループホームなどにより地域生活を目指す動きが盛ん。その意味で勉強になればと思っている。→参加させていただきいろいろなことを教えていただきよかった。養護学校の父兄も地域生活、グループホームと言っても実感できずにいる人が多い。地域で自分で生活することの大切さを素直に感じる事ができた。「地域の中で」と言うが自分の地域の中にこのような講座ができて感謝している。

皆、みやま荘や眺葉園へボランティアを経験していたり、職場関係や家族の関係で障害者に接したことがある方なのですんなり参加できたようである。その点、明確に「参加型の講座」が出来たと思われる。ちかくらの利用者が自分の言葉で語ったことに感銘を受けた方が多く、地域で暮らすことは当たり前と実感できたのではないと思われる。養護学校の先生が、「知識として社会復帰、地域生活移行と言ってもイメージがつかめなかった。こうして喜びも苦労も同時に持ちながら生活すると言う誰でも当たり前の姿を見ると地域生活は自然のことなのだと思ひ知らされた。」と話されていたが、

「本当に理解する」と言うことは、体験し実感することなのだと思います。町内の各施設とも、すぐに受け入れ体制が出来ていないこと、傾聴ボランティアなど実践していただくにはさらに研修が必要なことからすぐにボランティアに入っていくことはないであろうが、行事などさまざまな場面に参加していただくことにより継続して研修等出来るようにして行きたい。

2、実行委員を組んでの養成講座の問題点

- ・多数の機関が入ったため責任の所在がはっきりしなかった。
社協主催で他は共催と言う形で進めたが、どこまで主導していったらいいのか分からず、結果的にお互いに相手任せになってしまった。実行委員派遣を依頼書で欲しいと言う施設に対し、主体的に誰がかかわるのが分からないことで手間取ってしまい社協会長名で後日送付したということもあった。
- ・話し合いをする中で機関同士知り合いになれた。今後、社会復帰や、地域生活を推進していくためには社会資源の利用が重要となってくる。地域でネットワーク作りきっかけにしていきたいものである。

ま と め

12月20日にういんずでクリスマス会が開かれる。今回は、希望者を募り料理を作る予定であり、参加していただいたボランティアの方にも参加を呼びかけている。今は行事ボランティアの段階であるが、今後自然な形でういんずの中で関わっていただけたらと思っている。先日、他の地域の精神保健ボランティアの方にお話を伺う機会があったが、「こうして関わるようになるまで数年かかった。最初は自分ひとりであった。少しずつ関わっていくうちに、この会に参加するのを自分が一番楽しみにするようになったし、自分たちで企画にも参加できるようになった。」と、おかげで若くいられるのだと笑いながら話してくださった。ボランティア活動は、ただ単に人に奉仕するだけではない。自分も育てられると言うことを謙虚に受け止め、喜びも悲しみも一緒に歩んで行こうとする姿勢が望まれる。そうして社会全体が障害を持つ人も持たない人も、老若男女も共生していく社会が作られるのだと思う。そのためには、身近な地域社会の中で自然に手を取り合えるような地域づくりが必要であろう。このような講座を何度も繰り返すことが多くの方に障がい者を理解し隣人として支えあう地域社会を培われるみなもとになるであろう。社会福祉施設として、また、社会福祉に携わるものとして業務の中に啓蒙活動が位置づけられている。大きなイベントを組むだけでなく、地道に育てていくことも大切ではないかと思う。

河北町健康福祉課から毎回4～5名出席したにもかかわらず、ういんずでは勤務の都合で1名しか参加できなかった。少人数のスタッフでイベントを組むのは難しい。やはり地域内の機関が協力し合うという形が良かったのかもしれない。

今回、施設見学として救護施設「みやま荘」とあさひ寮「ちかくら」を見学させていただいた。そこで「プライバシーの問題」という指摘を受けた。事前に利用者の方に了解を取り、「お客さんが来る」と言うことで楽しみにしておられたが、実際に生活しているところにお邪魔するのは、もっと人数が多ければ、近所にも迷惑になる恐れもある。ビデオなどで生活の様子をお話ししながら、希望する利用者の方と話し合いを持つやり方のほうが良かったのかもしれない。大いに反省すべきことがあると思うが、利用者が自分の言葉で生活を語る機会は、大切であるし、障がい者自身が社会貢献していくことは自信につながるのではないだろうか。そうする中で、地域の中で知り合いが増えより楽しく生きがいのある生活につながるのではないかと思う。

これからどういう形でボランティアを活用していくか、各施設や作業所として大きな課題である。また、来年度、継続研修や新規の講座開催などのような形になるかは分からないが、河北町の社会資源のひとつとして続けて行きたい。

誘客活動 について

～ 利用率向上のための利用形態の多様化ニーズを探る ～

寿海荘 本間 みはる、 後藤 哲哉、 滝本 真貴子

はじめに

寿海荘は主に老人、身体障害者を対象として設立した保養利用施設です。当初は新設であり、ものめずらしさもあってか特にPRをしなくても利用者がありました。しかし、近隣の市町村に気軽に利用できる入浴施設が次々に出来た事や3連泊しか出来ないなどの利用制限があったこと、大人数での利用から小グループ、家族での利用へと変化してきていることから利用者は減少傾向にあります。

目 的

今年、開設以来 25 周年を迎えましたが利用者は昭和 61 年度をピークに減少をたどり、平成 10 年度までその傾向にストップをかける事ができませんでした。そこで平成 11 年度に、事務局、組合、3 つの利用施設で利用拡大についての検討委員会を開催、ようやく利用拡大にむけた取り組みが本格的に始まったといえます。この会議により、利用 3 施設の合同パンフレット作成と、互助会利用券発行をして頂くことができました。当荘に於いては、平成 10 年 10 月に 20 万人宿泊利用達成を一つのイベントとして開催、マスコミを通して宣伝に繋がったものと思われまます。翌 11 年度はちょうど開設 20 周年目だったことから 20 周年記念事業を展開する一方、これまでの予約制限の緩和を図り、長く続いた下降状況をようやく上向きに転じる事が出来ました。現在も行なっている民謡、舞踊のイベント事業やさくらメールの発送はこの時からのスタートです。また平成 12 年度は利用拡大会議からの件案だった年末年始営業を開始し、営業日数を増やし利用拡大に努め念願の 60% 台の利用率を達成しました。正月営業は利用者からは大変喜んで頂いています。また、顧客名簿の再整理や、庄内地区社協、公民館へのパンフレット配布活動をはじめました。以上が近年のおおよその誘客活動であります。60% 達成に職員一丸となって取り組んでいるところでありますが平成 14 年度から再び目標達成に至っていない状況です。今回、今年度の誘客活動の実践をふまえ利用状況を明らかにして今後の寿海荘運営の方向を探り、利用率アップに繋がりたいと考えています。

活動の状況

今年度のPR活動は次ぎのような状況です

1、リピーター確保のためのPR活動

(1) パンフレット配布活動

- ◎ 期 間 …………… 4月下旬 ～ 5月上旬
- ◎ 延べ人数、日数 ……… 15人 7日
- ◎ 配布場所 庄内地区市町村社会福祉協議会…………… 14ヶ所
 " " シルバー人材センター…………… 14ヶ所
 " " 職員常駐公民館、コミュニティセンター …… 14ヶ所
 " " 単位老人クラブ…………… 630ヶ所

(2) ダイレクトメール発送

- ◎ 期 間 …………… 5月中旬 ～ 5月下旬
- ◎ 発送場所 庄内地区以外の市町村社会福祉協議会……………
 " " シルバー人材センター……………
 " " 精神障害者デイケアセンター……………

より4月の利用数の底上げが出来たこと、同年7月に実施した20周年記念事業で大幅な利用増があった事がわかる。またH.12年度より年末年始の営業開始で営業日を6日間増やした事で12月、1月の利用増に貢献したものと考えます。

次に、資料1から

H.12年度以来、4名以下、とりわけ2名単位の利用増と11名以上の団体利用の減少が明確であり、今後もこの傾向はさらに進むと考えられる。たとえ4名グループであっても2室を希望する事が多く、定員どおり一室では満足していただけないことも多くなっている。

イベント事業に於いても5年が経過し、案内後満室に至るまでは少し時間を要するようになり、新企画が求められる時期になっているものと考えられる。しかし、それによって個人利用の傾向に歯止めがかかるとは考えにくい。また、いままでは施設の立地地域の特徴として農耕期は出足が悪く農閑期に利用者が多いという利用形態であったが、一年を通して平均して利用者を確保することが利用率の底上げに繋がるものと思われる。一口に老人と言っても色々なライフスタイルを持つわけであるから、農家のお年寄りだけでなく市街地のお年寄りの方、デイサービスの谷間の日常生活に難のある方、移動手段を持たない方の送迎サービスの充実などにより多くの方に満足頂けるようなサービスの多様化が求められていると思われる。すでに、木目細かな送迎サービスは今年から実践している。また、夕食に鍋コースを新設したことは、選択肢を増やしたという意味では前進したと思う。鍋コースは2000円という料金設定と季節感を取り入れた月代わりのメニューが受け入れられたのか好評である。

ハード面に於いては、25年を経過した施設であり新設の施設には設備面ではとうてい及ばないものではあるが、現在の設備の維持管理に一層努め清潔感を失わないよう大切に、高齢者、身障者の方々に常に好感を持たれるように努力していく事が肝要である。

また、PRには口コミが最も効果を発揮すると言う事を職員皆が認識し、良質なサービス提供とともに職員の資質向上に努めなければならない。今までは個人研修中心であったが、今後は職場内研修に力を注いでいかなければならないと考える。そして、お客様の苦情には些細なことでも答えていく姿勢が大切であり、何を望んでいるかを常に探求していかなければならない。

一方、今年新たな受入れとして慈丘園を窓口として 社団法人自閉症児協会山形県支部による「集団キャンプと研修会」を隣接林業センターを併用して開催して頂き定員を越える利用を得た。これは保健所に事前許可を取り56名の定員に対して76名の利用であった。

食事サービス、送迎サービス、駐車スペース、職員の配置等今までに無かった利用形態であったが数回の打ち合わせの上進行、スケジュールに合わせた職員対応をし、概ね好評であった。(資料3)おかげさまで来年も予約を頂いている。

利用施設は利用していただく事により福祉サービスを提供できる施設です。したがってより多くのサービスを還元するには利用拡大が不可欠であると考えています。

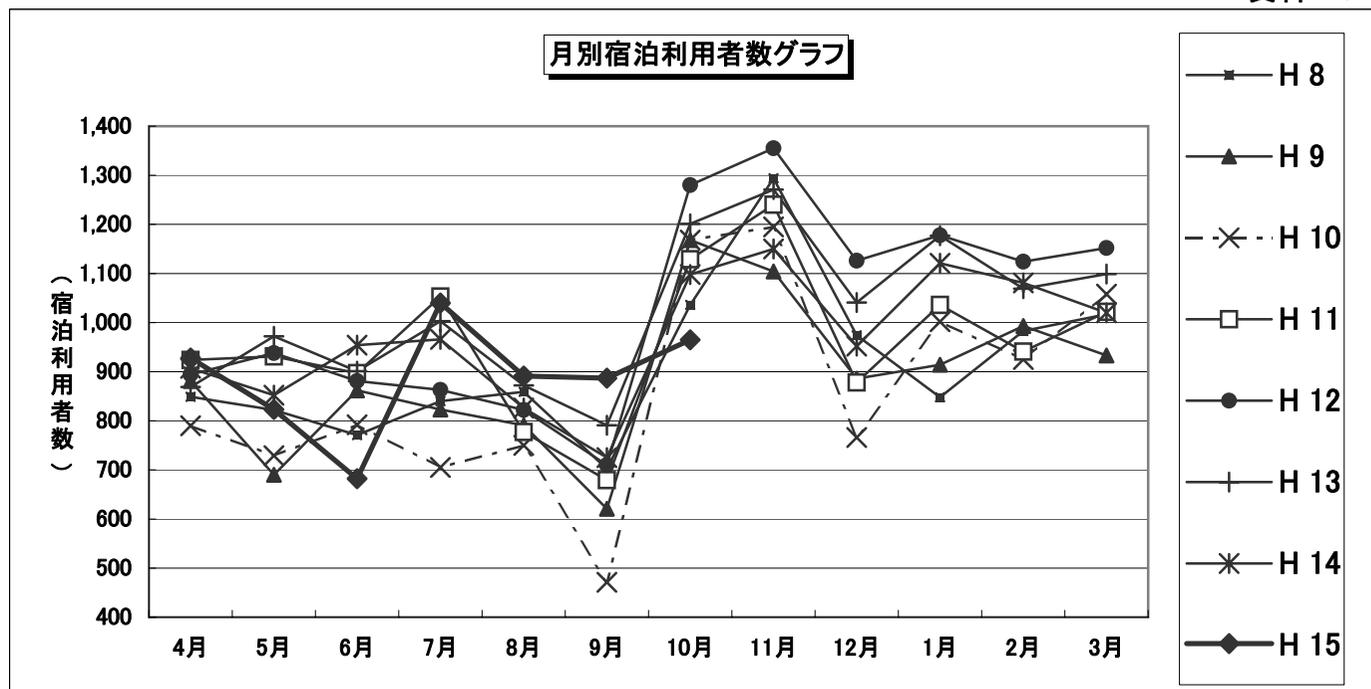
これからは単に保養所としての利用だけでなく、福祉施設、関係機関による研修等への寿海荘の施設提供、隣接施設(林業センター)との併用を提案したり、グループホーム等の利用を積極的に促し、今年度の実践を足がかりにして職員協力による多角的サービスのあり方も研究、提案していかなければならないと考えます。

利用人員単位の状況

資料-2

年度 利用人員	2	4	6	8	10	12	14 ()件数
1人	%	%	%	%	%	7.8	% (174) 9.0
2	44.4	43.6	46.0	53.2	46.4	35.8	78.6
3						18.3	
4						13.2	
5~10	25.0	24.6	26.7	26.9	25.0	19.1	(339) 17.5
11~15	9.7	8.6	9.9	11.0	10.0	2.8	(52) 2.7
16~	20.9	23.0	17.2	12.9	11.4	3.0	(24) 1.2
利用者数	13,213	13,025	12,173	10,995	10,351	12,323	11,652

資料-1



7月26日 日程表

(当日は職員増員により対応)

時 間	活 動 事 項	備 考
13:00	集合(温海温泉寿海荘) 開会式 行程説明	遠方の方で昼食が必要なとき、寿海荘に予約します。来荘順に提供。 山形、米沢方面の方は乗合バスを用意しています
13:45	鼠ヶ関海水浴場へ出発	来荘車を林業センターPへ 寿海荘マイクロバス、観光バスにて移動
14:00	到着 海水浴(2時間) (親子)	子の行動に留意。事故のないように十分注意する。
16:00	寿海荘へ出発	寿海荘マイクロバス、観光バスにて移動
16:15	到着	温泉なのでいつでも入浴可能
17:30	入浴 自由時間	
18:30	夕食(大広間)80食	夕食片付け後大広間に布団を準備
19:30	花火 (親子)	
20:30	温泉街、ホテル、散策 (親子) 又はカラオケ大会	夕食片付けと並行して、スタッフ打ち合わせ用オーダーブル調理 20:30~提供
22:00	保護者、スタッフ打ち合わせ 就寝	子供は21:00に就寝 打ち合わせは時間制限なし

7月27日 日程表

時 間	活 動 事 項	備 考
6:15	起床	職員増員、大広間布団片付けの後
6:30	ラジオ体操 布団上げ、洗面	朝食配膳、提供、後片付け 時間があれば朝市見学
8:00	朝食(大広間)76食	8:45からスタッフミーティング
9:30	温海温泉観光協会へ出発 イカの一夜干作り(子供達)	寿海荘マイクロバス (食堂) にて移動 一人2枚のイカの一夜干をつくりま す。
10:30	寿海荘へもどる 寿海荘隣森林組合体育館で ミュージックケア(子供達)	寿海荘マイクロバスにて移動 親は寿海荘にて研修会(大広間準備) 講師 県福祉相談センター 神田 秀人 氏
12:30	昼食 大広間にて準備	
13:15	道の駅「しゃりん」へ移動	寿海荘マイクロバスにて移動
13:30	到着 「しゃりん」、海辺の公園を散策	
15:00	寿海荘へ出発	寿海荘マイクロバスにて移動
15:15	到着	
15:45	帰省準備	
16:00	解散式	山形置賜方面へバス出発

平成 15 年度 **実践報告集**

発 行 社会福祉法人
山形県社会福祉事業団

発行日 平成 1 6 年 3 月 1 5 日